

埼玉県指定史跡

野火止用水 保存活用計画

(素案)

令和5年3月

新座市教育委員会

はじめに

新座市は、埼玉県の最南端に位置し、通勤通学に便利で都市機能が高いという特長を有する一方、野火止用水や平林寺に代表される数多くの文化財が今も大切に継承されているほか、武蔵野の雑木林や妙音沢等の自然環境にも恵まれた緑豊かなまちです。

新座市の象徴である野火止用水は、川越藩主・松平伊豆守信綱が武蔵野台地の開発に当たり、入植した人々の飲用水を確保するために開削した用水であり、この用水が野火止新田の開発を成功に導きました。その後、野火止用水は360年以上の長きに渡り、この地域の生活の礎となり、現在もその清らかな流れが、市民の心を潤しています。

新座市では、町内会やボランティア団体を始めとして、多くの市民との共創によるまちづくりが進められており、支え合いの心、地域のふれあいの輪が大きく広がっています。新座市教育大綱の基本理念「はぐくもう 共に生きる力と豊かな心 ～だれもが自分らしく幸せに生きるために～」にも掲げたように、文化財を歴史的な地域資源として保存・活用する中で、学び、体験し、交流することで、“豊かな心”が育まれることが期待されます。

近年、文化財保護法が改正され、指定文化財等には個別の保存活用計画を策定し、定期的な見直しを行いながら永続的な保護を目指す、という方向性が示されました。埼玉県指定史跡である野火止用水につきましても、地域の宝として、そして地域連携を育む場として未来に伝えていくべく、この『野火止用水保存活用計画』を策定いたしました。家庭・学校・地域などの様々な場面において、市民一人一人が“野火止用水のある暮らし”に誇りを感じていただけたら幸いです。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言を頂きました野火止用水保存活用計画策定員会の皆様を始め、多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

令和5年3月

新座市教育委員会教育長 金子 廣志

例言

- ・本書は、埼玉県新座市（以下「市」という。）を流れる埼玉県指定史跡野火止用水の保存活用計画書である。以下「本計画」という。
- ・各組織・部局名等については、策定当時のものである。
- ・本書は、令和4年度に埼玉県教育委員会（以下「県教委」という。）の指導のもと、野火止用水保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の意見を得て、新座市教育委員会（以下「市教委」という。）が策定し、同生涯学習スポーツ課が事務局を担当した。
- ・本書の策定に当たっては、前項の各担当者・策定委員会参加者のほか、下記の機関より、御指導・御協力を賜った。
朝霞市教育委員会、志木市教育委員会、和光市教育委員会
東京都立川市、東大和市、東村山市、小平市、清瀬市、東久留米市
埼玉県立文書館、平林寺
- ・本書の策定に際しては、国際文化財株式会社東日本支店に支援業務を委託した。

凡例

- ・古文書等における旧字・仮名遣い等は、常用漢字に改めたが、一部に常用外漢字を用いたものがある。
- ・年号については、和暦年（西暦年）の表記としている。
- ・図表の出典は、特に断りがない場合、新座市が所有・作成しているものである。
- ・本書で用いた地図は、国土地理院が提供する基盤地図情報を基に、QGISを用いて作成している。
- ・本書に掲載した図版の縮尺・方位・凡例は、必要に応じて各図において示した。縮尺は不同である。
- ・野火止用水に関する各事業名等は、適宜、以下のとおり省略する。
野火止用水使用組合 → 使用組合
野火止用水復原対策事業 → 復原対策事業
野火止用水清流対策事業 → 清流対策事業
野火止用水管理・活用計画 → 旧計画

目次

第1章	計画策定の沿革・目的	1
1	計画策定の沿革	1
2	計画の目的	2
3	委員会の設置・経緯	2
4	他の計画との関係	4
5	計画の実施	5
第2章	史跡の概要	6
1	指定に至る経緯	6
2	指定の状況	6
(1)	指定に関する基本情報	6
(2)	指定説明文とその範囲	6
ア	指定時の説明文と野火止用水の概要	6
イ	昭和50年(1975)8月18日付け県教委通知(抜粋)	8
ウ	昭和58年(1983)2月24日付け県教委通知(抜粋)	9
エ	指定範囲	10
(3)	指定後の調査履歴	11
3	野火止用水の概要	12
(1)	地理的環境	12
(2)	歴史的環境	13
ア	用水開削以前の概要	13
イ	江戸時代前期の幕政と、松平信綱の川越藩政	15
ウ	野火止新田開発と野火止用水の開削	17
エ	新田開発の村々と歴史的景観	19
オ	平林寺と野火止	24
カ	野火止の信仰と用水開削	26
キ	高崎藩と野火止陣屋	27
ク	近代の野火止用水	28
ケ	昭和(戦後)の野火止用水	32
コ	平成期以降の野火止用水	39
(3)	調査成果	40
ア	自然的調査の成果	40
イ	歴史的調査の成果	41
ウ	社会的調査の成果	44
エ	野火止用水の現況	46
第3章	史跡等の本質的価値	48
1	史跡野火止用水の本質的価値	52
(1)	現存する近世前期の水路	52
(2)	生活・生業を支えた施設	52
2	野火止用水が地域形成に果たした役割	52
(1)	新田開発の歴史的な景観	53
(2)	野火止用水と信仰	53
(3)	台地中央部に現れた水辺環境	53
3	構成要素の特定	54
(1)	史跡を構成する諸要素	54
ア	本質的価値を構成する諸要素	54
イ	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	54
ウ	史跡指定範囲外及び周辺地域を構成する諸要素	54
(2)	史跡を構成する諸要素の概要	55
第4章	野火止用水の現状と課題	61
1	野火止用水の保存(保存管理)	61
(1)	保存(保存管理)の現状	61
(2)	保存(保存管理)の課題	62

2	野火止用水の活用	65
(1)	活用の現状	65
(2)	活用の課題	65
3	野火止用水の整備	66
(1)	整備の現状	66
(2)	整備の課題	66
3	野火止用水の運営・体制	67
(1)	運営・体制の現状	67
(2)	運営・体制の課題	68
第5章	野火止用水の保存活用に関する基本方針	69
1	保存活用の方向性	69
2	保存活用の方法	69
(1)	保存	69
(2)	活用	69
(3)	整備	70
(4)	運営・体制の整備	70
第6章	史跡の保存（保存管理）	71
1	保存の方向性	71
2	保存管理の方法	71
(1)	史跡指定範囲とその周辺の地区区分と取扱方針	71
(2)	史跡指定範囲（A・B・C地区）の取扱方針及び取扱基準	72
(3)	史跡指定範囲外（D・E・F・G地区）の取扱方針	78
(4)	追加指定と公有化の推進	79
(5)	水利権の維持	79
(6)	史跡の維持管理	81
(7)	地域住民との共存	81
(8)	調査・研究の継続と資料の保管・公開	81
(9)	緊急対応	81
(10)	崩落危険箇所	82
(11)	都市計画道路	82
第7章	史跡の活用	83
1	活用の方向性	83
2	活用の方法	83
(1)	学校教育との連携	83
(2)	大学等の教育機関との連携	83
(3)	生涯学習における活用	83
(4)	地域住民との連携	84
(5)	観光・シティプロモーション	84
第8章	史跡の整備	85
1	整備の方向性	85
2	整備の方法	85
(1)	保存に向けた整備	85
(2)	活用に向けた整備	86
第9章	運営・体制の整備	87
1	運営・体制の整備の方向性	87
2	運営・体制の整備の方法	87
(1)	管理体制	87
(2)	他の機関等との連携	88
(3)	地域住民との共存・連携・協働	88
第10章	施策の実施計画の策定	89
1	施策の実施計画	89
(1)	短期的計画（令和5～9年度（2023～2027年度））	89
ア	保存管理	89

イ	活用	90
ウ	整備	90
エ	運営体制	91
(2)	中期的計画（令和 10～14 年度（2028～2032 年度））	91
ア	保存管理	91
イ	活用	92
ウ	整備	92
エ	運営体制	92
(3)	長期的計画（令和 15～34 年度（2033～2052 年度））	93
ア	保存管理	93
イ	活用	93
ウ	整備	93
エ	運営体制	94
2	実施計画の総括表	94
第 1 1 章	経過観察	96
1	方向性	96
2	経過観察の方法	96
(1)	進捗管理の方法（PDCA サイクル）	96
(2)	点検項目	96
資料編		98
・	歴史年表（史跡指定まで）	98
・	事業年表（史跡指定からの調査・復元など）	100
・	野火止用水保存活用計画策定委員会開催要綱	106
・	策定委員会の経過	107
・	文化財保護法（抜粋）	108
・	埼玉県文化財保護条例（抜粋）	110
・	埼玉県文化財保護条例施行規則（抜粋）	115
・	史蹟名勝天然記念物保存法（旧法・抜粋）	118
・	「野火止用水謝恩碑」書き起こし	118
・	史蹟調査復命書	119
・	第二十二回埼玉県史蹟名勝天然記念物調査会会議録	120
・	埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認について（回答）	121
・	県指定史跡野火止用水保存対策について（回答）	122
・	復原対策事業実施概要（【野火止用水清流対策事業報告書】表 5 より）	126
・	清流対策事業実施概要（【野火止用水清流対策事業報告書】表 6 より）	127
・	野火止用水における地区区分の変遷まとめ	130
・	野火止用水使用組合規約	131
・	景観法（抜粋）	133
・	景観法施行令（抜粋）	138
・	景観法施行規則（抜粋）	141
・	新座市景観条例（抜粋）	142
・	新座市景観条例施行規則（抜粋）	144
・	屋外広告物法（抜粋）	145
・	新座市屋外広告物条例（抜粋）	148
・	新座市屋外広告物条例施行規則（抜粋）	153
参考文献		155

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

野火止用水は、承応4年（1655）、川越藩主・松平伊豆守信綱により、武蔵野開発の一環として、野火止台地開発のために入植した人々の飲用水の確保を目的に開削された用水路である。現在の小平市中島町を流れる玉川上水から分水され、野火止台地を経て、新河岸川に至るまで、全長約24kmに及んでいる。

昭和19年（1944）に「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき史蹟（地方的）として指定され、昭和30年（1955）に埼玉県文化財保護条例が制定されると、埼玉県の史跡に指定替えされている。また、昭和49年（1974）には都内の野火止用水とその周辺の緑地が「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、野火止用水歴史環境保全地域に指定され、保護されている。

新座市では、平成6年度に『野火止用水管理・活用計画』を策定し、これに基づき文化財としての価値をき損することなく、保存と活用を行ってきた。しかし、計画の策定から月日が経過する中で、史跡を巡る環境は著しく変化し、計画を見直す必要性が高まってきた。本計画は旧計画を見直し、野火止用水を恒久的に保存・活用していくため、基本的な計画として策定するものである。



図1：新座市の位置（『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』）

2 計画の目的

本計画は、野火止用水を地域の多様な自然的・歴史的景観と調和・共存させ、持続可能で未来につながる史跡とするために、適切な保存・活用・整備の方針を定め、実現するための方法を策定することを目的とする。

また、広く市民に対して、史跡の保存及び活用を組織的に取り組むための共通事項を明示し、地域の歴史や自然の学習の場、研究の拠点としての将来的な方針を明らかにするものである。

具体的には、次の項目について検討し、方針を定めることとする。

- ① 史跡の本質的価値について、明確にする。
- ② 価値を構成する要素を整理する。
- ③ 史跡を適正に保存管理していく考え方や方法を示す。
- ④ 活用と整備に関する基本的な理念に基づき、その方法や体制についての考え方を示す。

3 委員会の設置・経緯

本計画の策定に当たり、野火止用水の保存、活用及び整備に係る検討のため、令和4年度に「野火止用水保存活用計画策定委員会」を開催した。策定委員会は、学識経験者、市民、庁内行政関係者等から構成し、県教委の指導・助言を得た。

策定委員会の開催記録や関連会議等については表1に、策定委員名簿については表2に、それぞれ示したとおりである。

表 1：計画策定の経過

年 月 日	開催場所	議事内容
令和 4 年 3 月から 6 月まで	-	庁内各課ヒアリング
令和 4 年 5 月 23 日	第二庁舎 会議室 3	第 1 回新座市文化財保護審議委員会
令和 4 年 6 月 30 日	本庁舎全 員協議会 室	第 1 回策定委員会 ・野火止用水の現状について ・保存活用計画（素案）について
令和 4 年 7 月	-	野火止用水のボランティア活動に係 るアンケート調査
令和 4 年 8 月 16 日	第二庁舎 会議室 3	第 2 回策定委員会 ・保存活用計画（素案）について ・ボランティア活動について
令和 4 年 9 月	-	全庁照会
令和 4 年 10 月 3 日	市内	策定委員会 ・現地視察及び懇談
令和 4 年 10 月 18 日	第二庁舎 会議室 3	第 2 回新座市文化財保護審議委員会
令和 4 年 11 月 7 日	本庁舎第 2 委員会 室	第 3 回策定委員会 ・保存活用計画（素案）について ・測量調査の成果について
令和 4 年 11 月 28 日	本庁舎 304 会議 室	令和 4 年第 11 回新座市教育委員会定 例会 ・計画の策定状況とパブリックコメ ントの実施について
令和 4 年 12 月 15 日から 令和 5 年 1 月 15 日まで	-	パブリックコメント意見募集
令和 5 年 月 日		第 4 回策定委員会
令和 5 年 月 日		第 3 回新座市文化財保護審議委員会
令和 5 年 月 日		新座市教育委員会定例会
令和 5 年 3 月 日	庁議室	庁議



図 2：策定委員会の様子

表 2：策定委員会名簿（順不同・敬称略）

【参加者】

No.	氏名	専門区分 職名・職歴等
1	根岸 茂夫	日本近世史学 國學院大学名誉教授
2	宮瀧 交二	日本古代・中世史（民衆史）、博物館学 大東文化大学文学部教授
3	本間 暁	天然記念物（雑木林等）、文化財行政 元文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官
4	松竹 寛山	国指定天然記念物「平林寺境内林」所有者
5	小野 良平	風景計画学・造園学 立教大学観光学部観光学科教授
6	田中 潤	日本近世史学 学習院大学史料館研究員
7	長谷川 栄	農業 新座市産業観光協会会長
8	横山 勇	ふるさとの緑と野火止用水を育む会 (HUG ネット) 会長

【関係者】

No.	区分	所属
1	指導・助言	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課 (県文化財保護行政担当)
2	関係課	新座市インフラ整備部道路管理課 (野火止用水使用組合担当)
3	関係課	新座市インフラ整備部道路河川課 (野火止用水整備担当)

4 他の計画との関係

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 42 号）及び文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針等に基づき改正され、平成 31 年（2021）4 月 1 日に施行された文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）では、国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化された（法第 53 条の 2 第 1 項）。野火止用水は、埼玉県文化財保護条例第 31 条の規定に基づき、県指定史跡であるが、近年の文化財を取り巻く環境に鑑み、文化庁「史跡

等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」等を参照しながら、本計画を策定することとした。

本計画の策定に当たり、市の最上位計画である新座市総合計画や、関連計画との整合を図る。本計画と関連する諸計画との関係は下図のとおりである。

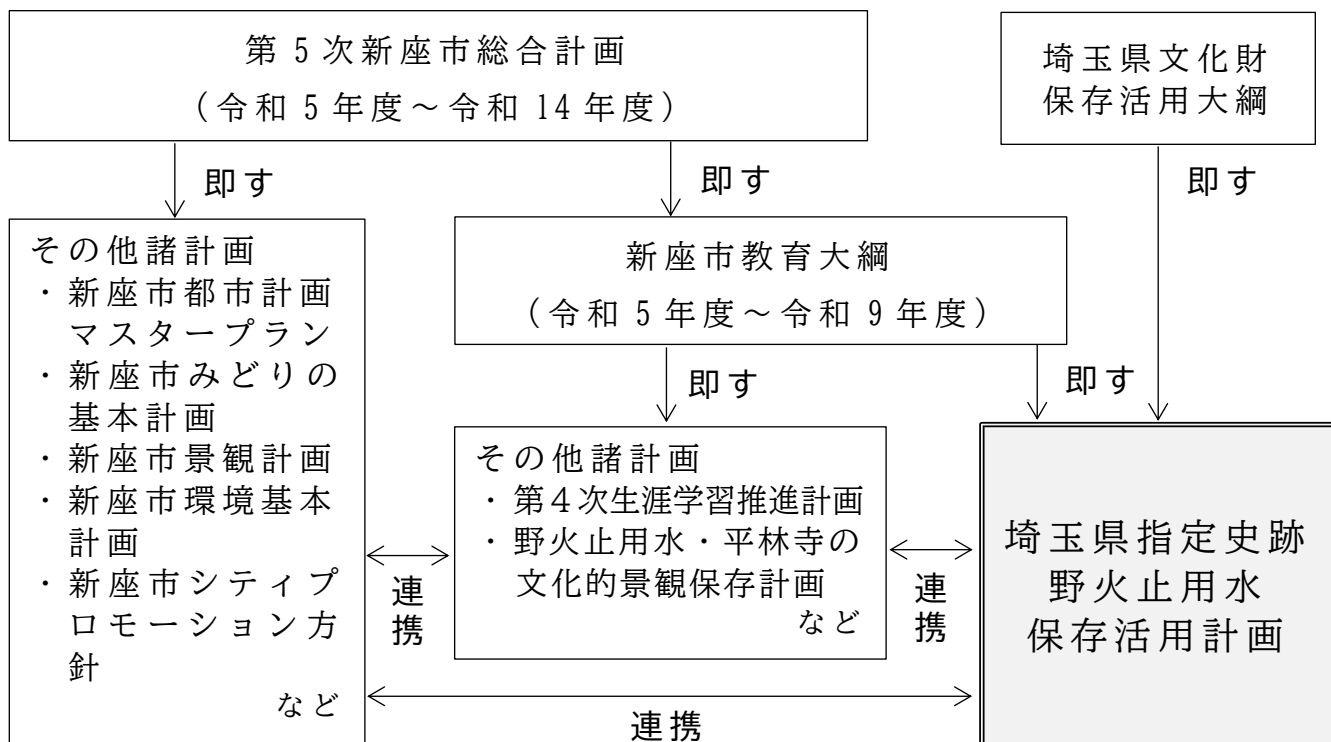


図3：本計画と諸計画との関係

5 計画の実施

本計画の策定、施行日については以下のとおりである。

策定日：令和5年3月 日

施行日：令和5年4月1日

第2章 史跡の概要

1 指定に至る経緯

昭和18年(1943)7月に埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査会から「伊豆殿堀」を含む県内複数の紀念物についての調査が、調査会委員へ依頼された。その後、委員により現地調査が実施され、昭和19年(1944)2月10日付けの復命書にて調査報告を行っている。同年2月14日に開催された第二十二回史蹟名勝天然紀念物調査会の会議において、「野火止用水」という名称に改められ、同年3月31日に史蹟(地方的)として指定された。その後、昭和30年(1955)10月に埼玉県文化財保護条例が制定され「野火止用水」は埼玉県の史跡に指定替えされた。

2 指定の状況

(1) 指定に関する基本情報

名称：野火止用水

種別：史跡

所在地：新座市野火止ほか

指定年月日 昭和19年3月31日

(2) 指定説明文とその範囲

ア 指定時の説明文と野火止用水の概要

第二十二回埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査会の会議における以下の説明に基づき、史蹟(地方的)として決定された。

一、史蹟 野火止用水 北足立郡大和田町大字野火止

東京都北多摩郡小平村上宿ヨリ玉川上水ヲ引入レ東村山村久留米村ヲ通シテ北足立郡大和田町ニ入り字八軒ニ於テ一支流ヲ出セルモ三軒屋ニ至ッテ本流ニ合シ更ニ三軒屋ニ於テ北方ニ一支流ヲ分チテ菅澤ニ達セシメ西堀ニ於テハ三筋ニ分流シテ西流ハ臺山下ニ流レ中流ハ西屋敷ヲ経テ平林寺境内ニ至リ東流ハ中原ヲ経テ陣屋ニ至リ各皆川越街道ヲ横断シテ志木ニ至リ新河岸川ニ合流ス東西ニ流ハ幅六尺中流ハ幅二尺位ナリ

本用水ハ承應三年起工同年四月竣工通水(榎本彌左衛門覚書)川越城主松平伊豆守信綱家臣小畑助左衛門同安松金右衛門ヲシテ玉川上水ノ三分分水ヲ為サシム 通水三年説ハ日下部景衡ノ「遺老

物語」ニ依ルモノナルガ之ハ誤傳ナルガ如シ 安松金右衛門墓ハ元四谷区新宿大宗寺ニ在リシヲ平林寺ニ移セリ

玉川上水ハ承應二年正月清右衛門庄右衛門着手ス 途中ヨリ安松金右衛門設計替ヘシテ三年六月竣工ス 其ノ功トシテ野火止用水ニ三分ノ分水ヲ許サル 斯テ今ヨリ三百年前松平信綱家臣安松金右衛門ニ命シテ之ヲ造ラシメ爾来野火止住民大ニ益ス 昭和七年四月大和田町青年団野火止支部ハ川越街道平林寺大門入口ニ野火止用水謝恩碑ヲ建設セリ

野火止用水ノ堀鑿ハ勸農増産上里民ヲ益スルコト甚大ナルモノアリ 審議ノ結果史蹟トシテ地方的保存価値アルモノト決定ス

上記の指定説明文を見ながら、現在の野火止用水の概況を見ていく。野火止用水は玉川上水小平監視所（現東京都立川市）から分水し、新座市等を通り荒川水系隅田川支流の新河岸川（東京都・埼玉県）へ続く、約 24km の用水路である。現存する流路は東京都側 6 市（立川市・東大和市・小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市）、新座市を通る約 18km である。このうち、新座市内における野火止用水の流路は、廃絶もしくは道路化した部分と現存する水路が混在している。かつての水路の流路を復元しつつ、現在の状況を併記すると、おおむね次のとおりである。

玉川上水から分岐した野火止用水は、新座市に入り旧西堀村地区（新堀・西堀地域）で一旦本流と八軒廻し堀（三軒屋ニ於テ北方ニ一支流。現在は遊歩道化）と呼ばれた水路に分岐し、同地区内で再び合流、市域中央へ向かう。その後、西堀地区（西堀一丁目～三丁目付近）で菅沢・北野堀（三軒屋ニ於テ北方ニ一支流。現在は廃絶）が分岐する。菅沢・北野堀は、本流から分かれた後、市内北部方面へ向かい、米軍基地大和田通信所を通りあたご一丁目を通じた後、志木街道へ突き当たると街道沿いに進み野火止地区へ向かう。菅沢・北野堀は、本流と分岐する西堀二・三丁目付近や大和田通信所付近にわずかに水路跡が遺存している。

本流（西流）はそのまま市域を横断しつつ、現野火止用水史跡公園付近において本流と平林寺堀（中流。現存、一部道路化）・陣屋堀（東流。廃絶、歩道化）に分岐する。本流と分岐した流れのうち、北側の流れは平林寺堀と呼ばれ、平林寺境内を流れつつ

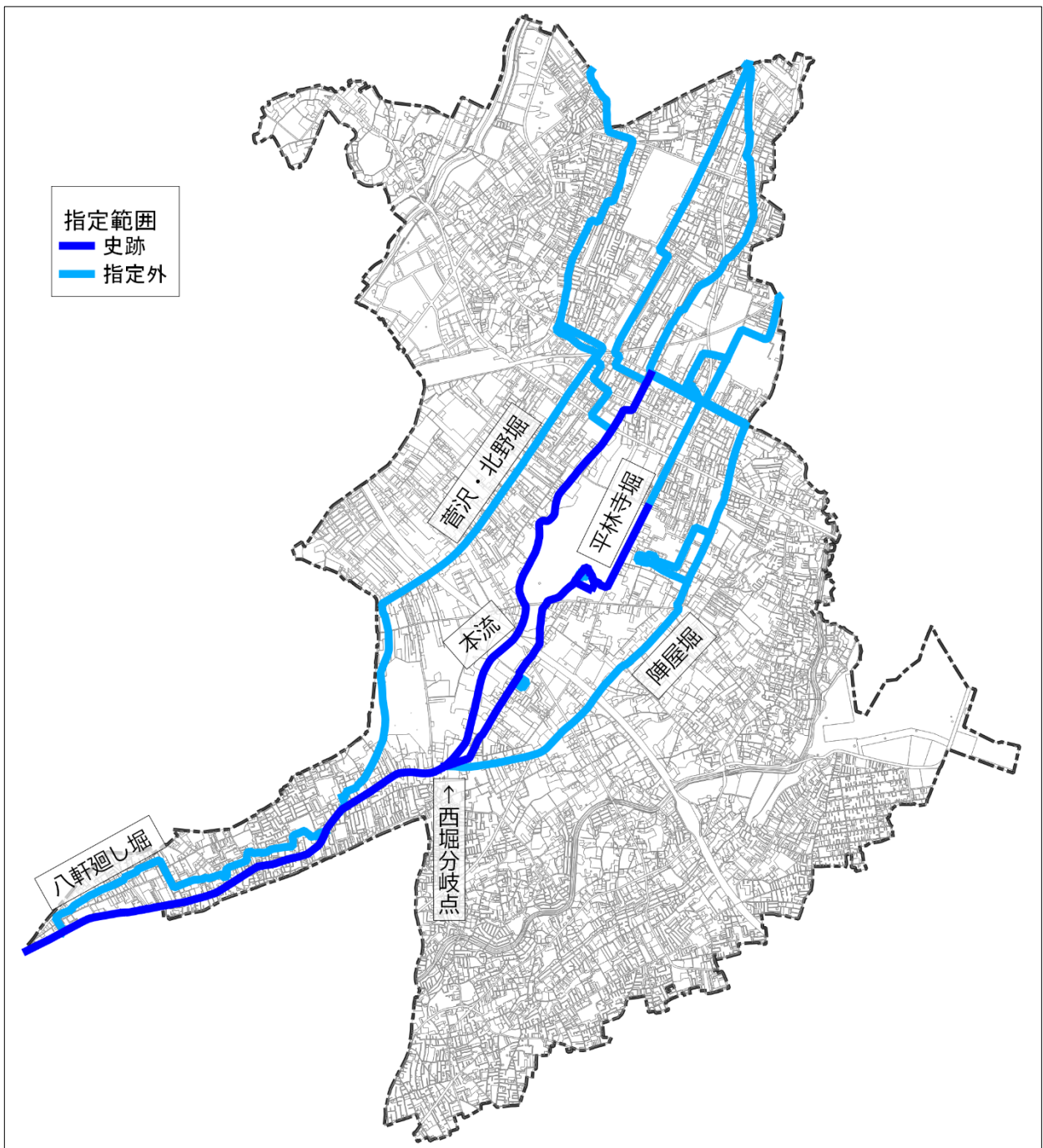


図 5：史跡野火止用水の範囲

ウ 昭和 58 年（1983）2 月 24 日付け県教委通知（抜粋）

市教委は野火止用水の保存対策について県教委に照会を行ったところ、県教委からは下記の回答があった。

5 野火止用水保存の経過

今日の社会経済状況を勘案しても、首都圏に位置し、地理的条件に恵まれている新座市においては、今後も相当な都市化の進展が、想像できる。

文化財史跡としての野火止用水は、埼玉県指定史跡範囲を現状のまま保存することが理想であるが、前述の諸情勢を考

えると、保存についての現実は、相当厳しいものがあるだろう。

したがって、用水の周囲と調和を保つなかで、保存対策を講ずることが、貴重な文化的遺産を次代に継承して行けるものとする。

そのため用水の保存について、次のように行う。

(1) A地区

用水の原形をよくとどめている次の区間

本流 西堀分岐点から国道254号線バイパスまで
平林寺堀 西堀分岐点から平林寺を經由して新座市役所前まで

この区間は原則として用水の現状を変更するような行為は認めない。

(2) B地区

用水の原形を比較的とどめている次の地区

本流 新堀二丁目1413番地から新堀一丁目354番地まで
西堀二丁目407番地から西堀二丁目541番地まで
西堀一丁目727番地から西堀一丁目814番地まで

この区間は公共性が特に強いと考えられる現状変更行為についてのみ認める。

(3) C地区

住民生活に用水の及ぼす影響が強く、用水の保存状態も良好でない次の区間

本流 都県境から新堀二丁目1413番地まで
新堀一丁目354番地から西堀二丁目407番地まで
西堀二丁目541番地から西堀一丁目727番地まで
野火止四丁目700番地から野火止六丁目724番地まで

この区間は、急速な都市化によって文化財としての保護策を講ずることが困難なので、その現状を鑑みて、現状変更することもやむを得ない地区とする。

エ 指定範囲

野火止用水の史跡指定範囲は、上記ア～ウの指定文及び県教委の通知に基づく区間における水路敷と土あげ敷である。水路敷は現水路と重なっていると推定される。その上で、土あげ敷は削平等を受けている範囲があることから、その取扱いについては現状変更の区分の考え方の中で記載する。

(3) 指定後の調査履歴

史跡指定後に行われた各種調査を次表にまとめた。

表 3：史跡指定後の調査一覧

分類	年度	年月	事業
総合	昭和 48 年 (1974)	昭和 49 年 3 月	『野火止用水文化財調査団報告書』 S48.12-S49.2 に環境等の諸調査
自然	昭和 49 年 (1975)	昭和 49 年 6 月	埼玉県・野火止用水使用組合の合同調査 『野火止用水周辺の植物』
埋文	昭和 51 年 (1976)		野火止用水平林寺堀第 1 地点の試掘調査
埋文	昭和 53 年 (1978)	昭和 54 年 2 月	陣屋遺跡（野火止用水陣屋堀第 1 地点）の発掘調査（築堤を断ち割り、道路整備）
架設物等	昭和 55 年 (1980)	昭和 56 年 2 月	橋梁等の所在確認調査
埋文	昭和 59 年 (1984)		野火止用水本流第 1 地点の発掘調査 （野火止歩行者・自転車専用道路）
架設物等	昭和 59 年 (1984)	昭和 59 年 10 月	『野火止用水「橋」調査表』の作成
架設物等	昭和 61 年 (1986)	昭和 61 年 5 月	『野火止用水橋梁等架設物所在確認調査』の作成
架設物等	昭和 61 年 (1986)	昭和 61 年 7 月	『橋梁等架設物所在分布地図・台帳』の作成
埋文	昭和 63 年 (1988)		野火止用水平林寺堀第 2 地点の発掘調査（現状変更）
架設物等	平成元年 (1989)	平成元年 12 月	『橋梁等架設物所在分布地図・台帳』の変更増補
自然	平成 2 年 (1990)	平成 3 年 3 月	『野火止用水沿いの植生調査報告』
自然	平成 5 年 (1993)	平成 5 年 10 月	『野火止用水流域環境現況調査』
自然 民俗	平成 8 年 (1996)		野火止用水動植物調査 野火止用水沿いの地域伝承調査
自然	平成 8 年 (1996)	平成 8 年 8 月	『野火止用水沿いの動植物概況調査報告』
埋文	平成 9 年 (1997)		野火止用水本流第 2 地点の発掘調査 （新座駅南口第 2 土地区画整理事業）
史跡	平成 8-9 年 (1996- 1997)		『野火止用水形態確認調査』 本多緑道等の断面確認調査
景観	平成 17 年 (2005)	平成 17 年	文化的景観保存・活用調査事業に着手。 『文化的景観保存活用調査（その 1）』の作成
景観	平成 18 年 (2006)	平成 18 年	『文化的景観保存活用調査（その 2）』の作成
自然	平成 22 年 (2010)	平成 22 年	『野火止用水自然環境調査及び平林寺境内 林境内調査』
架設	平成 26 年	平成 26 年	文化財説明板の現状調査

分類	年度	年月	事業
物等	(2014)		
埋文	平成 26 年 (2014)	平成 26 年	野火止用水本流第 3 地点の発掘調査 (新座駅南口第 2 土地地区画整理、浮遊ゴミ の回収施設)
史跡	令和 3 年 (2021)	令和 3 年	用水断面の現況測量 (A 地区)
史跡	令和 4 年 (2022)	令和 4 年	用水断面の現況測量 (B・C 地区)

3 野火止用水の概要

(1) 地理的環境

史跡野火止用水のある新座市は、埼玉県最南端に位置し、東西約 7km、南北約 8km、総面積 22.78 km²を有する都市である。市域北西から北東部にかけては、埼玉県所沢市、入間郡三芳町、志木市、朝霞市に、市域南東から南西部には東京都練馬区、西東京市、東久留米市、清瀬市に接しており、都心から約 25km 圏に位置する。市域は荒川中流域の右岸に位置し、南西から北東に向かって緩やかに傾斜している。市域の南部には黒目川、北部には柳瀬川があり、両河川に挟まれた細長い台地を野火止台地と呼んでいる。

野火止台地上はほぼ平坦に見えるが、市域の西端の新堀三丁目は標高約 60m、中央部の市役所付近で約 40m、北部の志木駅付近で約 20m であり、両河川沿いの低地との比高差は 10m 以上の段丘面を形成している。また、平林寺が立地する付近は比高差 10m 程の小さい丘になっており、野火止台地よりも上位に位置している。台地全域を関東ローム層が覆っており、高燥な環境である。野火止用水は、水資源の乏しいこの野火止台地中央部を縦断している。

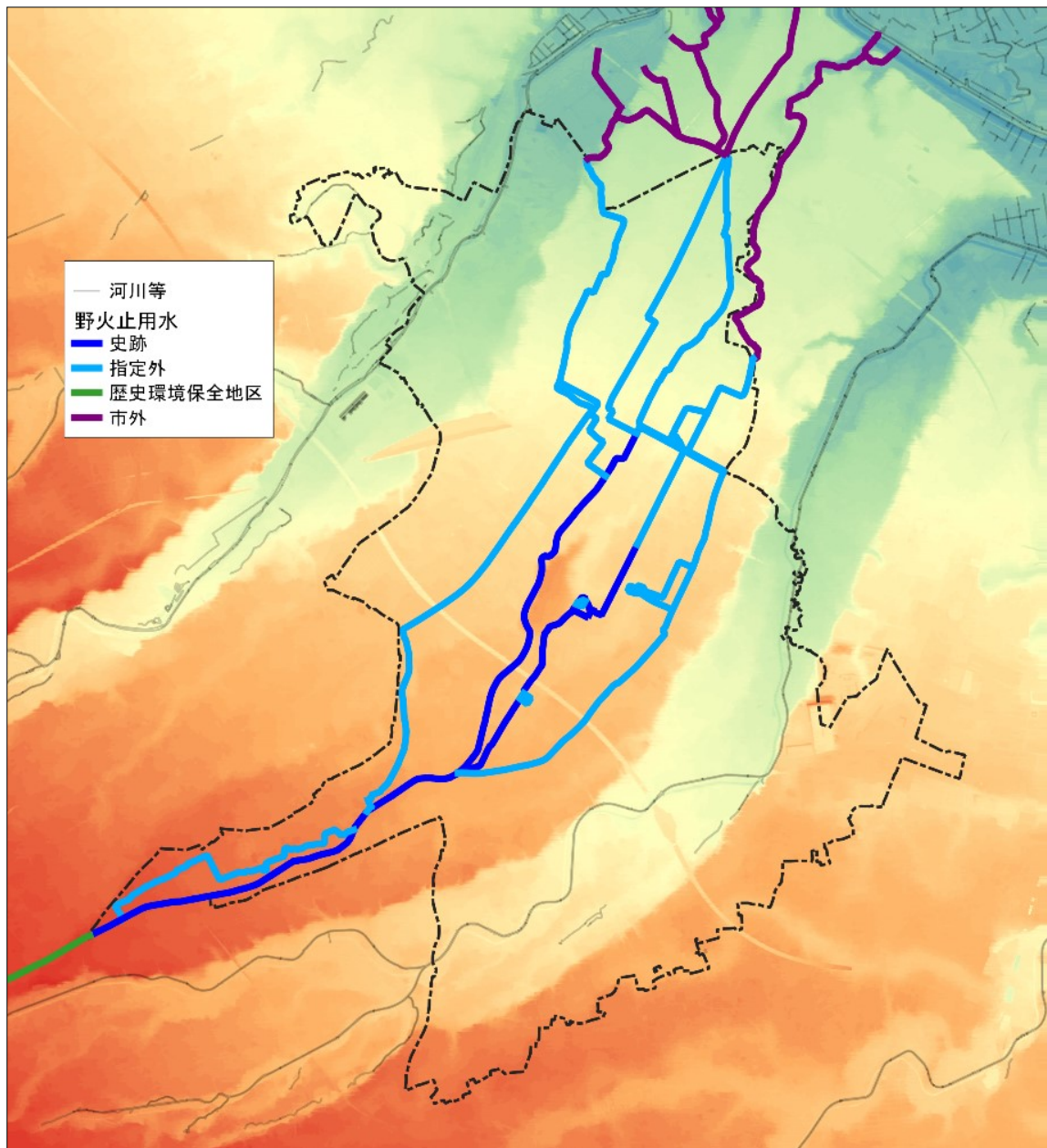


図 6：野火止台地の中央部を流れる野火止用水

(2) 歴史的環境

ア 用水開削以前の概要

新座市域における遺跡は、黒目川沿いに市場坂遺跡（旧石器時代）や嵯峨山遺跡（縄文時代）、柳瀬川沿いに新開遺跡（弥生・古墳時代）や大和田カミ遺跡（縄文・平安時代）が挙げられる（『新座市史』自然・考古・古代・中世資料編）。しかし、水の確保が難しい野火止台地中央部では、中世以前の遺跡が見受けられない。

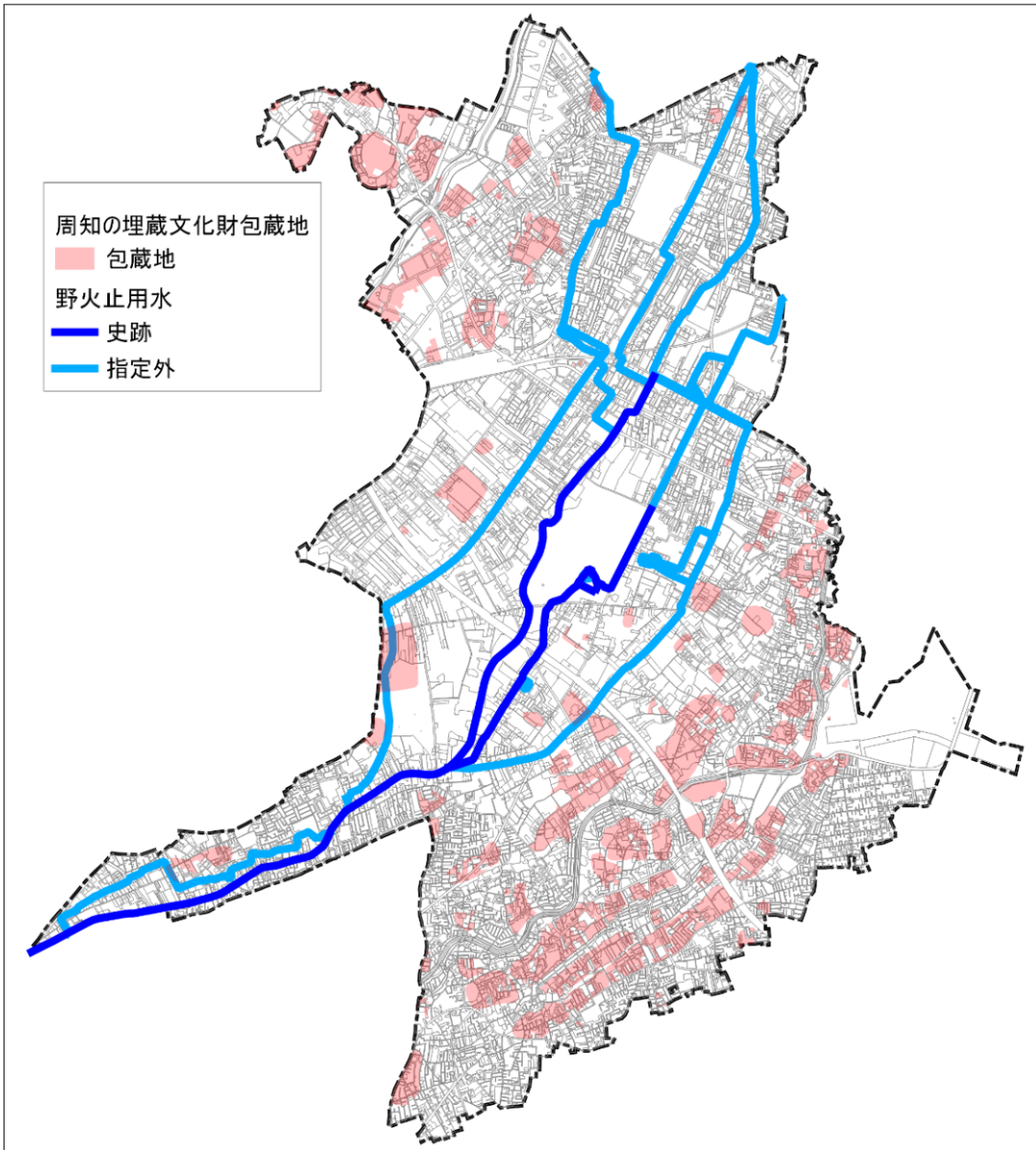


図 7：野火止用水と周知の埋蔵文化財包蔵地

のちに野火止用水、野火止新田として登場する「のびとめ（野火止・野火留）」という地名は、その由来を中世まで遡る。その根拠としては聖護院門跡道興准后が記した『廻国雑記』の存在が挙げられる。文明 18 年（1486）、関東へ下向した道興が武蔵国の十玉坊に逗留し、新座の近辺を遊覧した際に記録した一節に「此のあたりな野火とめつかといふ塚あり。けふはなやきそと詠ぜしによりて、烽火たちまちにやけとまりけるとなむ。それより此塚をのびとめと名づけ侍るよし、国の人申侍ければ、わか草の妻もこもらぬ冬されに聴てもかかるゝのびとめの塚」とある。この一節によれば、道興准后が

「此のあたり」を訪れた時は、住人が当時存在した塚を「のびとめ塚」と呼んでおり、『伊勢物語』の一節「けふはなやきそ」が要因となって発生した地名である。

慶安年間(1650頃)の『武蔵田圃簿』では、新座郡の18か村の石高が列記されているが、野火止新田はまだ開発されていないため、村としては登場しない。代わりに、新座郡唯一の「名所」として「野火留塚」が登場する。この「のびとめ塚」は、平林寺丘の頂部にある「野火止塚」であるとされ、平林寺移転前より存在したと言われるが、平林寺が現存する独立丘自体が「野火留塚」である可能性もあろう。さらに、「野火止塚」の近くには「業平塚」と呼ばれる小型の塚も伝わっている。野火止台地に新田が開発され、村が成立する以前から『伊勢物語』に由来する伝説があり、この付近が「のびとめ」と呼ばれていたことは確かである。

また、野火止の地名の由来には別の説もあり、中世の頃に盛んに行われていた焼畑農法に由来するものとの考え方も有力である。こちらについては昔、焼き畑が行われた頃に、その火が人家に及ばないように、塚や堤を築いて火の手を監視したことに由来するようであるが、詳細は不明である。徳川幕府が文化7年(1810)に着手し、天保元年(1830)に完成した『新編武蔵風土記』に記述されている平林寺の野火止塚の項にも『伊勢物語』と『廻国雑記』の文が引用されており、江戸時代における野火止の地名伝承としては双方ともが周知されていたと思われる。

川越藩による新田開発が着手される前の台地上の景観については、一面茅の原であったと考えられている。だが、開拓以前にも秣場として使用されていたこと(『武蔵田圃簿』)も踏まえると、茅のみであったとは考えられず、下草が茂り、燃料や肥料となりうる葉や枝を茂らせる植物類の繁茂も想定できる。

イ 江戸時代前期の幕政と、松平信綱の川越藩政

4代将軍・家綱の時代には、社会も安定し始め、技術の発展や小農の自立、領主による大規模な土木工事が行われていった。この時期、幕府や各藩の奨励のもと、湖や潟・浅瀬等で

埋め立てや干拓が行われ、丘陵地帯や台地、谷地等の内陸部でも新田の開発が行われるようになり、耕地が飛躍的に拡大した。江戸近郊の開発によって人口増加と食糧増産が図られた反面、飲用水が不足したため、老中・松平信綱を総奉行として玉川上水が開削されることとなる。

川越藩主となった信綱は、川越城の大改築を行い、城下の居住区の町割（侍屋敷・町屋敷・社寺地など）を整え、川越藩士・安松金右衛門による玉川上水・野火止用水の開削、農業技術の指導や農産物の改良などの農政を振興し、川越街道や河川改修



図 8：松平伊豆守信綱夫妻の墓
（埼玉県指定史跡）

による江戸との交通路の整備等、川越藩政の基礎を固めた。川越藩は江戸の後背地に位置し、軍事・流通の要衝にして江戸の農業生産地であったため、老中かつ川越藩主であった松平信綱は、国土の開発と社会の安定を図ることこそ幕府に奉公を尽くすことであり、川越領を幕府の農事試験場的な役割と考えていたと言える。

松平氏時代の川越藩による武蔵野開発には、二つの方針があり、第一は小農民の経営を安定させて、本百姓としての自立と農業生産の向上を図り、本田畑からの年貢収取を増加させること、第二は年貢対象地である耕地を増加させる新田開発の推進であった。また、江戸前期の新田開発は、低地を田に変えることが中心であり、それは年貢増産を企図したものであった。信綱も当初は、旧来の村周辺の開発を始めており、武蔵野ひいては野火止における將軍御膝元としての経済基盤強化を目的としていることが読み取れる（『新編埼玉県史』）。しかし、当初の開発対象となった武蔵野は、旧来の村周辺では秣場として利用されていた。つまり入会地としての活用が主であったため、慶安 2 年（1649）以降、野銭を上納し、入会地を利用していた近隣の村々からは、新田開発に伴って秣場が利用できなくなるこ

とへの反発が起こった。

そこで、信綱は紛争を避けるために旧来の村や秣場から離れ、未開の台地上の開発を行ったものと思われる。つまり、村々との争い、出入りの懸念がなく、飲用水に乏しいため農民が勝手出作をすることが難しい原野を選んでの開発であった。そして、この水の乏しい台地での「新畑開発」は当時でも類を見ない試みだった。

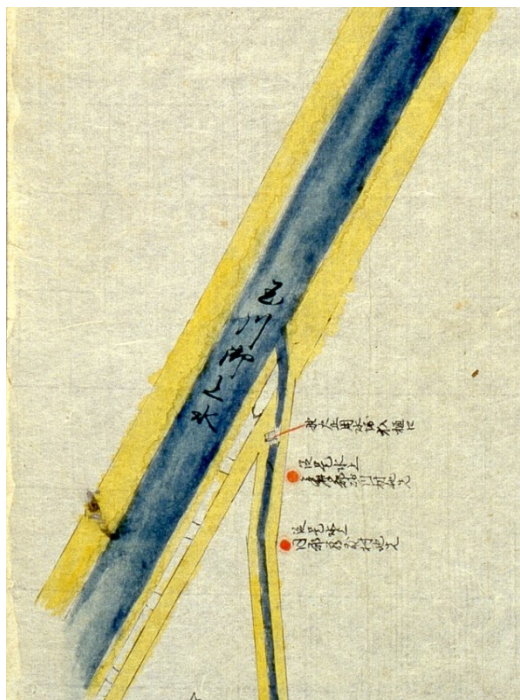
ウ 野火止新田開発と野火止用水の開削

川越の塩商人・榎本弥左衛門の『萬之覚』によると、「武蔵野火留新田、同巳（承応2年）之春中ヨリ同八月中迄五十四五間家出来申候」とある。幕閣として玉川上水の工事が命じられた承応2年（1653）の春、信綱は野火止に新田（実際は畑のみ）を取り立て、8月までに54、55軒の農家をここに移住させ、一軒につき金二両・米一俵ずつを貸付けて開発させた。信綱は家臣を常駐させて開発の指導に当たらせ、耕地を計画的な短冊形に区画し、新しい村（野火止村、西堀村、菅沢村、北野村）をつくり、さらに周辺の外領16か村をはじめ、松平家の一門や家臣までも参加させた。この開発は、川越藩の実施した畑作新田開発のうち、最も計画的かつ精力的なものであった。領主や一門・家臣と農民が一体となって、江戸近郊の武蔵野台地における耕地拡大策を図る幕府農政に先行した、先駆的な事例かつ試験的な性格を持つものでもあった。

野火止新田開発の着手と同じ年、信綱は家臣・安松金右衛門を動員して玉川上水の開削を成功させると、その功績が幕府によって認められ、自領への分水、すなわち野火止用水の開削を許される。『上水記』には「一説、松平伊豆守の臣何某が考る所也、是によりて野火止分水口は格別の掘割にて、古諺、伊豆殿堀といふ、又云、古伊豆守の家、郡方役人安松金右衛門工夫して、主人に申立、吟味のうへ野火止用水出来と云々」とある。この「野火止分水」・「伊豆殿堀」は野火止用水の別名として知られ、玉川上水の開削が安松金右衛門の考案によるものであり、そのために野火止用水が分水できたとしている。玉川上水と野火止用水の分水割合は「七分は

江戸へ通じ、三分は信綱へ賜はり、領内へそゝげり」（『新編武蔵風土記』）とされ、玉川上水の最古にして最大、私領に引かれた唯一の分水が野火止用水である。

榎本弥左衛門『萬之覚』は、野火止用水を次のように伝えている。「承応四三月廿日時分、野火留へ水流れ初り申候、



左図 9：明治 4 年(1872)の分水
（「野火止用水古絵図」部分）
右図 10：野火止口樋管改修記念（昭和期か。左から野火止用水、小川用水、玉川上水）

ほり初か二月の十日時分

より初り申候、堀長さ四里程可有候、水上より野火留迄卅間程ひくし、水上ハ江戸の水道之わかさり也、堀ノ口ハ深みニ依不定、しきハ三尺ニ極り申候」。つまり、掘り始めから数えて 40 日ほどで距離四里(約 16km)、敷三尺(約 90cm)の水路を完成させ、通水したという。また、開削に際しては、ほぼ平坦に見える野火止台地の中でも僅かに高い場所を選んで水路を引いている。また、窪地では版築法等によって堤を築き、その上に堀を設け、粘土を敷いて水止めをする等の工夫が凝らされており、当時の測量・土木技術の高さを物語っている。

このように玉川上水の開削から野火止用水の分水、そして野火止新田の開発着手が極めて近い時期に行われており、用水の工事開始から完成までが短期間でもあることから、野火止用水開削は玉川上水開削時に既に計画されていた可能性が

指摘できる。当初の野火止では飲用水の確保が必須であり、井戸の掘削も行われていないことから、承応2年（1653）の玉川上水の開削と野火止新田開発の時点で、野火止台地が用水を流下できる地形であることを、信綱は把握していたのだろう。

エ 新田開発の村々と歴史的景観

開発直後の明暦2年（1656）に検地が行われた記録があるが、検地帳が現存しないため、当時の状況は不明である。寛文元年（1661）の検地帳では、新田開発によって設けられた土地は、屋敷地の間口幅と奥に続く畑・野の幅が同じであり、短冊形に地割していたことが確認でき



図 11：野火止新田開発関係資料
（市指定有形文化財）

る（『寛文元年五月野火止村検地帳』）。川越藩は、野火止の新田開発を行う際、川越街道や野火止用水を軸に耕地を短冊形に地割し、それぞれの起点となる道や水路に近い方から上・中・下・下々等の各等級に分けて開発させ年貢を徴収した。この等級は実際に畑地の収穫量を調査したわけではなく、単に起点から近い順に付けたと考えられている。また、耕地は基本的に屋敷地の背後に設定され、それぞれの敷地に野火止用水が流れ、飲用水としての利用の便が計られた。

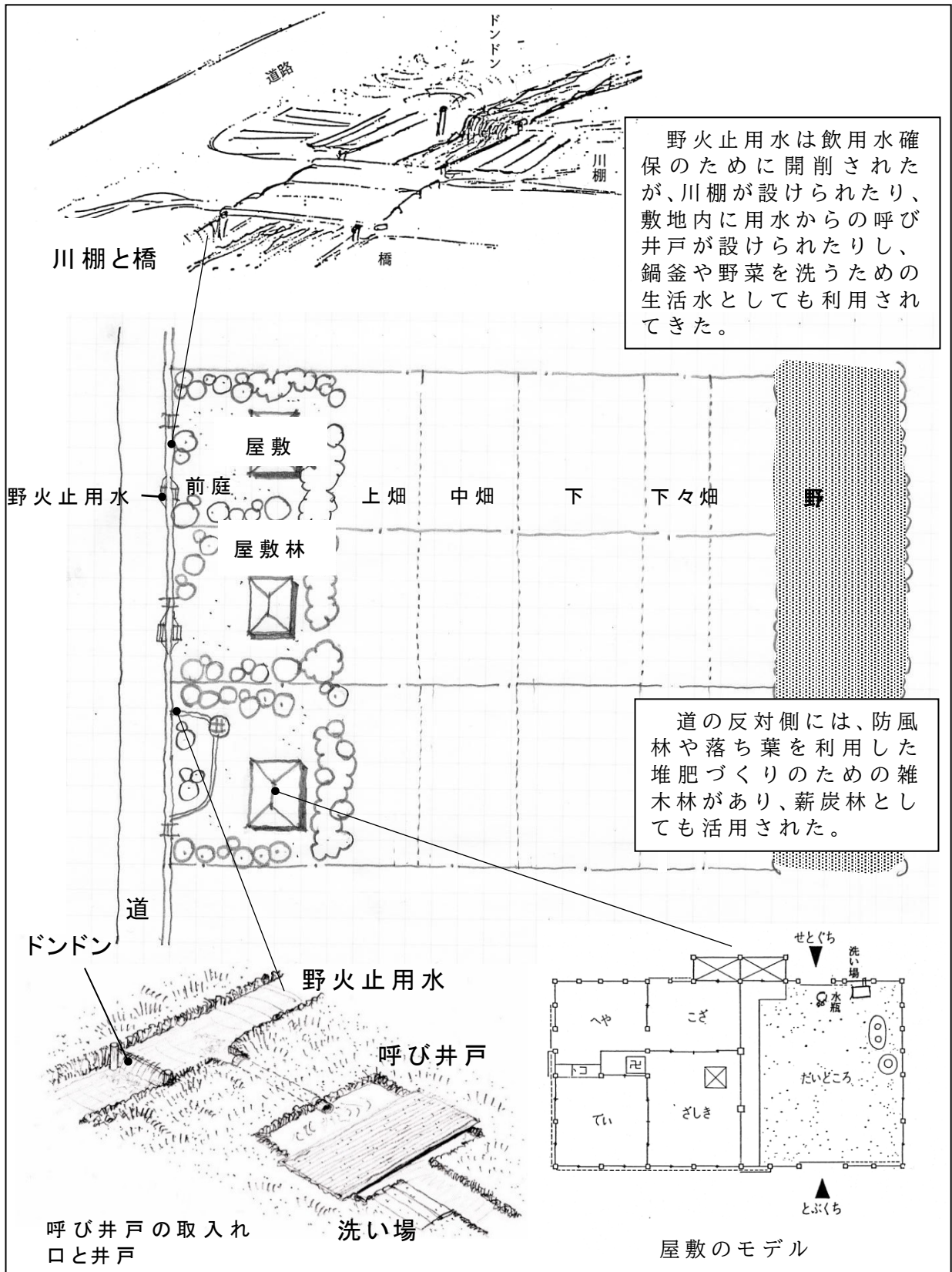


図 12：新田開発集落の地割と野火止用水
 (『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』)

正徳6年（1716）に菅沢村の百姓・長谷川忠兵衛が記した「正徳六年『草庵再造記』」には、「然明暦丙申歳同国橘樹郡六郷領菅沢村之農夫十有一人于爰来而居住、斯為民家之始、爾来准彼地菅沢新田云少」とあり、菅沢村の由来が記されている。菅沢村は明暦2年（1656）に現在の神奈川県横浜市金沢区菅沢から農夫11人が入植したのが始まりであり、近世前期に開発された村から新たに開発された場所へ移住したと解釈できる。この菅沢村は『新編武蔵風土記』に「土性は野土故耕作に宜しからず」と記されており、耕作地に向いていないと認識されていたことがわかる。

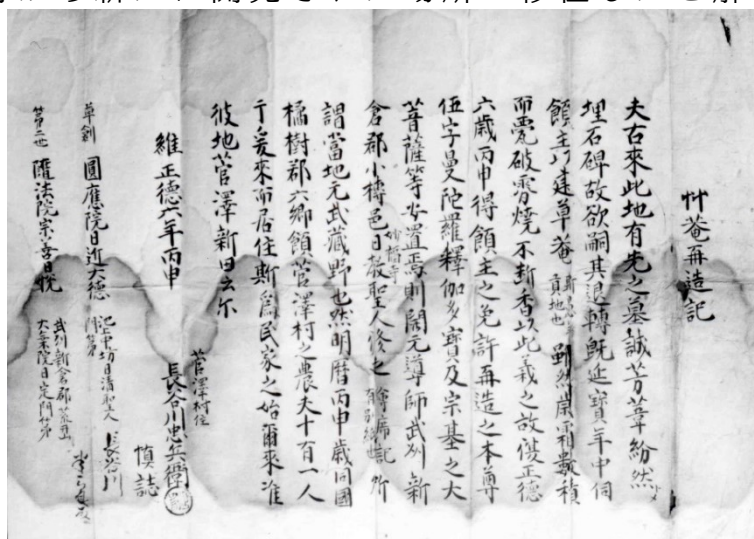


図 13：正徳六年「草庵再造記」
（市指定有形文化財）

北野村の成立

は明らかではないが、言い伝えによると近隣の村々から入植したと考えられる。寛文元年（1661）の「武州新倉郡野火留村年貢割付状」では、北野村の中畑、下畑、下々畑の項目に「当発損面」とあり、「損免」は未開墾地あるいは休耕地を示すと思われることから、野火止新田の中では最も遅い開発であった。また、北野村は野火止用水の流末に当たっていたことも開発の遅さに影響していたであろう。

西堀村は後年、信綱の息子・輝綱が平林寺へ寄進し、平林寺領となるが、「寛文元年川越領武蔵野西堀村検地帳」（平林寺所蔵丙箱 40-2）から寛文元年に検地が行われていることは確かである。

これらの検地帳や文書から野火止台地における畑作新田開発が広範囲に行われていたことが理解できる。開発された野火止新田は、狭義には野火止1か村、広義にはほぼ同時に開発された野火止・北野・菅沢・西堀の4か村を指している。承応2年（1653）に信綱が開発を企図した時、54、55軒の農家が入植

した土地が、狭義の野火止であったのか、広義の4か村であったのかは明らかではないが、先に挙げた寛文元年（1661）の割付状に本村と記録され、川越街道沿いにある野火止村の開発が最初だと考えるのが妥当である。なお、野火止の表記は、元禄期（1683～1701年）以前には「野火留」（のびとめ）と記載することが多かったようである。

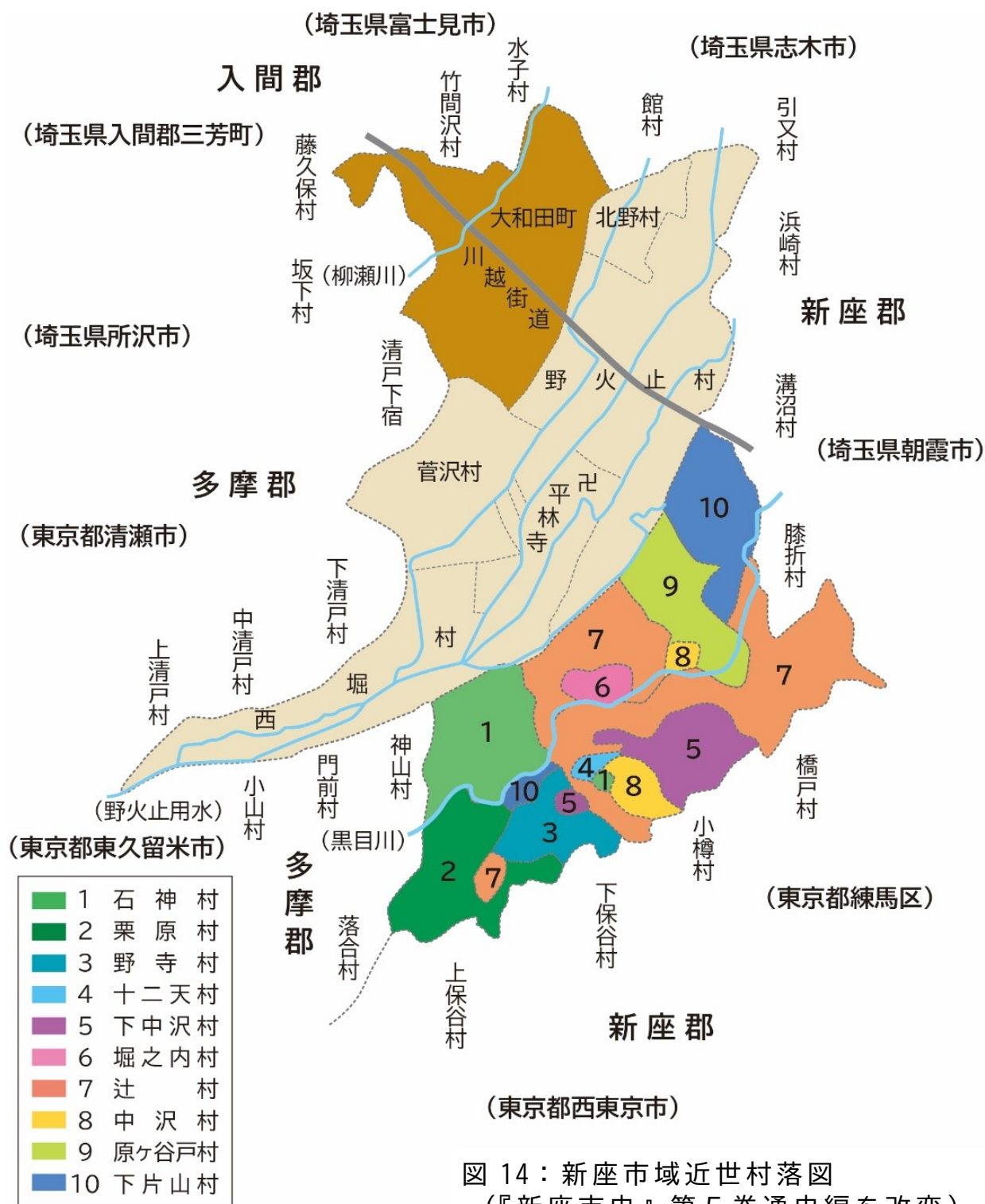


図 14：新座市域近世村落図
 (『新座市史』第5巻通史編を改変)

野火止の開発初期は、他領から農民を入植させるだけでなく、家臣による開発も推奨していた。当時の諸大名は、自身の家臣・一門らを入植させて、所領開発を行うものも多く、『土芥寇讎記』の松平信輝（信綱の孫）の項目には「在国之侍ハ、新畑ヲ開キ、下屋敷ト称シテ手作ス」とあり、川越藩の家臣が領内に下屋敷を有し、畑を開いて畑作をしていることが記されている。これは家臣の家来・奉公人・小作人らが実際に耕作していたことを指すが、野火止においても同様であり、野火止の検地帳には多数の屋敷地が記されている。これら武士の屋敷地は後に百姓へ分割されており（『野火止宿・菅沢村・北野村屋敷改帳』〔天和～貞享年間〕）、野火止の開発が進むにつれて百姓へ屋敷が渡されていく様子が確認できる。



図 15：昭和 22 年（1947）12 月 29 日撮影、川越街道沿いの短冊形地割（国土地理院、USA-R741-98 を抜粋）

川越藩の政策では、雑木林の奨励と萌芽更新の方法が指導されている様子が読み取れる。川越藩が慶安3年(1650)閏10月17日に領内に下した「川越藩郡方条目」の中では、クヌギ・コナラといった雑木林の中心をなす樹木は、材木になるべき木は枝下ろしをして育て、細木は薪にするように命じ、さらに切り口から出た若芽を発育の良い2本だけを残して刈り取るように指導している。これは、近世以降の武蔵野の薪炭林としての雑木利用法に一致しており、川越藩の新田開発に伴う雑木林形成が後世の景観に大きな影響を与えたと考えられる。

こうした野火止新田特有の集落形成は、西堀・菅沢・北野村でも行われ、短冊形地割が野火止台地を代表する集落形態となっている。同じ野火止用水沿いでも、新座市域外では水利権がなかったり、飲用水ではなく灌漑用水として利用されたりしたため、短冊形地割は形成されていない。この「野火止新田モデル」は、同じ玉川上水の分水を始め、江戸周辺の台地開発で模倣されていった。後代の川越藩主・柳沢吉保による三富新田の開拓も、野火止新田に倣って進められたが、用水開削に失敗したため、深い井戸を掘って水を確保する必要があった。

当初の野火止用水の流末は、新河岸川へ落水していたが、のちに新河岸川対岸の領主・岡部氏が新河岸川に懸樋(いろは樋)を構築し、旧宗岡村(現・志木市宗岡)へ水を渡して水田灌漑に利用した。野火止開発のために築かれた用水が、付近の村々へもその恩恵をもたらしていたことがわかる。

オ 平林寺と野火止

金鳳山平林寺は武蔵国埼玉郡(現さいたま市岩槻区)に永和元年(1375)に建立された禅宗寺院であり、開基は大田備中守春桂蘊沢居士、開山には石室善玖禅師が迎えられた。天正18年(1590)の豊臣秀吉による小田原征伐の岩槻城攻撃により堂宇の大半が焼失し、塔頭の一つである聯芳軒のみが存在する状況であった。天正20年(1592)、徳川家康の朱印状により騎西郡に50石の朱印地を得て、駿河臨濟寺から鉄山宗鈍禅師を招いて中興開山とし、平林寺は臨濟宗妙心寺派とし

て復興した。文禄4年（1595）、2世・雪堂宗瑜の頃に伽藍が再興され、寛永2年（1625）には2代将軍・秀忠、寛永13年（1636）には3代将軍・家光から継目安堵を受けた。

岩槻時代の平林寺にも、信綱の実祖父秀綱と実祖母、実父久綱のほか養父正綱も葬られ、大河内松平一族の墓所が造営されていたと考えられる。信綱は平林寺を菩提寺とし、祖先祭祀を行うことで自らの正統性を内外に示した。

その後、寛文3年（1663）、松平信綱の子・輝綱が父の遺命により野火止へ移転したとされるが、寛文元年（1661）には平林寺塔頭である聯芳軒の屋敷地が野火止村に存在していることが確認できる（「野火止村東下屋敷検地帳」など）。惣門や三門等の伽藍や大河内松平一族の墓所も移転され、寛文5年（1665）には4代将軍・家綱の朱印状によって、岩槻から西堀村（現新堀・西堀地区）へ寺領替えが認められた。

平林寺は江戸近郊の名所として『江戸名所図会』や『新編武蔵風土記稿』にも取り上げられるが、境内には野火止用水の平林寺堀が引かれ、境内や門前を流れる用水も描かれており、水路幅や護岸形態、土あげ敷等、様々な情報を得ることができる。

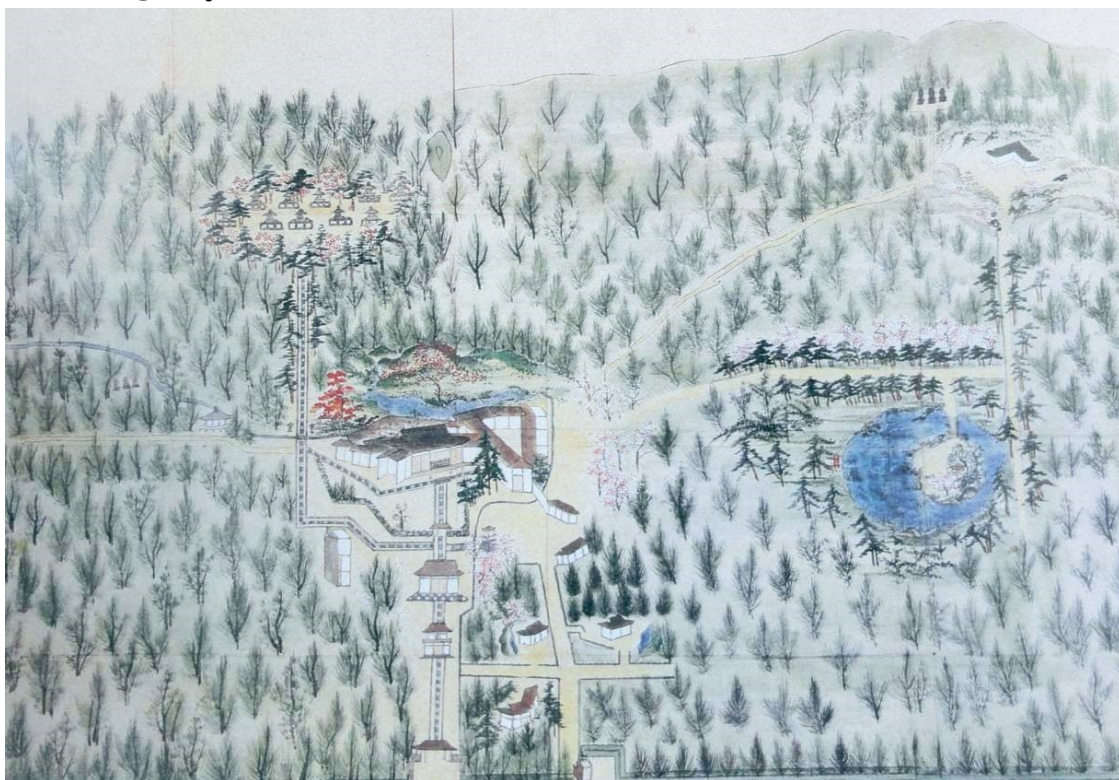


図 16：宝永年間（1704～1710）又は宝暦年間（1751～1763）の平林寺（『平林寺史』）

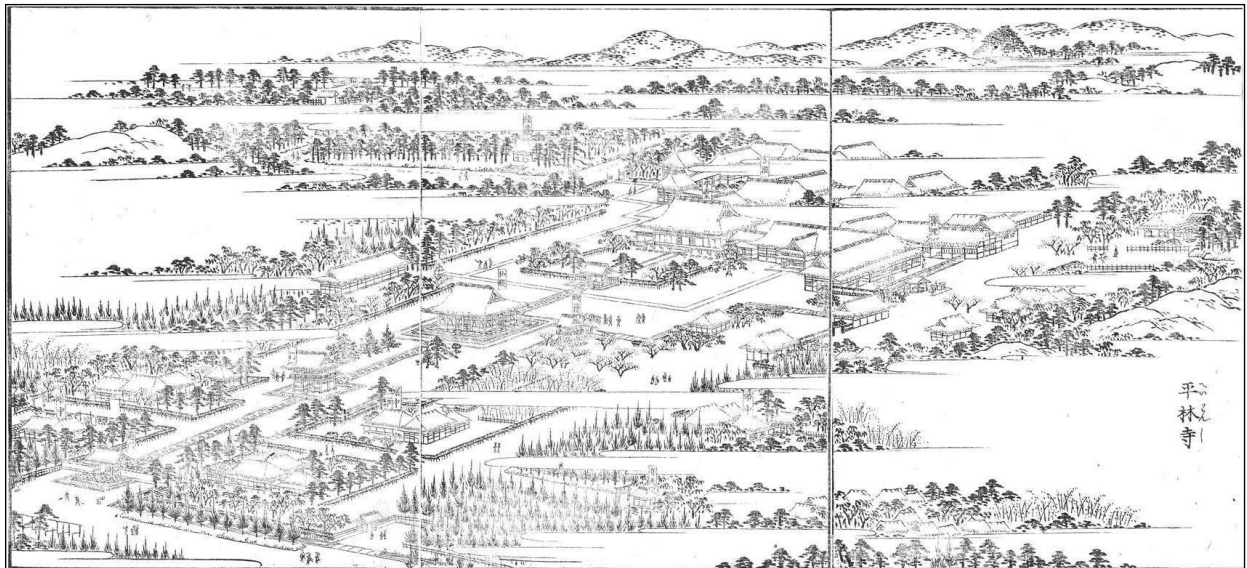


図 17：江戸時代後期の平林寺と野火止用水（『江戸名所図会』）

カ 野火止の信仰と用水開削

野火止用水沿いにおける各神社は、いずれも境内前の道沿いに用水が流れており、例大祭はおおむね 4 月下旬に実施されている。これは野火止用水が開通した旧暦の 3 月 20 日と対応している可能性がある。

例大祭では「武州里神楽」の石山家によって神楽が奉納されている。石山家は、江戸時代には新座郡周辺で神楽を奉納しており、同家に伝わる文書（「御神楽壇発控帳」）には文政元年（1818）には「陰陽家神職」として「石山内蔵之助」が野火止で神楽を奉納していたことが



図 18：武州里神楽

が記されている。陰陽家神職とは、京都の土御門家から免許を請け活動する神楽師のことであり、江戸時代においては里神楽をもって奉仕していた。武蔵野における神楽奉納は、関東諸国に比べて群を抜いて多く、更にその多くは雨乞い、豊穰を願う祭に際して奉納されていた。水に乏しい武蔵野台地での水や五穀豊穰を願う信仰と里神楽が結びついた結果と言える。

さらに、市域における稲荷社に関しても水の信仰との関連が想起される。江戸時代における稲荷信仰は、最も代表的なもの

が水と五穀豊穰に關与する田の神としての信仰であるが、元禄期には飢饉や災害等に瀕して、五穀豊穰を願う側面が民衆の中で流行した。また、疱瘡などの流行病とのつながりから、疫病封じの神としても信仰された西屋敷の疱瘡稻荷は、その名のとおりに疱瘡を治す稻荷として信仰を集めた。西屋敷は平林寺領に当たり、平林寺が管理する稻荷であったとされる。

このほか、用水沿岸には石造物が建立されており、馬頭観音のような寺社に起因する信仰や、庚申講のように古代に発祥しつつ近世、近代に至る過程で民間信仰化したものも確認できる。また、用水沿いでは水汲み場に御幣を立てて水神を祀る家もあり、水に対する信仰が存在したことを示している。

これら野火止用水の周辺に見られる民間信仰は、水や疱瘡のような病など、命や生活に直結する事柄に対しての信仰である。江戸時代における野火止用水の開削と野火止新田の開発が、多様な信仰を育んだ土壌となり、そこで暮らす人々が居なければ現在に伝わることはなかった。野火止用水が育んだ社会によって生まれた信仰構造と言える。

キ 高崎藩と野火止陣屋

信綱の孫である信輝は、元禄7年(1694)に下総古河藩に転封となり、川越藩領である野火止の領地を失う。宝永元年(1704)、信綱の孫で高崎藩主であった輝貞は、先祖の菩提寺のある野火止4か村と大和田町の所領を願い出て、これが5代将軍・綱吉に受け入れられると、以後、幕末に至るまで高崎藩の飛び地となる。この飛び地を管理するために、松平家の菩提寺・平林寺向かいに野火止陣屋が置かれた。野火止用水の分水のうち、東側を流れる陣屋堀は、野火止陣屋に向かって西に分岐して迂回し、陣屋で暮らす武士の飲用水とされたのだろう。陣屋周辺はわずかな窪地となっているため、堤を築いてその上



図 19：陣屋堀築堤の発掘調査

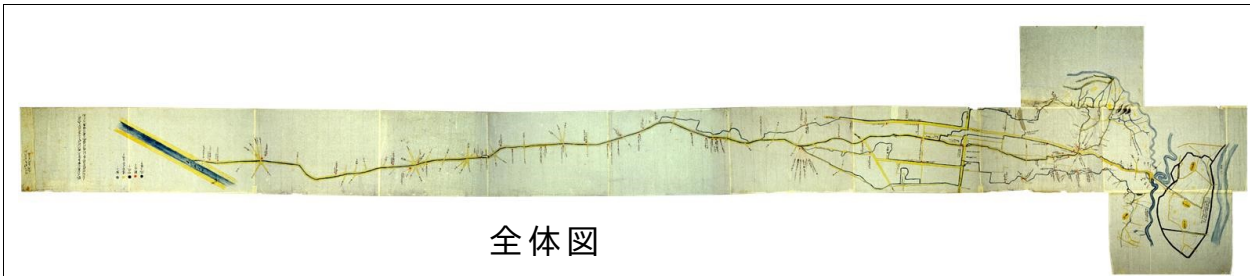
に用水を流した。この陣屋堀築堤は、赤土（関東ローム）や黒土・粘土などを交互に積み重ね、固めた所に堀を開削した強固なもので、漏水しないよう配慮されていた。

ク 近代の野火止用水

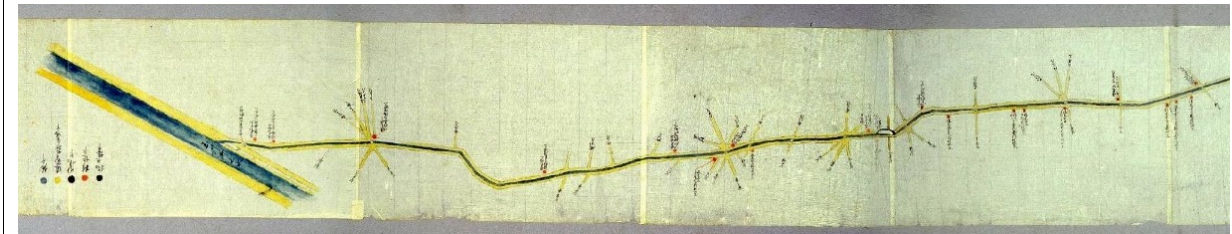
高崎藩の飛び地として明治を迎えた野火止では、明治4年(1872)に「野火止用水古絵図」が作成され、用水の流路や分岐、水車の分水、道との交差等、分水口から流末までの全貌が描かれており、用水の根本資料の一つとなっている。同様の絵図は、現存しないものも含めて複数存在しており、時代の転換期において、野火止用水の使用権を再度把握・共有するために作成されたのだと推測される。図中には、用水と道が交差する箇所において伏せ越し（サイフォン）が設けられていたり、橋や水車がかかっていたり、様々な情報を得ることができる。近代以降も野火止用水は住民の飲用水であり続けた。宝永2年(1785)の野火止宿・菅沢村・北野村・大和田町明細帳によれば、野火止宿に5か所、北野村に1か所の井戸が記録されている。だが、井戸が個人的に掘削されるようになるのは、昭和20年代から30年代前半頃のことと、後述する簡易水道の布設と時期が重なるため、井戸の生活水としての使用は短期間で終わってしまう。



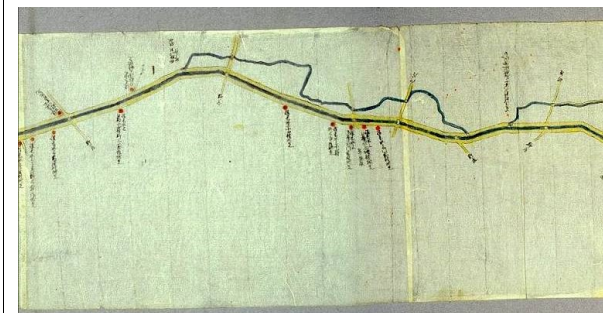
図 20：明治4年（1872）の川越街道沿いの伏せ越しと水車廻し堀（野火止用水古絵図（部分））



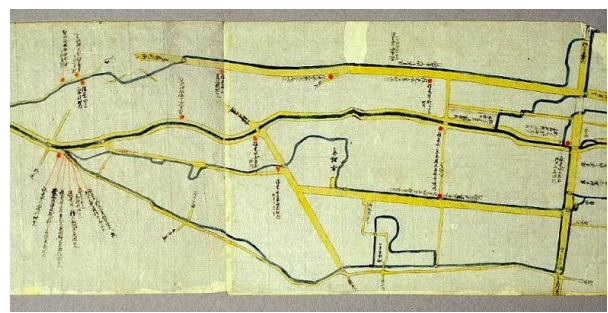
全体図



上流部（現・東京都内）



西堀・新堀付近



西堀分岐点から川越街道まで



川越街道から引又（志木駅）付近



新河岸川周辺

図 21：野火止用水古絵図（明治 4 年（1872））

また、江戸時代の中頃から掛けられ始めた水車は、畑の作物の製麦や製粉等に用いられたが、近代以降も貴重な動力源として 20 基程が野火止用水沿いで操業していた。伸銅・針金等の金属加工、製紙等の工業化を支え、現在にその系譜を受継ぐ工場が市内に存在している。市内 34 か所の水車の半数以上が野火止用水に掛かっているのは、水量が安定していた点と、田用水に比べて飲用水の方が水車を掛けやすかった点が挙げられる。

表 4：天明 8 年（1788）野火止用水の水車

郡名	村名	稼ぎ人	杵	臼	創設年代	西暦	冥加永		領主	市名
新座	引又	太兵衛	14	1	宝暦 12 年	1762	750	文	高崎藩	志木
新座	引又	平右衛門	10	1	明和 7 年	1771	1	貫	高崎藩	志木
新座	引又	勝五郎	10	1	安永 5 年	1776	1	貫	高崎藩	志木
新座	菅沢	忠吉	10	1	安永 7 年	1778	500	文	高崎藩	新座
新座	野火止	又八	5	1	安永 8 年	1779	500	文	高崎藩	新座
入間	大岱	半次郎	10	1	天明 2 年	1782	197	文	飯塚常之丞	東村山
新座	浜崎	惣右衛門	5	1	天明 6 年	1786	免除		飯塚常之丞	朝霞

出典：「上水記」をもとに作成（『新座市史第 5 巻』「水車稼ぎの展開」）

大正期になると、鉄道の敷設に伴い、東京から郊外への散策も容易となり、多くの文化人が野火止を訪れた。田山花袋、松永安左エ門、高浜虚子らの著作の中にも、野火止用水の清流と飲用水・生活用水としての記述がある。用水の水をタライ等に汲んで農作物を洗っていた描写もあるが、後年の民俗調査においても、その水を用水に戻すことはなく、ツクテバ（落ち葉堆肥場）等に撒いて無駄にはしなかったという証言が得られている。

昭和 7 年（1932）には大和田青年団によって野火止用水謝恩碑が建立され、松平信綱への謝意が込められている。そして、昭和 19 年（1944）に「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき史蹟（地方的）となった。



図 22：野火止用水謝恩碑

ケ 昭和（戦後）の野火止用水

連合軍総司令部（GHQ）の指導により上水道が布設され、市内では志木街道沿いの菅沢地区で最初に開通した。若宮八幡神社には昭和 24 年（1949）の菅沢西分簡易水道の記念碑が建立されており、飲用水としての野火止用水の役割が失われ始める。

上水道の普及後、昭和 30 年（1955）頃からカメラを個人で所有する住民が現れ、野火止用水の利用風景がフィルムに収められるようになり、用水で直接、洗い物や泥落としをする様子が記録されている。こうした利用の様子は、野火止用水にとっては最も古い写真記録であるが、長い用水の歴史の中には、変容する機能の一瞬を捉えたに過ぎず、上水道布設前の利用風景を記録したものではない点に留意する必要がある。

高度経済成長期、急速な都市化によって住宅開発や工場誘致が行われた反面、都市基盤の整備が追いつかず、雑排水が野火止用水に流されるようになり、汚濁化や廃絶が進む。その一方で、昭和 48 年（1973）に開通した関越自動車道には、野火止用水の水路橋が架けられ、水流が維持されている点が注目される。



図 24：昭和 30 年～40 年代に撮影された野火止用水の利用風景等

同年、東京都側の水不足によって野火止用水への分水が止められてしまうが、貴重な歴史的文化遺産である野火止用水を残そうとする地域住民の声が高まった。埼玉県と東京都との話し合いを端緒に、埼玉県と新座市は「野火止用水復原対策基本計画」を策定し、昭和49年(1974)から昭和53年(1978)にかけて、野火止用水復原対策事業を実施し、用水路の浚渫や、氾濫防止のための流末処理対策等を実施した。

また、東京都では、昭和49年(1974)に都内の野火止用水とその周辺の緑地を「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、野火止用水歴史環境保全地域に指定し、保護することとなった。そして、小平市・立川市・東大和市・東村山市・東久留米市・清瀬市の野火止用水流域6市が野火止用水保全対策協議会を組織し、野火止用水と用水に隣接する雑木林の保全事業を進めている。

市教委は、昭和50年(1975)7月に、「市内を流れる野火止用水は幾本もの支流になっており、それらの支流の文化財としての取扱いについては指定地域が明確になっていませんので他の行政執行をする上で苦慮しています。」として、「埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認について」照会した。同年8月に県教委から「野火止用水の県指定地域としては用水の原形をよくとどめている、次の二区域とする。1 野火止用水本流、県境(小金井街道)から川越街道まで6.712kmの水路敷(3.6m)と、土あげ敷(左右各1.8m)。2 野火止用水支流、西堀分岐点から平林寺を經由し、新座市役所前まで約2.7kmの水路敷と、左右の土あげ敷。」との回答を得た。



図 25：汚濁した野火止用水（1970年代か。現・第二中学校付近）

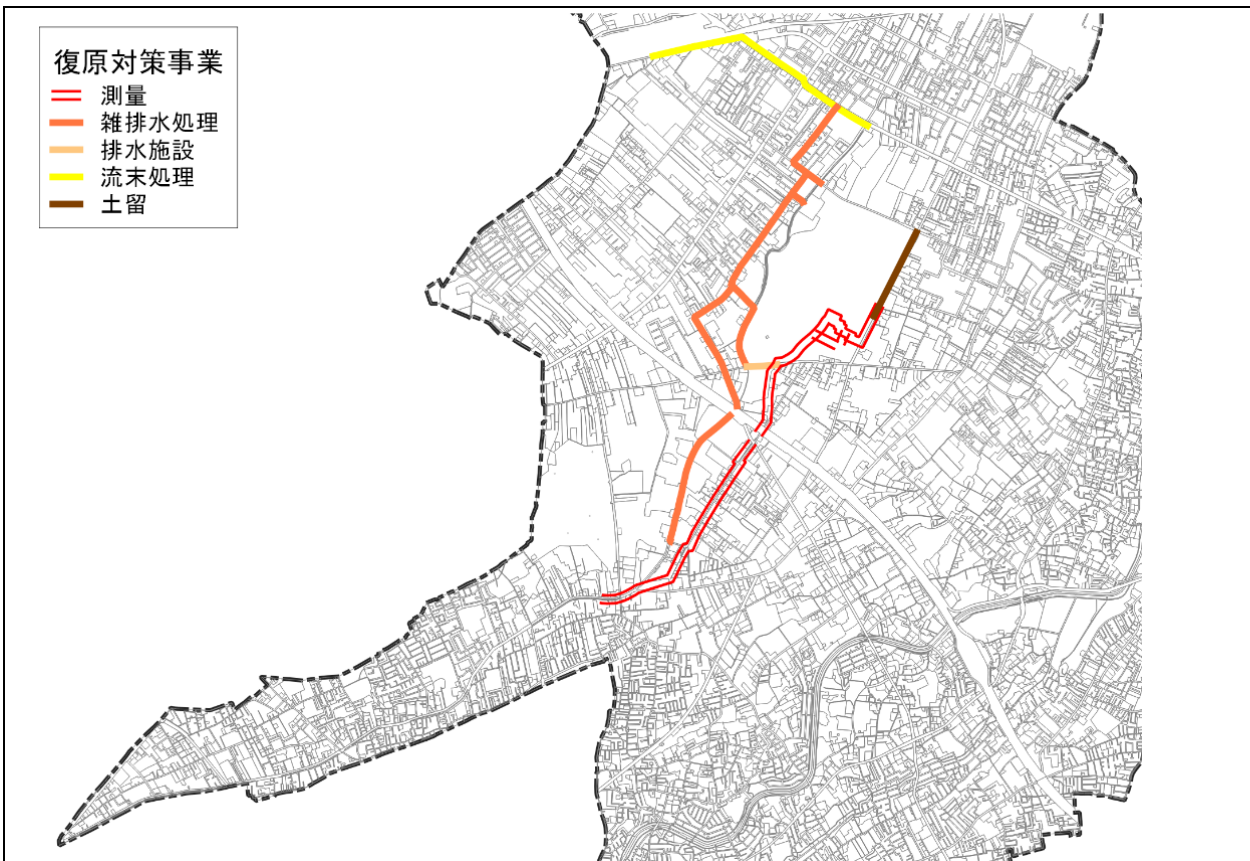


図 26：復原対策事業（雑排水処理・測量等）

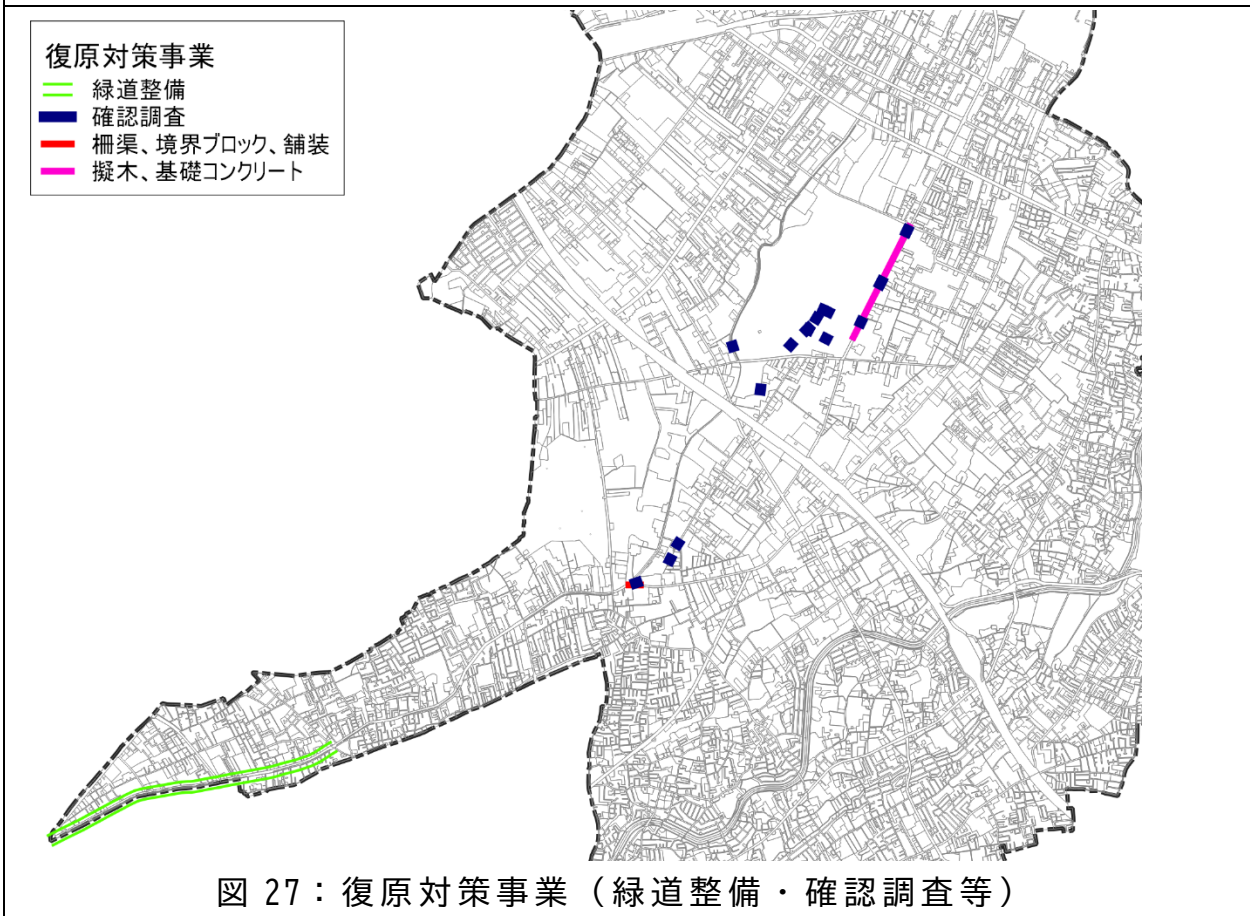


図 27：復原対策事業（緑道整備・確認調査等）

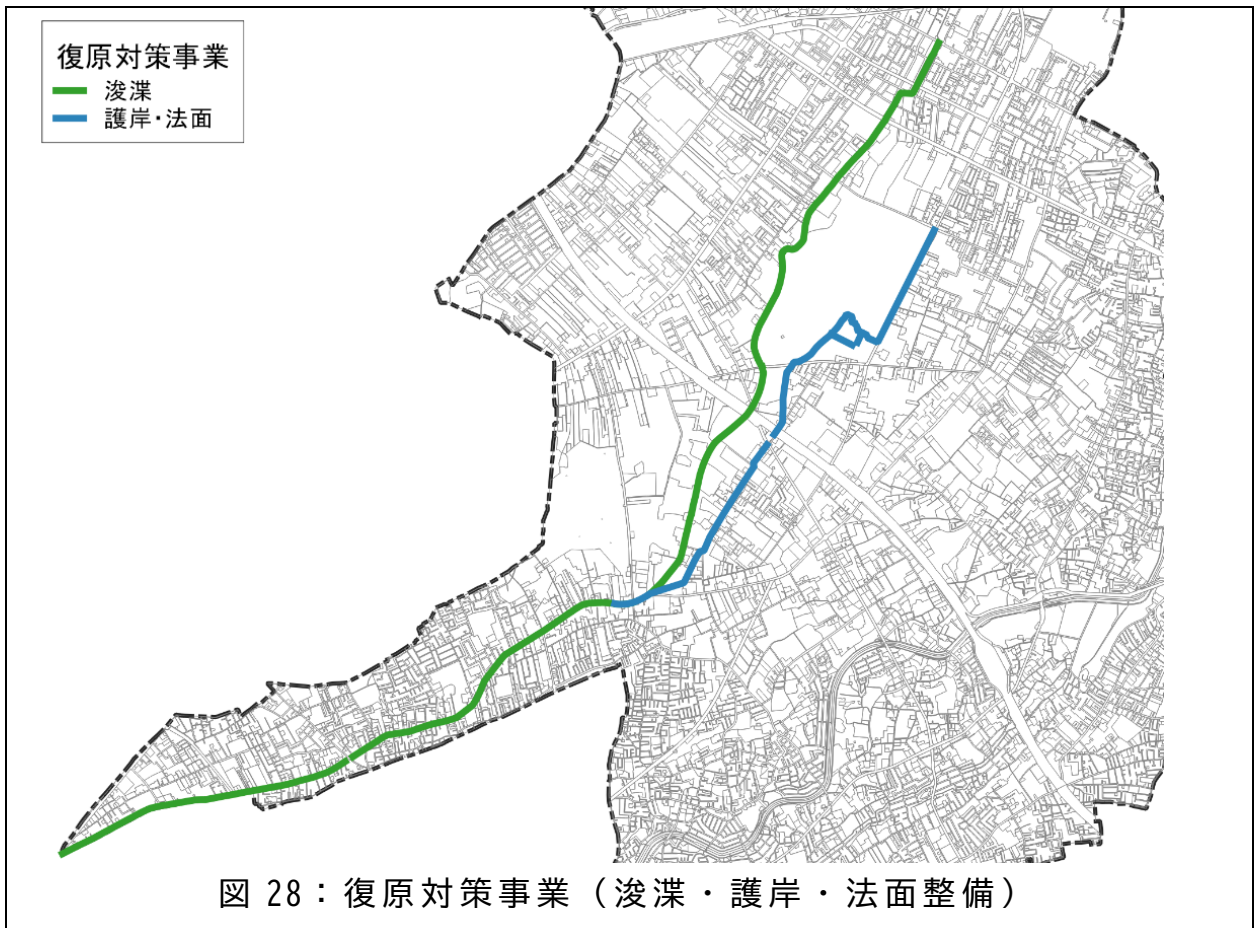


図 28：復原対策事業（浚渫・護岸・法面整備）

昭和 54 年(1979)には、東京都知事が埼玉県知事を訪問し、野火止用水の清流復活計画により、多摩上流処理場(現在の多摩川上流水再生センター)の下水処理水を活用し、日量 2 万トンの通水が提示された。昭和 56 年(1981)には、導水管敷設工事に着手し、昭和 57 年(1982)2 月に東京都と埼玉県の間で野火止用水清流の復活について覚書が締結された。昭和 58 年(1983)8 月には、埼玉県知事と新座市長との間で、野火止用水の清流復活に対する「基本的な考え方」、「施策の実現」について覚書が締結され、昭和 59 年(1984)には導水管敷設等の工事が完成し、高度処理水が再び通水された。新座市は埼玉県の補助を得て、昭和 59 年(1984)から昭和 63 年(1988)にかけて、野火止用水清流対策事業を実施し、用水の護岸と緑道の整備工事等を行い、国道 254 号までの本流と新座市役所前までの平林寺堀に、高度処理された水の流れが復活した。

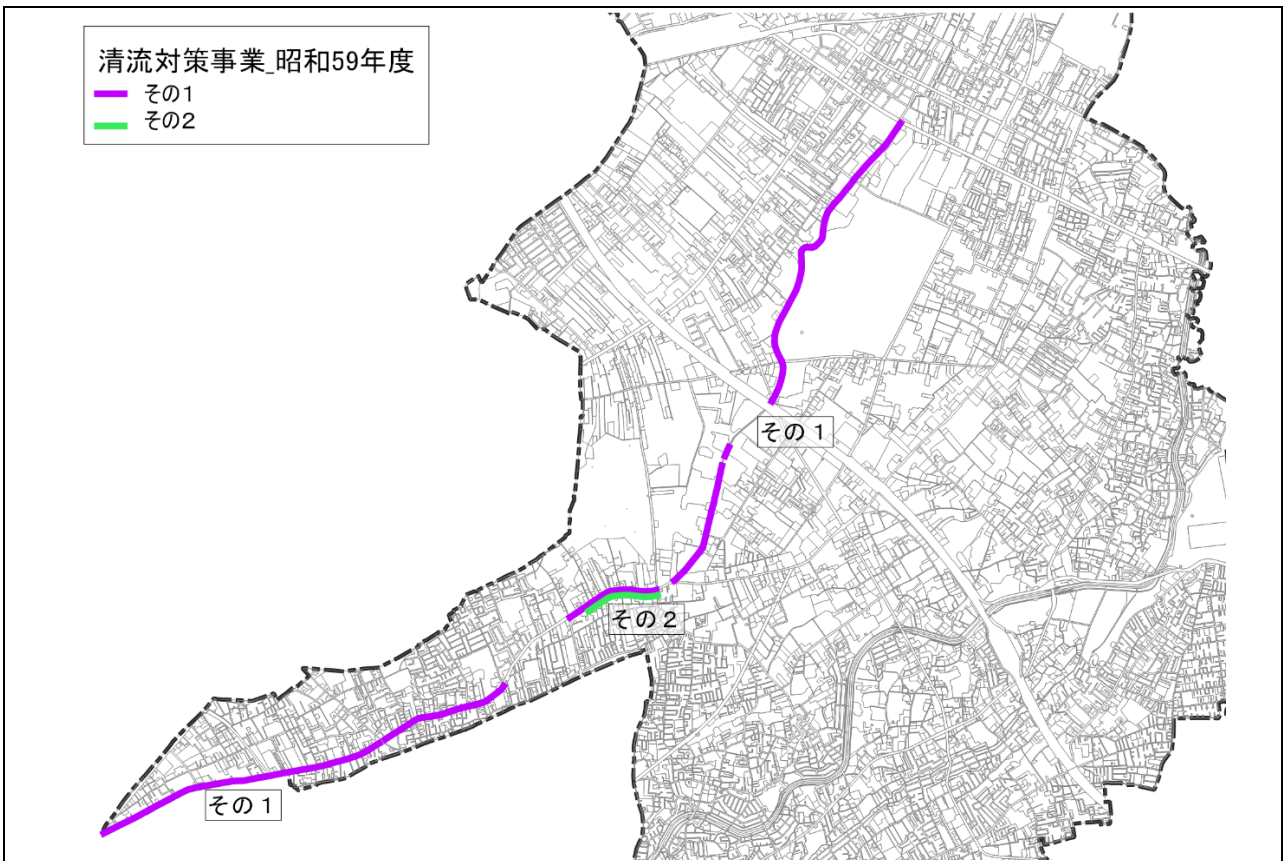


図 29 : 昭和 59 年度清流対策事業

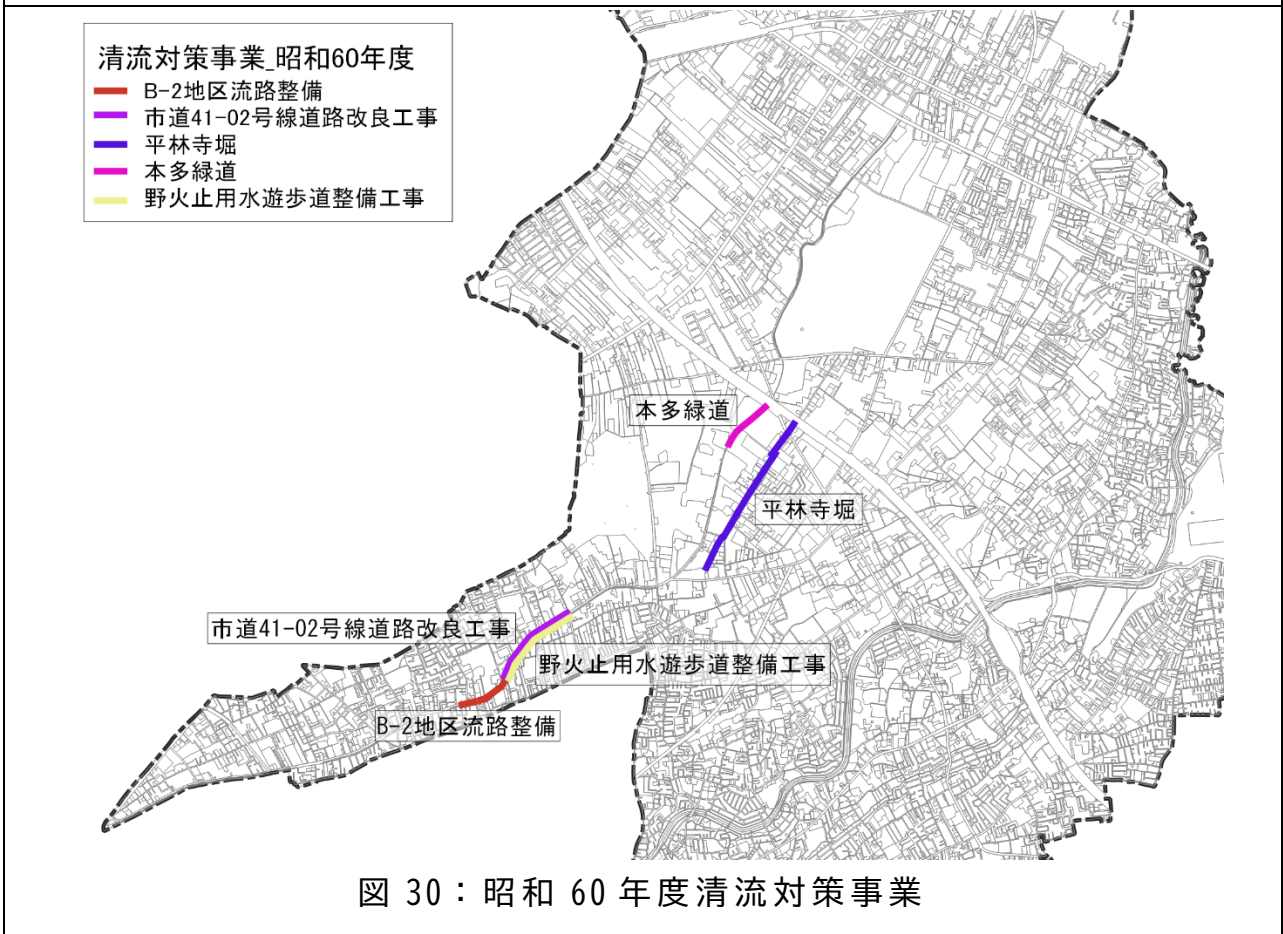


図 30 : 昭和 60 年度清流対策事業



図 31：昭和 61 年度清流対策事業(1) 流路整備

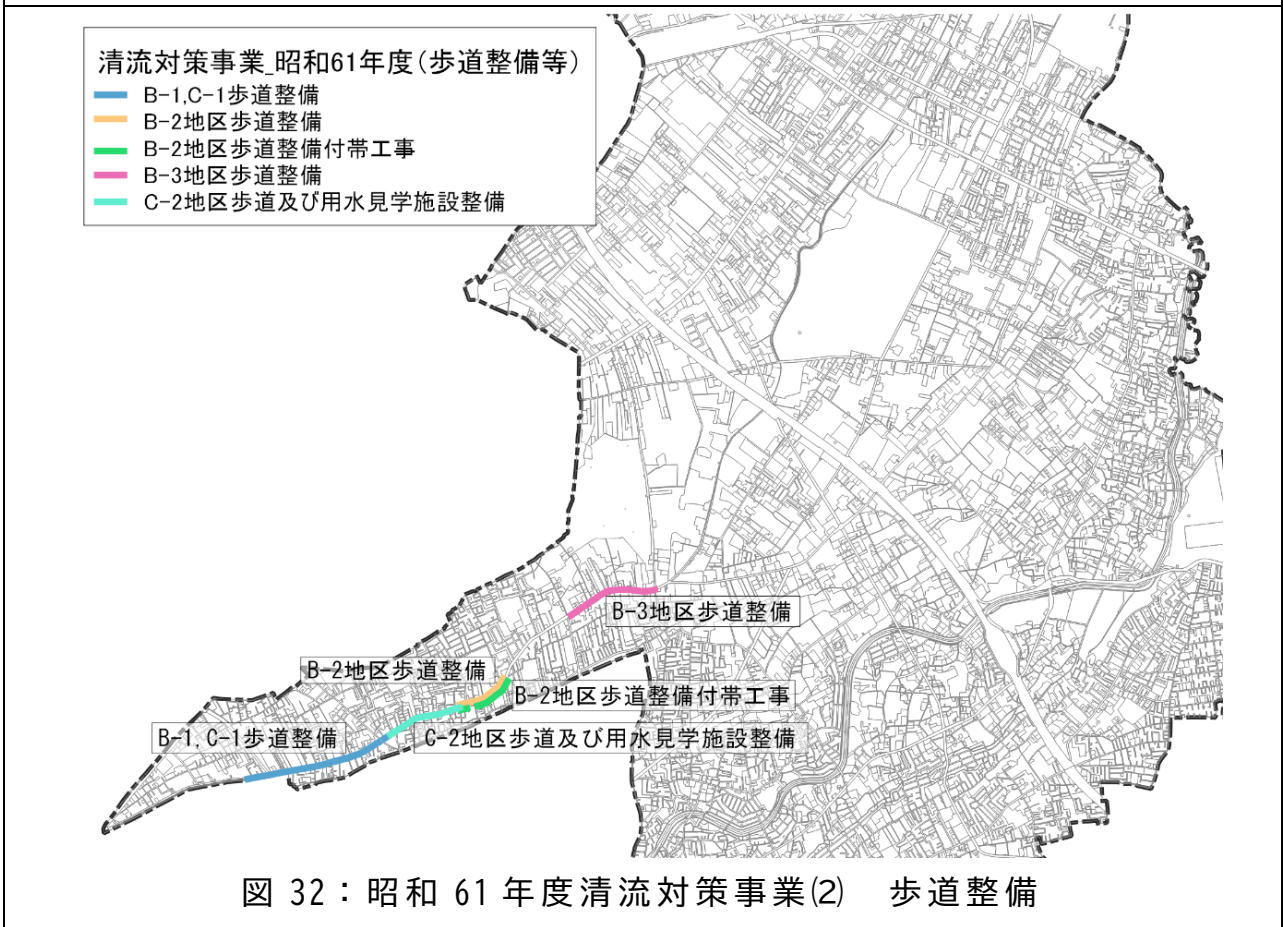


図 32：昭和 61 年度清流対策事業(2) 歩道整備

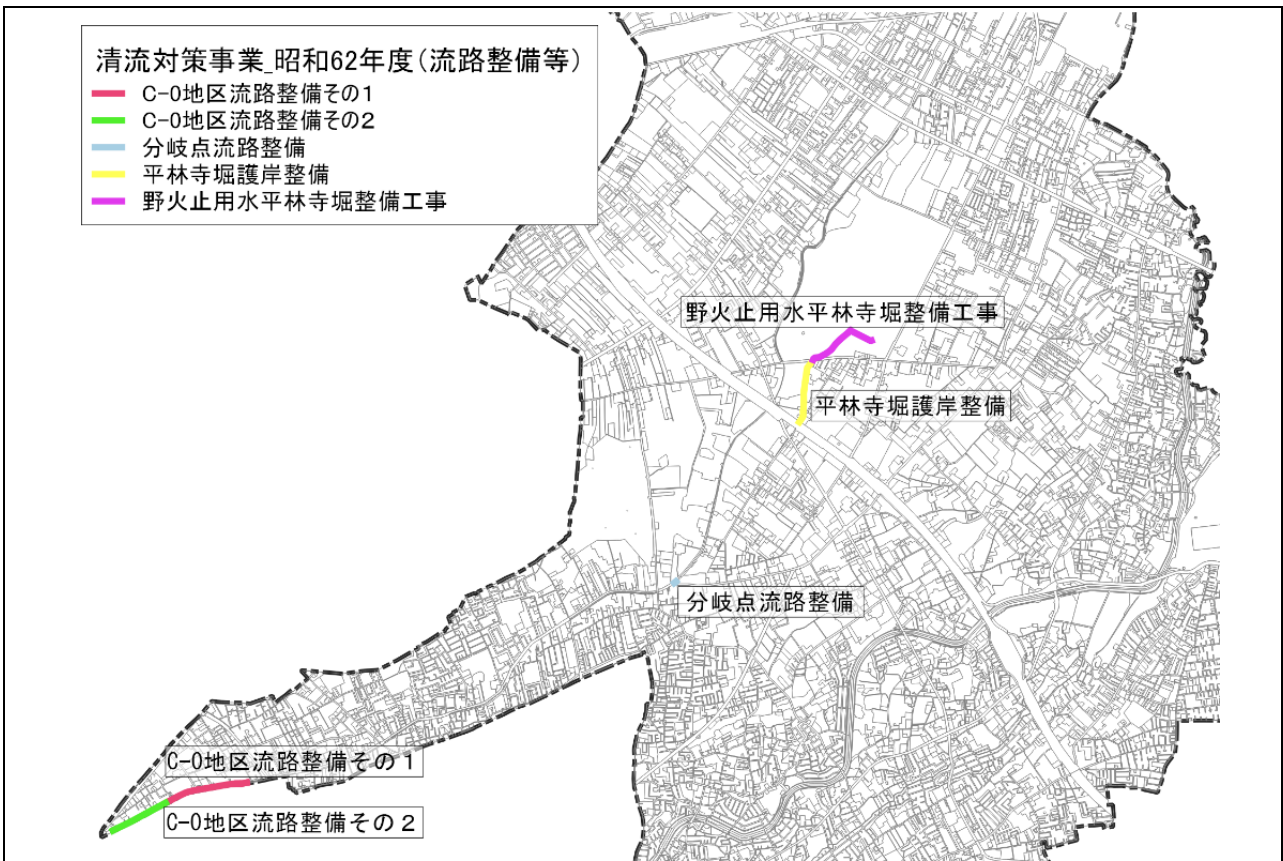


図 33：昭和 62 年度清流対策事業(1) 流路整備

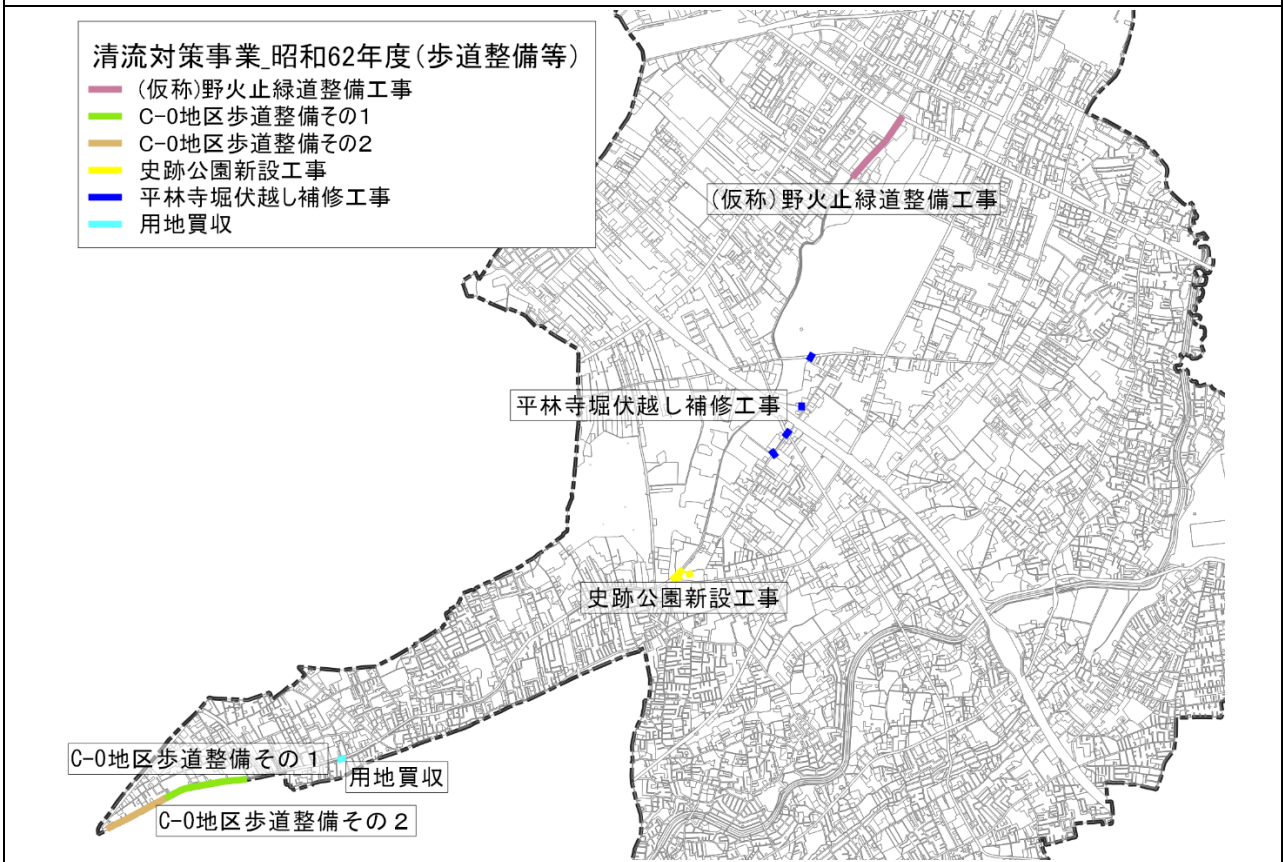


図 34：昭和 62 年度清流対策事業(2) 歩道整備

コ 平成期以降の野火止用水

平成7年(1995)3月、市は旧計画を策定し、「野火止用水のあるまちづくり」を進めるため、庁内各課で実施する事業を取りまとめた。また、平成13(2001)年2月には『新座市都市計画マスタープラン』を策定し、野火止用水の積極的な保全と活用、親水空間や遊歩道整備を位置付けた。

また、平成6年(1994)に新座中学校が始めた野火止用水の清掃活動が、他の学校や町内会等に拡大し、年に一度の「野火止用水クリーンキャンペーン」として、1,000人前後の市民が参加する保全活動に発展した。他にも様々な市民団体が清掃活動を継続している。

平成16年(2004)6月には、地域再生計画『観光都市にいぎ・雑木林とせせらぎのあるまちづくり』を策定し、国の認定を受けた。市民総合大学等を通じて観光ボランティアガイドが養成され、野火止用水を中心とした散策案内を行い、平成20年(2008)6月には新座市観光ボランティアガイド協会が設立された。平成22年(2010)には新座市制施行40周年記念事業として、「雑木林とせせらぎのあるまち新座」を普及するために、新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」が誕生した。



図 35：ゾウキリン

現在の野火止用水は、昭和60年(1985)前後の清流対策事業によって、各地区において様々な法面形態を呈しており、護岸・歩道・植栽帯も整備された。西堀分岐点より下流においては土による自然護岸を基本としているが、平林寺堀の築堤部分等においては木杭による護岸等が行われている。また、上流の開渠区間では、隣接する道路と住宅地等に配慮し、限られた空間において水の通水と歩行者の通行を実現するための様々な工法が採用されており、木杭や擬木杭による護岸も場所に応じて変化に富んでいる。いずれも清流対策事業によって施工された状態を基本としており、維持管理や補修を行う際は、施工当時に戻すこととしている。

また、平成 23 年(2011)、国道 254 号北側の新座駅南口第 2 土地区画整理事業地内にある野火止用水では、地下に遺構を保存し、その上部に水路を流す親水空間の整備が行われ、遊歩道も整備された。清流対策事業以降、史跡における大規模な整備が行われたのは、この区間だけである。また、同区画整理事業では観光都市づくりの一環で、新座駅南口と史跡をつなぐ新たな水路が敷設され、遊歩道が整備された。

さらに、野火止用水を保全するための組織として、埼玉県内では、新座市・朝霞市・志木市の 3 市によって構成される野火止用水使用組合が存続し、東京都内では野火止用水保全対策協

議会在継続している。平成 24 年(2012)3 月には、江戸時代前期の新田開発によって生まれた文化的景観を次世代に残すため、『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』を策定した。

(3) 調査成果

ア 自然的調査の成果

野火止用水の開削以前、この地は「行く末は 空もひとつの武蔵野に 草の原より いづる月影」(『新古今和歌集』)と歌われるように萱原だったとされる。また、前述のとおり近世には武蔵野が秣場や鷹場であったことから、原野あるいは草原であったと思われる。



図 36：親水空間の整備を行った野火止用水

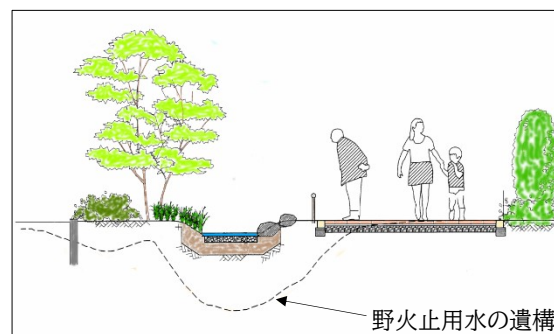


図 37：親水空間の断面図



図 38：野火止用水サミット調印式

市域には防風のための屋敷林を備えた住宅もいくつか現存している。特に、冬場の乾燥した時期には、関東ローム由来の赤土が北風にあおられて舞い上がり「赤い風」と呼ばれていた。また、「神棚でゴボウが育つ」と揶揄されるほどに、屋敷内まで砂塵が吹き込むような乾燥した環境であったと想像される。

野火止用水は、玉川上水を経由して多摩川の自然水が分水されていたため、昭和30年代前半までは、多様な動物が生息していた。通水再開後も、植物が81科292種、魚類1目1科5種、底生生物7綱14目23科43種が確認され、動植物の生態系を育む環境となっている（『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』）。本来、高燥な台地中央部にこのような環境は形成されないため、水辺環境の存在自体が稀有な状態であると言える。

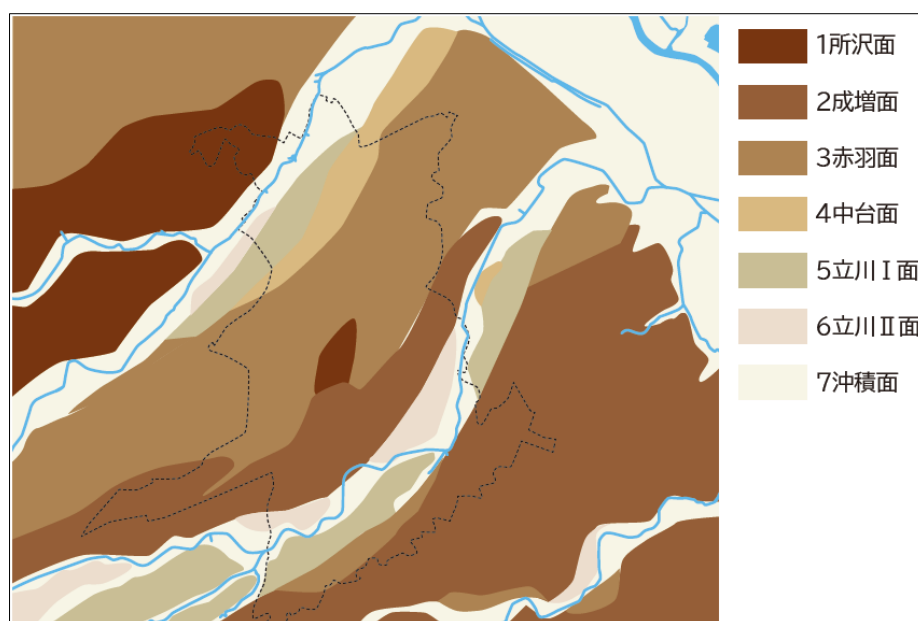


図 39：新座市付近の地形区分図
（『新座市史』第1巻自然考古古代中世資料編を改変）

イ 歴史的調査の成果

野火止用水に対しては、水路形態を把握するための試掘・発掘調査、過去の利用状況を把握するための聞き取り調査、史跡の現況を把握するための架設物等調査など、様々な調査が行われてきた。まずは整備に先立つ範囲確認調査と、道路建設に先立つ記録保存のための発掘調査が行われているため、各調査の実施時期の順に見ていく。

野火止用水復原対策事業の一環で、本流と平林寺堀の用水形

を実施した。平成 2 年（1990）8 月から 9 月までに平林寺堀の築堤部に 3 か所の調査地点を設定し、版築状に築堤が構築されていることを確認した。

野火止用水本流第 2 地点の発掘調査は、野火止六・七丁目地内の国道 254 号と県道新座・和光線の間で、土地区画整理事業に伴う市道の新設が計画されたため、記録保存ための発掘調査を実施した。平成 14 年（2002）12 月から平成 15 年（2003）3 月までに計 5 か所の調査地点を設定し、水路の幅や深さ、形状等を確認したが、土あげ敷は確認されなかった。

野火止用水本流第 3 地点の発掘調査は、野火止六・七丁目地内の国道 254 号と県道新座・和光線の間で、野火止用水を流れる浮遊ゴミを回収する施設の新設が計画されたため、記録保存ための発掘調査を実施した。平成 26 年（2014）6 月に 1 か所の調査地点を設定し、水路の幅や深さ、形状等を確認したが、土あげ敷は確認されなかった。

これらの発掘調査の成果から、野火止用水は場所に応じて水路の幅や深さが異なることが改めて確認された。また、土あげ敷は平林寺境内を除いて現存せず、周辺の畑土等に転用されてきたと推測され、埋蔵文化財として範囲や規模を確認することが非常に難しいことがわかる。

発掘調査以外の調査として、昭和 60 年（1985）から市内の水車が調査され、野火止用水には 20 基の所在が確認されて、水車の利用方法等の聞き取り調査も行われた。

昭和 61 年（1986）の架設物等調査によって、野火止用水に架かる橋が 136 基、用水沿いの社・石碑・供養塔・石橋等の石造物 17 基を含む、電柱や交通標識等の様々な工作物が計 571 点把握された。

聞き取り調査や座談会・シンポジウム等は複数時に渡り実施されており、野火止用水の水の利用の仕方等、地域文化の伝承が記録されている。多くは水をいかに管理し、「命の水」として大切に利用したかに関する証言であるが、野火止用水が信仰の舞台となることもあった。早魃時に雨乞いをする際、野火止用水に入って水を土手にしゃくりあげる、お互いに掛け合うといった記録がある。この様子からも野火止用水の水は飲用であり、

早魃時であっても畑には撒かなかったことが看取できる。

ウ 社会的調査の成果

市域には東武東上線、西武池袋線、JR 武蔵野線が走り、都心部へのアクセスを支えている。市域では各鉄道路線の駅を中心に市街地が形成され、近年では、都市計画が設定され再整備が進んでいる。戦後復興期における急激な人口増加は、新座市域へ急速な都市化として影響を及ぼした。昭和 30 年（1955）の国勢調査によると 11,700 人だった人口が、市制施行の昭和 45 年

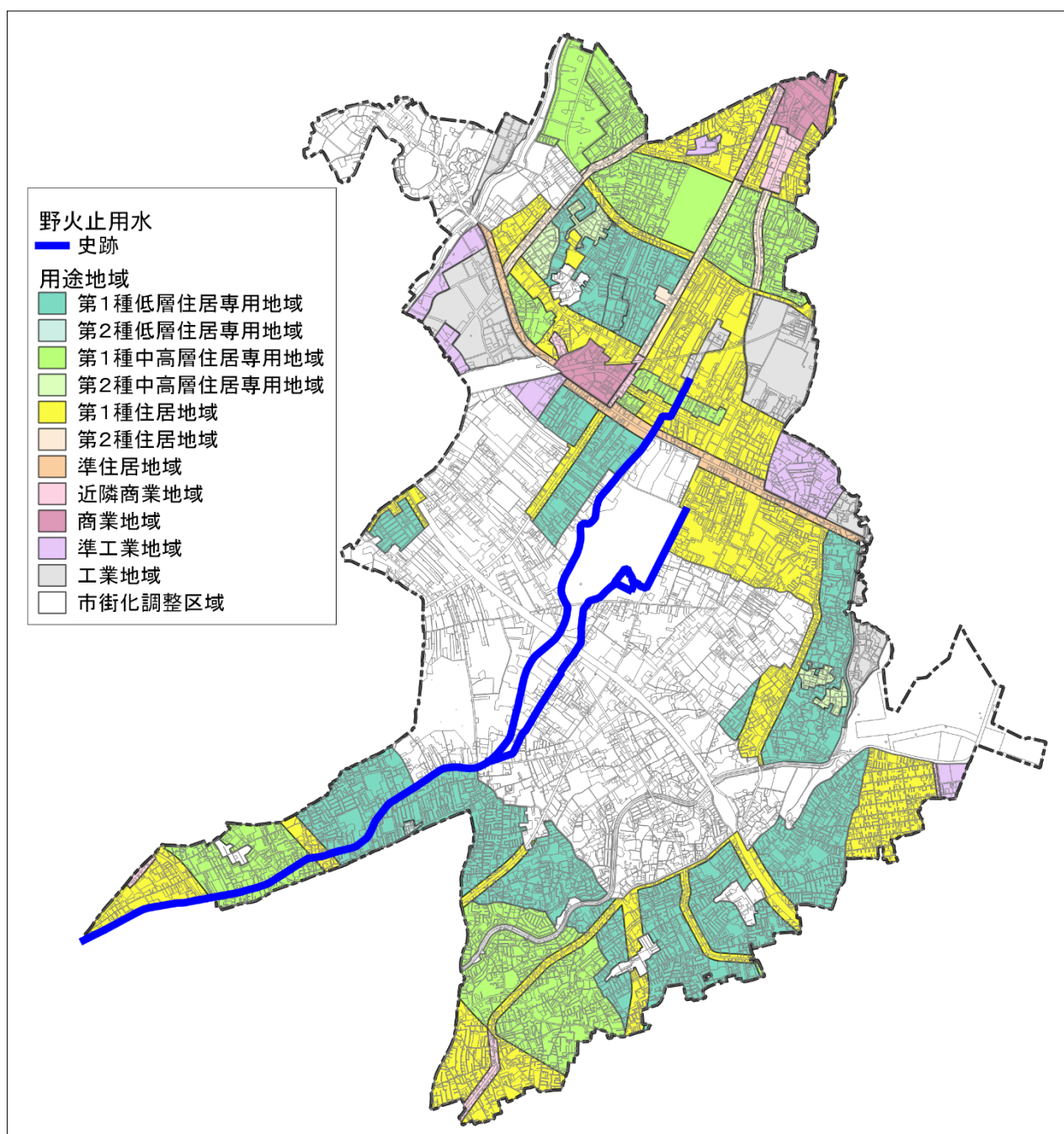


図 41：用途地域図（令和 4 年（2022）7 月 1 日決定）と史跡野火止用水

(1970)には 77,704 人と約 7 倍になっている。当時、国内は高度成長期で、東京のベッドタウンとして都心近郊の開発が進む真ただ中であり、新座へもそうした開発の波が押し寄せた結果であった。更に第二次ベビーブームによる人口増加もあいまって昭和 50 年(1975)には市域の人口は 108,990 人となった。

しかし、急激な人口増加は、幹線道路、生活道路、公園等の都市基盤整備を行わないまま宅地化が進むという現象につながり、結果として住環境、防災面、そして文化財や自然景観の保持に影響を及ぼすこととなった。これらの影響は色濃く、現在も市街地に畑等が残る一方、市街化調整区域にも住宅地が広がる等、市街地がスプロール化しており、都市基盤整備に支障をきたしている。結果的に、前述の鉄道路線各駅を中心とした住宅地開発、市街地形成を促し、市域南北が市街地化、市中央部は農地や自然を残すという特有の都市構造形成につながった。

野火止用水は、都県境から西堀分岐点付近までは市街化区域で、住宅地の中を用水が流れる。西堀分岐点付近から平林寺境内林付近までは市街化調整区域であり、比較的、畑や雑木林が残る箇所が多い。それより下流は、再び住宅地に面して流れる。近年では都心近郊でありながら自然環境を残すという点が新座市の魅力であるという認識が市民に広がりつつある。

都市化の影響は産業・工業にも見受けられ、江戸時代には武蔵野有数の畑作地帯であった新座市域は、高度成長期以降、農業主体から次第に出版・印刷・非鉄金属、電気機器等の工業が主流となった。運送に関しても、江戸時代には舟運によって栄えた市域は、鉄道敷設とともに鉄道貨物、そして市内を通る国道 254 号や主要地方道さいたま東村山線等を用いた自動車流通へと変化した。現在では、自動車による運送のため、前述の国道や地方道沿いに工場や倉庫等が多く立地している。市内には多くの都市計画道路が決定されており、国道 254 号を始め、東京近郊を繋ぐ幹線道路と線状の野火止用水とが交差せざるを得ない箇所がある。

このような都市化の波の中で、東京都の人口増加によって、玉川上水からの野火止用水への分水が止められた。また、生活

雑排水が用水に流されたことで「ドブ化」し、多くの用水が廃絶されていった。

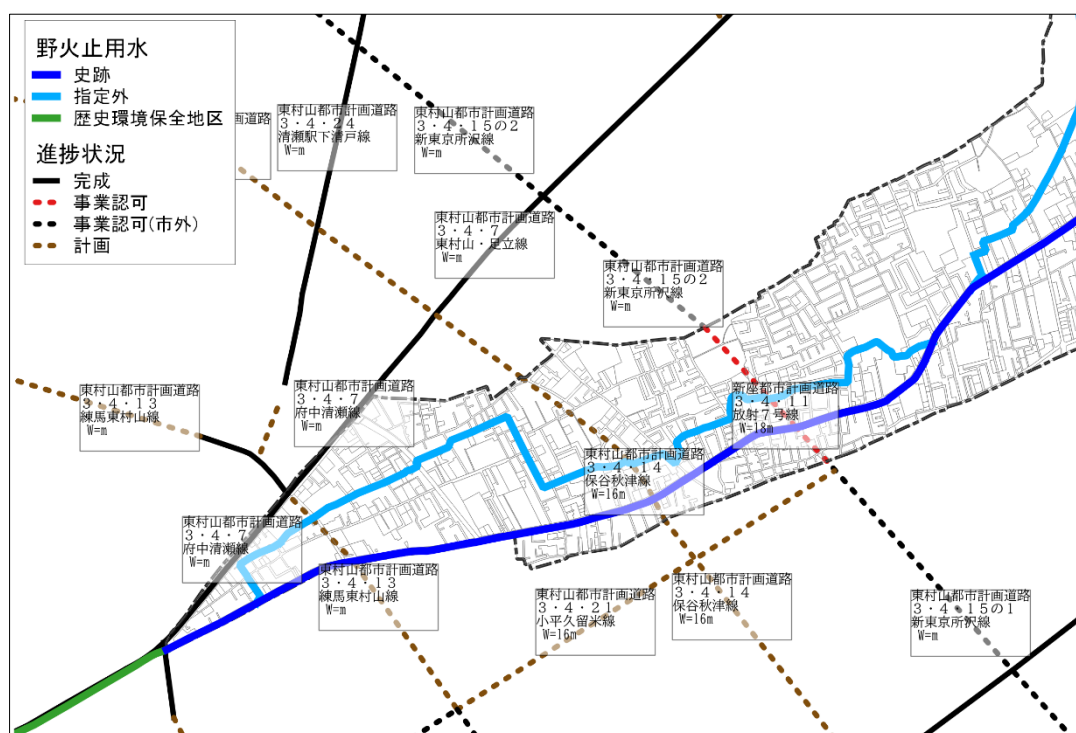


図 42：都市計画道路と史跡野火止用水（新堀地区）

エ 野火止用水の現況

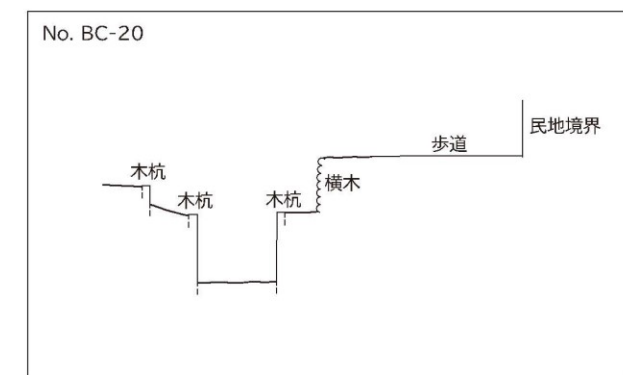
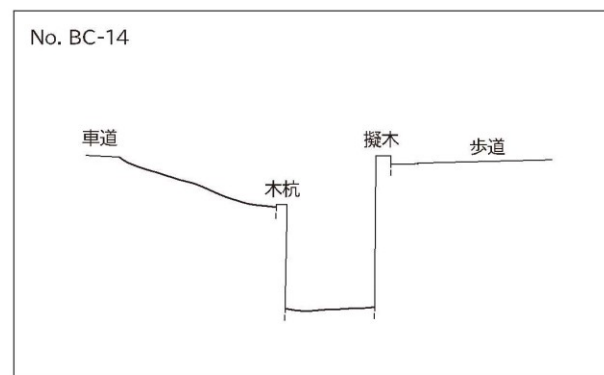
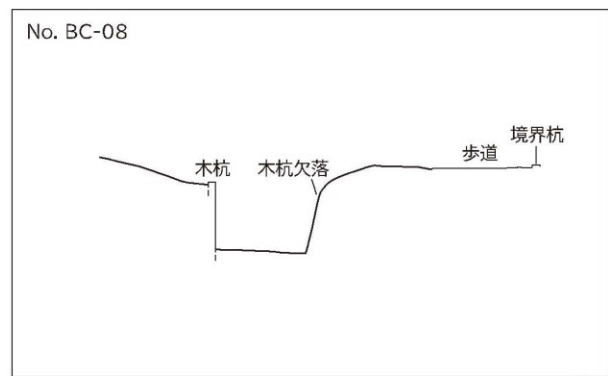
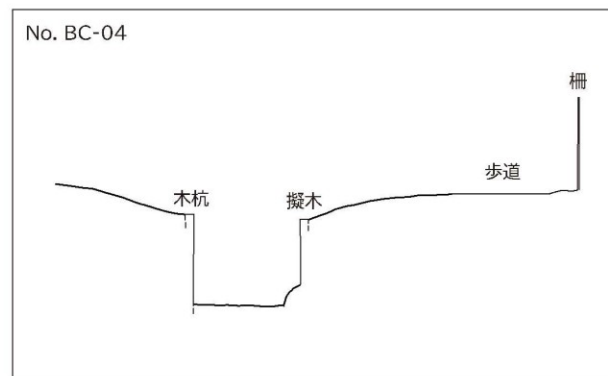
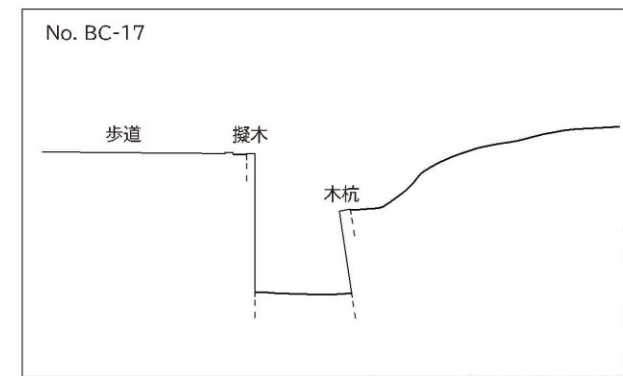
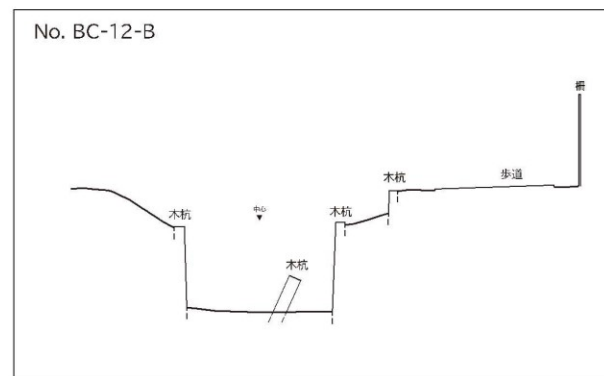
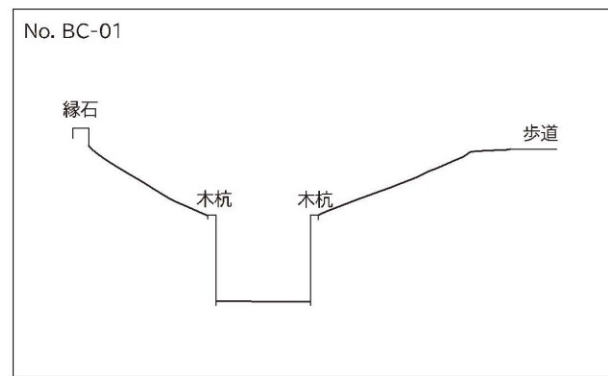
かつては野火止台地を広く網羅し、「命の水」を供給する上で重要な役割を果たした野火止用水であるが、明治初期から大正にかけての東京都の水不足、伝染病の流行と衛生意識の変化、戦後の上水道の整備、高度経済成長期の生活・工場の雑排水による水質汚濁等により、飲用水としての役割は失われた。それに伴い、江戸近郊に広がった武蔵野の原野は、新田開発によって畑と雑木林の村々となったが、東京近郊の都市化が進むと宅地と工場へと変わっていく。

東京近郊に位置する立地から、市域のベッドタウン化が進み、宅地化・商工業地化の影響を受けたこと等もあいまって、水路の暗渠化や廃絶、歩道・自動車道化が進み、かつての清流を忍ばせる箇所は減少しつつある。しかし、それでも現存する区間があり、関越自動車道開通に際しても水路橋により水流が途絶えることがなく、国道 254 号を越えて通水が復活した。また、野火止用水沿いに残る屋敷林や地割、築堤などの景観が、近世以来の様相を今に伝えている点は稀有な事例である。

市内で現存する野火止用水の水流は、本流と平林寺堀のみと

なってしまう、八軒廻し堀、菅沢・北野堀、陣屋堀は既に水流が途絶え、水路跡自体も大部分で廃絶している。菅沢・北野堀の流路周辺では、近世開発時の短冊形地割、屋敷林、水路跡がわずかに現存しているため、かつての流路の痕跡が確認できる。また、現在は水道道路の一部として利用され、水路が蓋掛けされている陣屋堀では、堀跡や築堤などが一部残存している。

なお、現在も水流を残す本流と平林寺堀においても、一部消失や暗渠化があり、現在の野火止用水の景観は近世とは大きく異なっている箇所がある。平林寺堀は野火止用水復原対策事業により、一部（本多地区、平林寺堀築堤部）で旧来のU字型溝から丸太連続立込みに変更されていたが、現在では板柵丸太立込みになっている。また、窪地に水路を通すために築かれた築堤が現存しており、築堤の上面に水路を通す近世の土木技術を駆使した工夫が今に残っている。本流は、新堀・西堀地区の一部では暗渠化し歩道となっているが、他の区間は水路・植栽帯・歩道が整備されている。西堀分岐点から下流は原則的に素掘りの開渠となり、遊歩道等が整えられ、その清流と雑木林が織りなす自然豊かな景観を市民に提供している。



- 法面状況区分凡例
- 素掘り
 - 素掘り(土のう)
 - 木板かつ木杭
 - 木杭
 - 石(石垣含む)
 - 擬木杭
 - コンクリート
 - その他

図 43：史跡野火止用水の現況（新堀地区）



図 44：史跡野火止用水の現況（西堀・本多地区）

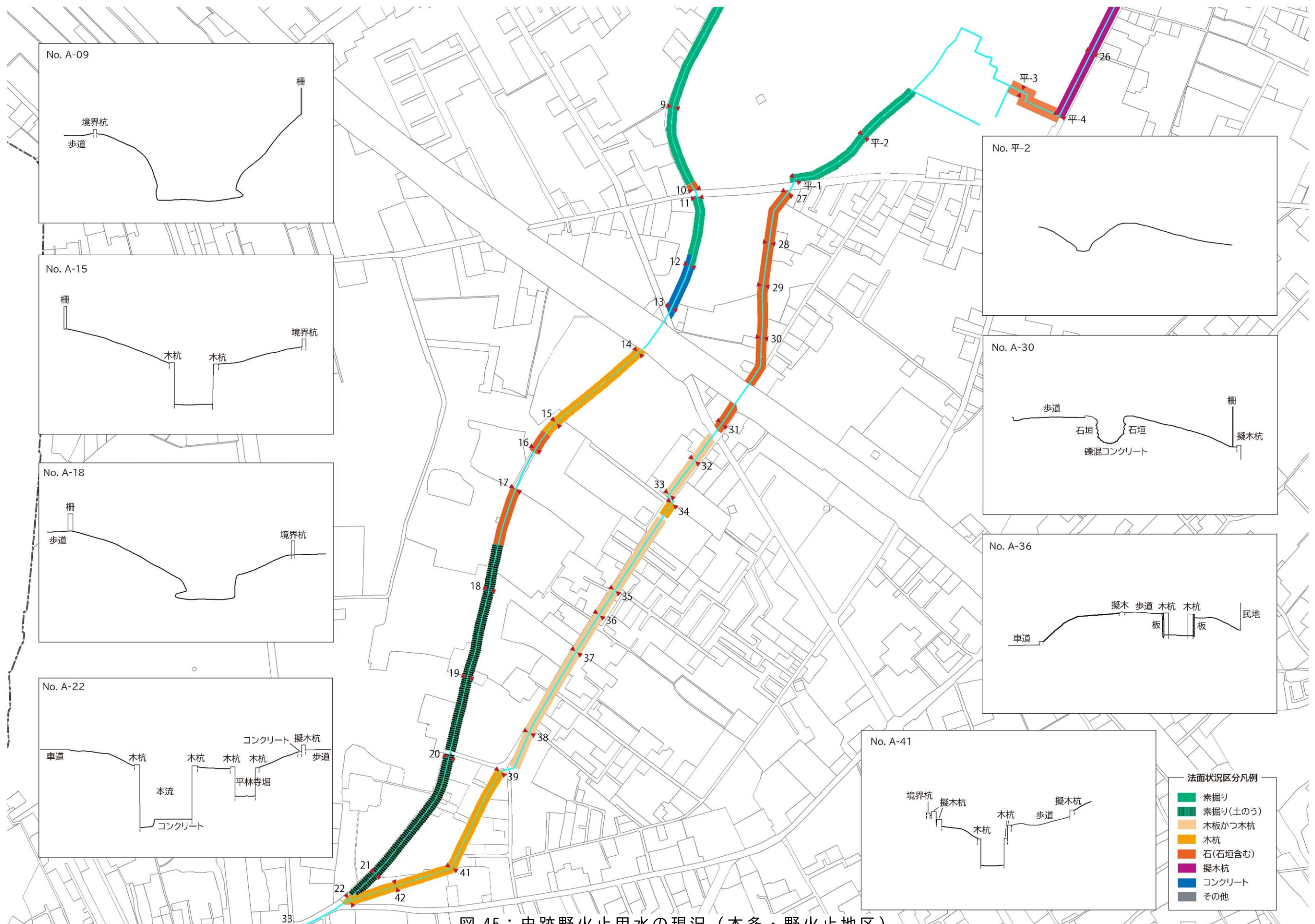


図 45：史跡野火止用水の現況（本多・野火止地区）



図 46：史跡野火止用水の現況（野火止地区）

第3章 史跡等の本質的価値

1 史跡野火止用水の本質的価値

野火止用水は、承応4年（1655）に松平伊豆守信綱によって、新田開発のために開削された水路で、開拓農民の「命の水」として利用され、開拓を成功に導く主因となった。さらに、時代の変化とともに、水車の動力としても利用され、商品作物の生産や工業化を支えた。上水道の整備後は、市内でも農業用水として使われた時期もある。このように、住民の生活に密着して存在した史跡野火止用水の本質的価値を、以下のように整理した。

(1) 現存する近世前期の水路

野火止台地の地形をいかした開削当時の流路が現存しており、場所に応じて堀の深さを変え、窪地状の土地では築堤上に水路を設けることで、淀みなく水を流している。高度経済成長期に水路の多くが廃絶・暗渠化されたものの、野火止用水は江戸時代前期の測量・土木技術の高さを示している。

(2) 生活・生業を支えた施設

野火止用水には、水汲み場、ドンドン、呼び井戸といった水を得るための施設が設けられ、周辺住民の飲用水として利用された。戦後、上水道の普及後は、収穫した農作物の洗い場として利用された時期もある。

江戸時代後期には、野火止用水に水車が掛けられ、脱穀・製粉等によって生まれた商品作物が、大量に江戸に供給された。水車は近代以降も重要な動力源となり、製紙・伸銅等の工業化も支えている。

このように、各時代の生活・生業の基礎となったのが野火止用水である。

2 野火止用水が地域形成に果たした役割

野火止用水がもたらした水は、野火止新田の開拓を成功に導いたが、その影響は現在の史跡指定範囲や水路跡よりも遥かに広い範囲に及んでいる。これらを野火止用水が地域形成に果たした役割として評価し、以下にまとめた。

(1) 新田開発の歴史的な景観

野火止新田の開発では、道沿いに開拓民の屋敷を並べ、その奥に屋敷と同じ幅で畑・雑木林を細長く配するという短冊形地割が敷かれたが、野火止用水は主に道沿いに配されることで、飲用水が開拓民にあまねく供給された。関東ローマ由来の赤土で畑作を行うため、雑木林の落葉を堆肥にする農法が採られ、野火止新田の生産力向上が川越領内及び大消費地・江戸の食料を支えた。

このような市内の生業を支えたのが野火止用水であり、用水の使用が許されていた新座市域の用水沿いには、短冊形地割等の歴史的な景観が残されている。市外上流域では、用水が使用できず、市外下流域では灌漑用水として利用されたため、同じ用水沿いでも短冊形地割は形成されていない。

(2) 野火止用水と信仰

野火止用水の開削は、分水元である玉川上水の開削時点で企画されていたと考えられ、松平信綱は菩提寺である平林寺を、開拓後の野火止に移転することを志し、その願いは死後に実現する。野火止用水の平林寺堀は、寺の生活に用いられるとともに、信綱の眠る大河内松平家墓所の前を流れている。高崎藩に転封されていた信綱の子孫は、祖先の開拓地と菩提寺があることで野火止新田を飛び地として取り戻し、陣屋を置いて幕末まで支配した。

日常的に利用された用水は、地域の人々に信仰を芽生えさせ、用水沿いには神社や様々な石造物が置かれた。また、渇水時には雨乞いも行われ、民俗信仰の場となっていた。

(3) 台地中央部に現れた水辺環境

野火止台地は高燥な土地であるため、本来、水辺空間は存在しない。しかし、野火止用水が開削されたことで、多様な動植物が生息できるようになり、池泉回遊式の平林寺林泉境内もその一部と捉えることができる。また、現代の都市住民においては、生業との結びつきは弱くなった反面、多様な動植物に触れられる憩いの場として、野火止用水が再評価されている。

3 構成要素の特定

(1) 史跡を構成する諸要素

史跡野火止用水の構成要素を特定し、それらと本質的価値の関係について以下のとおり分類して整理する。

ア 本質的価値を構成する諸要素

野火止用水の史跡指定範囲内の構成要素について、本質的価値を有する要素を整理した。

イ 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

史跡指定範囲内の構成要素について、本質的価値を取り巻く環境を形成している要素を整理した。

ウ 史跡指定範囲外及び周辺地域を構成する諸要素

史跡指定範囲外及び周辺地域を構成する要素について整理した。

表 5：史跡野火止用水の構成要素

分類		内容	構成要素
史跡指定範囲内	本質的価値を構成する諸要素	立地環境	野火止台地
		現存する近世前期の水路 水を流すために設けられた施設	堀 土あげ敷 築堤 伏せ越し 分水口水門
		生活・生業を支えた施設 水を利用するために、用水に設けられた施設	水汲み場 水車跡 洗い場
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	用水を維持する施設 水流を維持するために必要な施設等	水 水路橋 護岸施設 浮遊ゴミ回収施設 ポンプ
		用水を活用する施設 周知・啓発に必要な施設	史跡公園 説明板・案内板 歩道 柵・フェンス 休憩施設等
		歴史的環境 信仰に関わる要素	石造物
	自然的環境 用水沿いの樹木や草本等の要素	植栽（樹木・灌木・草本類）	

分類		内容		構成要素
		その他	保存活用のために必要な建築物、工作物、道路、地下埋設物等	車道 橋 交通安全施設 バス停 工作物（電柱、配管、人孔等） ゴミ集積所 境界杭
史跡指定範囲外及び周辺地域	今後保護を要する範囲を	史跡の歴史的環境を補完する要素	かつて用水が流れていた場所に残る明確な痕跡	築堤 堀跡
		その他	築堤・堀跡の現況	植物 説明板 境界杭
	かつての用水跡	史跡の歴史的環境を補完する要素	用水が流れていた場所に残る痕跡と、その周辺にある諸要素	堀跡 水車跡 石造物
		保存活用のために必要な施設	用水が埋め戻され、別の用途で利用されている場所	車道・歩道 民地等
		その他	工作物、地下埋設物等	案内板 交通安全施設 工作物（電柱、配管等） 境界杭
	歴史的な景観	野火止用水が地域形成に果たした役割	野火止新田の開拓によって生まれた歴史的な景観の諸要素	短冊形地割（屋敷地・屋敷林・畑・雑木林） 神社・寺院・石造物等
		保存活用のために必要な施設	用水沿いの散策に必要な施設	公共施設等 公園・休憩施設等 歩道
		その他	植物類、動物類、建築物、工作物、地中埋設管等	工作物、地中埋設管

(2) 史跡を構成する諸要素の概要

表 6：本質的価値を構成する諸要素






構成要素の概要			
現存する近世前期の水路	立地環境	野火止台地 黒目川と入間川に挟まれた広範な台地 近世に育まれた武蔵野の原風景	 <p>野火止台地を流れる野火止用水と雑木林</p>
	水を流すために設けられた施設	堀・堀（遺構） 土あげ敷 築堤 伏せ越し 分水口水門	 <p>現存する野火止用水</p>  <p>西堀分岐点</p>
	水を利用するために用水に設けられた施設	水汲み場 水車跡 洗い場	 <p>野火止用水に残る水車の堰跡</p>  <p>清流対策事業で整備された洗い場</p>

表 7：本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素


構成要素の概要				
<p>用水を維持する施設</p>	<p>水流を維持するための施設等</p>	<p>水路橋 護岸施設 浮遊ゴミ回収施設 ポンプ</p>	  	<p>関越自動車道を跨ぐ野火止用水の水路橋</p> <p>野火止用水護岸施設（木杭）</p> <p>野火止用水護岸施設（擬木コンクリート）</p>
<p>用水を活用する施設</p>	<p>周知・啓発に必要な施設</p>	<p>史跡公園 説明板・案内板 歩道 柵・フェンス 休憩施設等</p>	  	<p>史跡公園</p> <p>四阿とベンチ</p> <p>史跡説明板</p>

構成要素の概要

<p>信仰に関わる要素</p>	<p>石造物</p>	 	<p>本流沿いの庚申碑（馬喰橋付近）</p> <p>伊豆殿橋脇の供養塔</p>
<p>人工自然に関わる要素</p>	<p>植栽（樹木・灌木・草本類）</p>		<p>用水沿いのツツジと遊歩道</p>
<p>保存活用のために必要な建築物、工作物、道路、地下埋設物等</p>	<p>車道 橋 交通安全施設 バス停 工作物（電柱、配管、人孔等） ゴミ集積所 境界杭</p>	  	<p>水路に架かる木造橋とベンチ・バス停</p> <p>車止め</p> <p>魚保護の看板</p>

表 8：史跡指定地外及び周辺地域

構成要素の概要					
今後保護を要する範囲	史跡の歴史的環境を補完する要素	かつて用水が流れていた場所に残る明確な痕跡	築堤 堀跡		陣屋堀 築堤
	その他	築堤・堀跡の現況	植物 説明板 境界杭		陣屋堀 説明板
かつての用水跡	史跡の歴史的環境を補完する要素	用水が流れていた場所に残る痕跡と、その周辺にある諸要素	堀跡 水車跡 石造物		八雲神社（旧川越街道と本流の交差部）
	保存活用のために必要な施設	用水が埋め戻され、別の用途で利用されている場所	車道・歩道 民地等		水道道路（陣屋堀跡）
	その他	工作物、地下埋設物等	案内板 交通安全施設 工作物（電柱、配管等） 境界杭		陣屋堀 築堤付 近の道路

構成要素の概要				
歴史的な景観	野火止水の本質的役割	野火止新田の開拓によって生まれた歴史的な景観の諸要素	短冊形地割（屋敷地・屋敷林・畑・雑木林） 神社・寺院・石造物等	 <p>短冊形地割が残る新座市域</p>
	保存活用のために必要な施設	用水沿いの散策に必要な施設	公共施設等 公園・休憩施設等 歩道	
	その他	植物類、動物類、建築物、工作物、地中埋設管等		

第4章 野火止用水の現状と課題

1 野火止用水の保存（保存管理）

(1) 保存（保存管理）の現状

野火止用水は、江戸時代前期に開削された用水で、この地域の開発を成功に導き、生活や生業の基礎となったことが本質的価値の一つである。かつての野火止台地には、野火止用水の分水が張り巡らされていたが、現在、市内に水流のある約 9.4km を史跡保護の対象としている。ほぼ全域が市有地であるが、一部に私有地を含んでいる。

史跡指定範囲内の本質的価値を構成する諸要素とそれ以外の要素、周辺環境との一体的な保存のため、維持管理を行っているが、野火止用水の法面は、過去の復原対策事業と清流対策事業の 2 度の事業によって断続的に整備され、区間によって素掘りや木杭、擬木杭、コンクリート等、護岸形態が異なった状態となっている。

旧計画では、県教委の指導を得て、市教委において、指定範囲を A・B・C の 3 地区に区分して、保存に努めてきた。各地区の概要は、素掘りの形態がよく残る区間が A 地区、開渠ではあるが護岸を木杭等とした区間が B 地区、法面の一部が歩道化された開渠区間と暗渠化された区間が C 地区である。

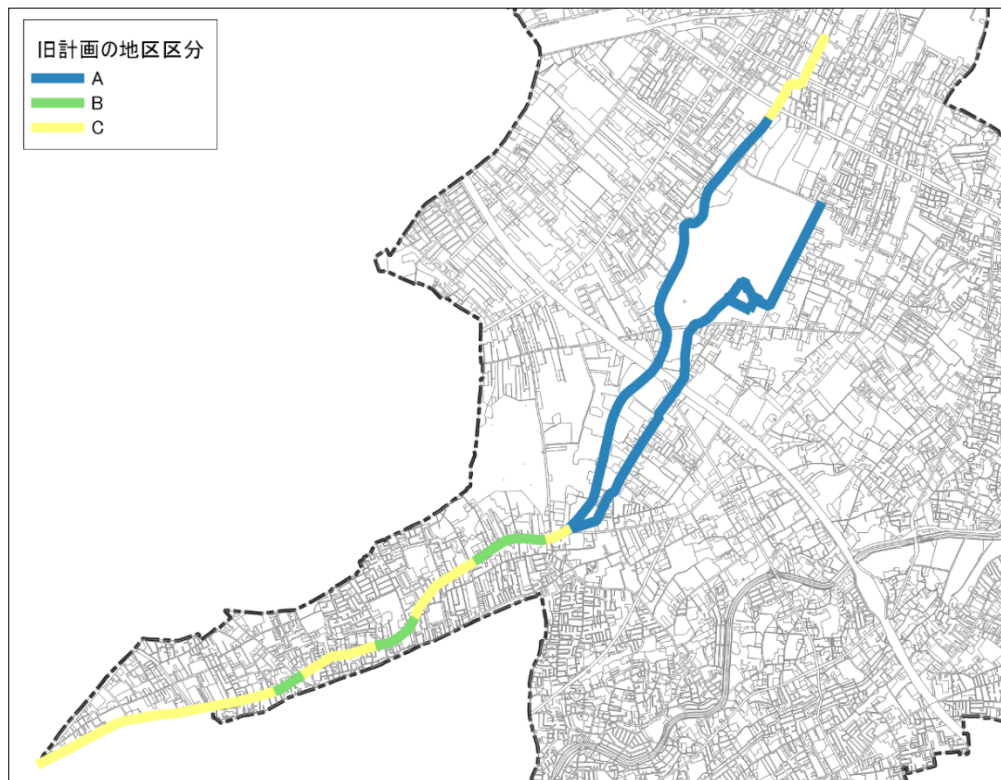


図 47：『野火止用水管理活用計画』における史跡指定区分

史跡としての保存管理事業を実施可能な範囲は、主に新座市が所有する土地であって、道路として供用されていない部分である。過去の事業で整備された歩道等については、史跡を見学するための施設と捉えられるが、自動車が通行する道路では路盤整備や埋設管も布設され、土あげ敷等の痕跡が残っている可能性も低いと言わざるを得ない。また、用水と市道が並走する区間は、いずれも所有者が市であるため、地番図上の境界が存在しない所が多い。

史跡指定範囲の外においては、かつて野火止用水が流れていた明確な痕跡が残る築堤があり、追加指定等により今後保護を要する場所もある。また、かつて水路が存在した範囲が、道路や歩道の一部になっている区間もある。さらに、野火止用水の開削によって育まれた、短冊形地割・屋敷林・畑・雑木林等が野火止用水周辺に存在し、地域の生業を伝える役割を果たしている。

水路に不可欠な水は、使用組合による水利権を維持しており、かつては多摩川から玉川上水を経た自然通水であったが、現在は暫定的に玉川上水に放流された高度処理水が分水されている。

野火止用水は地域住民にとって貴重な親水空間となっており、周辺の町内会やボランティア団体等による清掃活動や調査・観察が行われるなど、市民ボランティアによる保全活動も行われている。

市教委は、史跡の適切な保護を行うため、継続して調査研究を行っている。

(2) 保存（保存管理）の課題

野火止用水の史跡指定範囲は、原則として水路敷と土あげ敷であるが、標高に応じて水路の高さを変える必要があるため、実際に水路敷及び土あげ敷が一律の幅で存在したとは考えられない。各地点の標高と、水路の幅や深さと、土あげ敷の大きさは、土量と相関があり、場所に応じてその規模は違うと考えるべきである。しかし、試掘・発掘調査によって土あげ敷の範囲を埋蔵文化財として確認することは容易ではないため、古絵図・古地図での表現やかつての地番図等から推定するのが現実的である。その一方で、史跡を保護するためには、指定範囲を明示し、現状変更許可申請等の必要な手続を周知しなければならず、継続的に調査・測量を行う必要がある。

る。

旧計画でのA・B・C地区のうち、その後の交差点改良等の現状変更を受け、B地区であったところが暗渠化された区間もあり、水流を見られる区間の価値が増している。また、C地区であった国道254号から県道新座・和光線の区間においては、土地区画整理事業に合わせて水路が再現整備され、水流が復活した。このような実態に即していない区間は、保存区分の見直しを行う必要がある。

また、過去の整備において雑排水の流入は抑制されたものの、管の撤去に至らなかった箇所が散見され、史跡の景観を損ねている。

史跡指定範囲の外に存在する用水跡については、史跡としての指定を検討するとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、保護に向けた取組に着手する必要がある。また、現状保存が困難な場合は、適切に記録保存が行えるよう、事業者等に協力を求めていく。

野火止用水の本質的価値の理解や親水空間の維持のためにも、今後も水路への通水は不可欠であり、使用組合による水利権を維持する必要がある。現在の通水は高度処理水を放流しており、土砂を含んでおらず、浚渫の必要性がなくなったものの、法面の土が水の運搬作用によって削られてしまうため、素掘り区間では定期的に補修を行わなければならない。

用水沿いにある樹木等が大径化し、成長した根による法面の崩落が生じており、こうした崩落は、日当たりが悪く霜が降りやすい法面に多い傾向がある。また、高木化や老木化が進むことで、落枝や倒木による法面へのき損や通行者へ危害が及ぶ恐れもある。既に伐採を行った樹木についても、切株が残置されている箇所があり、抜根に伴う法面の復旧と、後継樹木植栽といった景観の回復が必要になってくる。

昨今の気候変動に伴う大雨の増加によって、道路からの雨水流入や一時的な水流の増大がみられ、法面の洗掘が生じ、場所によっては大きく崩落している場所もある。このような場合には、抜本的な対応の検討と、応急的な対応が必要になる。

自然的な要因だけではなく、清流対策事業といった再整備から35年近くが経過し、経年劣化が各所において顕著となっている。特に、木杭による護岸区間は、喫水線以下の木材が腐食するため、

定期的な交換が必要となっている。

上記のように、水流、樹木周辺の洗堀、大雨、経年劣化等、様々な要因で法面の崩落が進行している区間を「崩落危険箇所」とし、特に、史跡の保存や周辺住民に悪影響を及ぼしかねない場所から、優先的に対処していく必要がある。



図 48：崩落危険箇所と近年のき損箇所

野火止用水の周辺地域では、昔から身近に感じてきた住民がいる一方、高度経済成長期に首都近郊のベッドタウンとして宅地開発が進み、新しい住民が急増した。史跡指定範囲のうち、旧計画のB・C地区では、史跡が住宅に隣接しているため、史跡についての理解を得ながら共存していくことが必要不可欠である。

史跡公園付近において、堀と車道との間に転落防止柵等がない危険性の高い場所への対応を検討しなければならない。

史跡の本質的価値を後世に受け継いでいくためには、調査研究が今後も必要である。古文書の調査や試掘調査等を行っているが、専門の職員が不足しており、増員も含めた組織体制の強化をしていくことが必要不可欠である。また、様々な市民団体による調査・

観察等の活動成果が体系的にまとめられ、保管・公開されているとは言えず、市内や団体間の情報共有が不十分である。

2 野火止用水の活用

(1) 活用の現状

学校教育においては、小学校の副読本にも用水開削の歴史が掲載され、子どもたちが野火止用水を学習する機会がある。また、用水周辺の学校においては、清掃活動を行っている。

市内にある3大学（十文字学園女子大学・跡見学園女子大学・立教大学）と新座市では、包括協定を締結しており、福祉・教育・文化・環境・防災など幅広い分野において相互に連携・協力をしている。特に、十文字学園女子大学が進める地域連携においては、野火止用水を軸に、大学と市民ボランティアと市が一体となった事業が行われている。

生涯学習においては、文化財行政主管課が野火止用水に関する書籍やリーフレット、ウェブサイトの作成を行うほか、職員を派遣する「出前講座」の中で、市の歴史の核として野火止用水を説明している。また、歴史民俗資料館においては、「野火止用水古絵図」を始めとした用水開削と新田開発の歴史を学べる展示を常設している。

野火止用水の水辺環境は、本来、台地中央部には存在しえないものであり、地域住民にとって貴重な親水空間となっている。また、用水周辺の町内会等では清掃活動が行われており、ボランティア団体が様々な活動を行っている。市は、清掃活動については、必要な用具を貸し出し、集めたゴミの回収処分を行うなど、活動支援を行っている。

野火止用水がもたらす歴史的・自然的環境は、本市が誇る資源であり、シティプロモーションの一環で、市内外に対する情報発信を行っている。来訪者向けの散策リーフレットを作成するとともに、新座駅を起点とした観光ボランティアガイドによる野火止用水の案内も行っている。

(2) 活用の課題

学校教育においては、指導する教員も市外出身者が多いため、

教員向けに野火止用水の研修を行う機会が必要である。

市内3大学においては地域連携の継続と拡充を行い、他の教育機関等とも連携を図る必要がある。

生涯学習においては、普及啓発活動を継続的に行うために、職員数の確保とともに、書籍等の情報の更新が必要である。

地域住民に対しては、町内会やボランティアの加入者を維持・拡大し、住民主体の活動の継続を支援する。野火止用水は長距離に渡る水路であるため、各地域における住民の活動が、他地域の住民にも伝わり、一体的な活動として認知されるように、情報共有を促進する必要がある。

野火止用水の普及啓発のためには、シティプロモーションの観点にも立ちながら更なる情報発信を行い、観光ボランティアガイドの養成・研修も必要である。

3 野火止用水の整備

(1) 整備の現状

過去に実施された復原対策事業により、用水周辺に下水道管が整備され、野火止用水に雑排水が流入することは原則的にない。しかし、配管の撤去までは行われずに、長く放置されている箇所もあることから、景観を損ねる原因となっている。

清流対策事業により、護岸保護といった水路形態の整備や歩道整備、柵や車止め、四阿、ベンチ等の施設の設置、法面への植栽や花壇植栽等が行われた。西堀・新堀コミュニティセンターには、野火止用水の展示室が設けられた。

用水沿いには、史跡の歴史等の情報を伝える説明板を各所に設置している。また、他の地域から訪れた方が散策しやすいように案内板も設置されている。

(2) 整備の課題

清流対策事業から35年近くが経過し、各所で経年劣化が顕著となっている。木杭で護岸された区間では、喫水線付近が浸食されて倒れるため、定期的な交換が必要となっている。歩道にも段差が生じており、特に高齢者や障がい者の通行に支障を来している。また、歩道が狭い場所が多く、路側帯しかない場所もあるため、通行

者がすれ違い時に衝突する、車道に出る等の危険が発生している。その他の柵や案内板、四阿、ベンチ、トイレ等についても、経年劣化への対応と、社会情勢の変化に対応した再設置を検討する必要がある。

素掘りの区間では、近年の局所的な集中豪雨により、道路から雨水が流入し、水量が急増することで、用水法面が削られ、隣接する民有地を浸食し始めている。また、法面に生える樹木の高木化や、伸びた根が洗われる等で、倒木の発生や法面の崩落の一因となっている。

清流対策事業等で法面に植栽されたツツジ等や歩道上の樹木が繁茂することで、用水の目隠しや通行の支障となって見学を妨げ、景観を損ねている。特に、夏季の植物の成長が著しく、草刈りや剪定が追い付かずに、近隣住民から苦情が寄せられることがある。

また、生態系についても考慮する必要がある。近隣住民による法面への外来種や園芸種の植栽が確認されている。昭和60年(1985)に、東京都がユスリカ対策で放流したコイが、下流の新座市域でも生息している。コイに餌をあげる人もいるが、水質汚濁の一因となり、コイが捕食する水生生物の減少を招いている。

野火止用水沿いの説明板は、老朽化して読めなくなる等の課題が生じている。また、区画整理事業に併せて親水空間の整備を行った区間については、説明板が設置されておらず、用水の価値と保存・整備の方法が市民に伝わりにくい。



図 49：劣化の進んだ説明板

3 野火止用水の運営・体制

(1) 運営・体制の現状

野火止用水は道路行政主管課が、河川の一つとして法面の補修

や樹木剪定、水量の調整等の日常的な維持管理を行っている。また、野火止用水に架かる橋や工作物の設置等に関する行政財産の使用許可についても、道路行政主管課が行っている。き損や復旧、現状変更等の手続が必要な場合は、文化財行政主管課が県教委や文化財保護審議委員会と連携しながら、史跡として必要な保護を指導している。

野火止用水の活用に当たっては、文化財行政主管課が書籍等の作成・配布、説明板の設置、講座での講師、歴史民俗資料館での展示等を行っている。また、観光行政主管課が、散策コースを示したリーフレットの配布や案内板の設置、観光ガイドボランティアの養成を行っている。

他に、野火止用水の水質検査は環境行政主管課、野火止用水使用組合の事務局は道路行政主管課、がそれぞれ行っている。

十文字学園女子大学によるCOC事業によって、大学・行政・市民の地域連携が進められ、ボランティアネットワークである「ふるさとの緑と野火止用水を育む会（HUG ネット）」が発足し、灌木の選定や清掃、子ども向けの体験事業等の主体的な活動を行っている。

野火止用水周辺の小中学校や町内会による清掃活動等が行われている。

(2) 運営・体制の課題

平成7年(1995)3月に策定された『野火止用水管理・活用計画』については、その後の見直しが継続されておらず、事業の進捗管理が不十分であった。

野火止用水を対象とする事業が様々な部局で実施・管理されているため、市民からは担当課がわかりにくいとの声が上がっている。また、庁内の関係部局が定期的に情報共有を行う会議等が存在していないため、市民の活動や要望を庁内で共有しきれていないことがあった。

野火止用水に関わる市民の輪を広げ、地域住民・行政・大学・事業者等を含めた情報共有と連携を促進するための場づくりが必要である。

第5章 野火止用水の保存活用に関する基本方針

1 保存活用の方向性

国民共有の財産である文化財として、史跡野火止用水の本質的価値を適切に保存管理し、未来に向けて確実に継承していく必要がある。また、史跡の活用を図るとともに、史跡の本質的価値を顕在化させ、地域の核となる整備を目指す必要がある。これらの保存・活用・整備の諸課題へ総合的に対応するため、運営・体制の維持と充実を図ることも課題として挙げられる。こうした課題の解決に向けて、新座市では史跡野火止用水の保存活用に関する基本方針を以下のように整理した。

- ◆野火止用水の水路と水流を確実に保存する。
- ◆野火止用水がこの地域の生業や生活の礎となったことを伝える。

2 保存活用の方法

(1) 保存

- ・史跡野火止用水の本質的価値の保存のため、関係法令に則って各種の措置を計画的に講じる。
- ・崩落危険箇所については、被害拡大防止のための応急処置を行いながら、再発防止のための抜本的な対策を検討する。
- ・史跡指定範囲は、従来の考え方を基本とし、地区区分に応じた取扱区分を明示する。また、範囲確認調査を継続的に実施する。
- ・史跡指定範囲外の用水跡については、史跡に準じた扱いとし、積極的に保存を図る。
- ・今後保護を要する範囲については、土地所有者等の理解を得ながら追加指定を目指す。
- ・水流を確保するため、使用組合への働きかけを行う。
- ・関係機関、部局と連携して、地域住民の理解と協力を得て適切に管理を行う。
- ・継続的に調査・研究を行い、資料のアーカイブ化と積極的な発信を行う。

(2) 活用

- ・学校教育の場で、これまで以上に野火止用水の価値を伝えてい

- くため、情報発信を拡充する。
- ・市内3大学の連携を強化し、県立・私立高校等との連携を積極的に図る。
 - ・生涯学習を促進するため、既存の書籍等や説明板の更新を行い、多様な媒体での情報発信を行う。
 - ・史跡の維持や活用を通じた地域活動を促進・継承する。また、地域住民の憩いの場として、望ましい環境づくりを行うため、市民と行政の連携を強化する。
 - ・野火止用水を市内外の方に新座市の魅力、地域のシンボルとして発信する。

(3) 整備

- ・恒久的な通水と水路形態を維持するため、法面の補修や護岸杭の交換、崩落の原因となる樹木の除去等の整備を行う。
- ・野火止用水の理解を深め、魅力を伝えるように、また、暮らしに身近な水辺空間として、散策や憩いの場として利用されるように、見学・通行者のための歩道の改善、危険木・支障木の除去等を行う。
- ・史跡周辺の生活環境や自然環境と調和を図りながら、在来種の生態系に配慮した整備を行う。
- ・安全上、緊急を要する整備について、地域住民や関係機関と連携し、速やかな対応を検討する。
- ・過去に行った整備についても、その手法の評価・検討を行った上で、社会情勢の変化に合わせた再整備を行う。

(4) 運営・体制の整備

- ・庁内や関係機関との連携体制を強化する。
- ・有識者等の専門的知見による指導・助言に基づいて管理運営を行う。
- ・埼玉県や関係機関と連携して、適切な保存活用整備に取り組む。
- ・地域住民や市民、ボランティア団体等と連携し、多くの住民が参画・協働できる体制づくりを行う。

第6章 史跡の保存（保存管理）

1 保存の方向性

史跡野火止用水の本質的価値を確実に保存し、顕在化させていくために、史跡の保存に関する地区区分を周辺の景観と合わせて行い、適切な維持管理・保存方法を示し、課題を解決する必要がある。

また、区分した地区ごとに史跡へ影響を及ぼす行為として、現状変更等の具体的な取扱基準を定めるとともに、指定範囲外の用水跡や野火止用水が育んだ歴史的な景観についても、包括的な保存管理区分を設定した上で、保存のための措置に、計画的に取り組んでいくことが求められる。

さらに、地域と行政が一体となって保存してきた活動を継承し、活用にも協働で取り組むことで、恒久的な保存が果たされると考えられる。

2 保存管理の方法

(1) 史跡指定範囲とその周辺の地区区分と取扱方針

史跡指定範囲（A・B・C地区）、今後保護を要する範囲（D地区）、周知の埋蔵文化財包蔵地（E地区）、景観の保存が望ましい範囲（F地区）、史跡の活用を促進する範囲（G地区）に区分し、それぞれの地区ごとに取扱方針を示す。

表9：地区区分の概要と基本方針

史跡	区分	概要	基本方針
内	A	用水の原形をよくとどめている区間	原則として、用水の現状変更を認めない
	B	用水の原形を比較的とどめている区間	公共性が特に強いと考えられる現状変更のみ認める
	C	住民生活に用水の及ぼす影響が強く、用水の保存状態が良好ではない区間	公共事業や住民の生活の利便性を維持するものについて現状変更を認める
外	D	水路跡が築堤等で遺存している区域	将来的な史跡の追加指定と公有化を推進する必要がある
	E	水路跡の遺存が定かでないものの、過去に水路が存在していた区域	周知の埋蔵文化財包蔵地として、試掘調査によって水路跡の所在を確認する
	F	史跡周辺に歴史的な景観が残っている区域	史跡周辺に存在する良好な景観を維持する
	G	現代に分水を新設した区域	史跡の理解を促進するために活用する

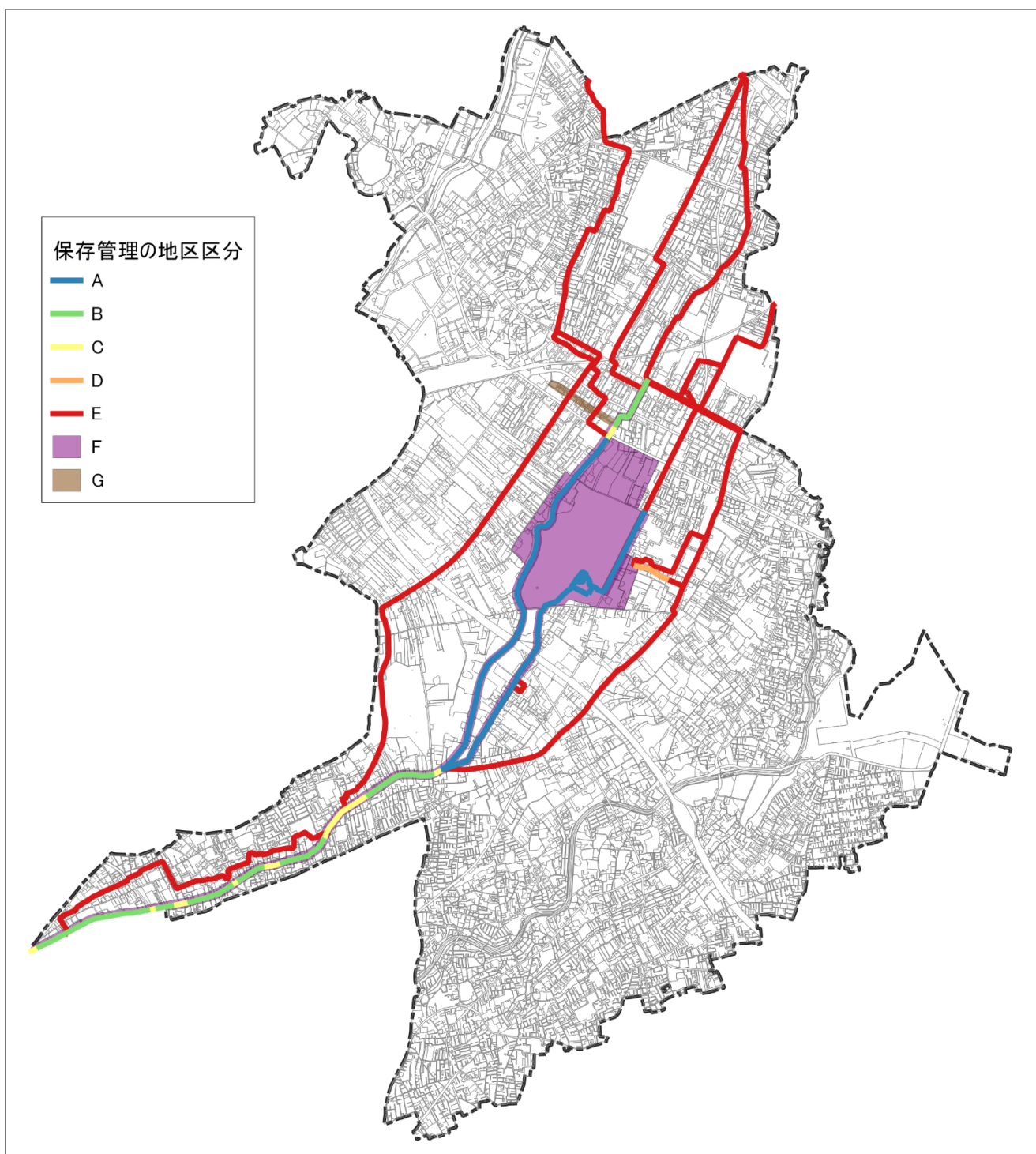


図 50：野火止用水の指定区分

(2) 史跡指定範囲（A・B・C地区）の取扱方針及び取扱基準

A・B・C地区は、埼玉県文化財保護条例の規定に基づき指定された史跡に当たる地区であり、土地所有者等の理解と協力のもと、史跡として適切に維持管理される必要がある。

野火止用水の現状には、都市計画の区域区分が大きく影響している。用水沿いでは、おおむね西堀分岐点から上流は市街化区域、

下流は市街化調整区域となっており、開発行為等の制限が変わるため、周辺の景観も異なる。昭和45年(1970)の区域区分決定後、用水沿いにおける区域区分の大きな変更はなく、市街化区域に当たる上流域では用水の縮小・廃絶や暗渠化が進み、市街化調整区域に当たる下流域では比較的用水の遺存状態が良い。さらに、下流域には国指定天然記念物平林寺境内林や農地もあり、新田開発によって生まれた景観の一体性がある。

水路敷の幅については、実態に即して現状の水路敷を基本に、隣接する土地との官民境界や道路境界(認定道路幅員)を用いるものとする。ただし、土あげ敷については、従来の考え方を基本とするが、土あげ敷や築堤が現存する部分、かつての土あげ敷の範囲が歩道や植栽帯として整備されている部分と、削平され現状をとどめていない部分を区分して取り扱う。将来的には範囲確認調査を継続することで、指定範囲の変更について検討する。

本計画におけるA・B・C地区の区分及び取扱いは、旧計画における取扱基準を基本的に継承している。その上で、区域区分と用水の現状、周辺の景観を考慮して一部区間の修正を行いつつ、現存する用水の転換点である西堀分岐点を基準とした。本計画における史跡の地区区分は下表のとおりである。

表 10：本計画における地区区分の現状と区間（A・B・C地区）

地区	主な現状	区 間
A	素掘り	西堀分岐点から国道254号まで(本流)
	築堤	西堀分岐点から新座市役所前まで(平林寺堀)
B	杭護岸	西堀分岐点より上流にある開渠区間(本流)
	再現整備	国道254号から県道新座・和光線まで(本流)
C	暗渠	西堀分岐点より上流にある暗渠区間 国道254号から県道新座・和光線までの暗渠区間

これらの地区内では、史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、埼玉県文化財保護条例第35条の規定に基づき、県教委等の許可が必要となる。

なお、遺構に影響を与える恐れのない、日常生活に必要で軽微な行為(日常的な維持管理)は、現状変更に当たらない行為である。

新座市はA・B・C地区内における史跡の適切な保存管理を行

うものとする。

現状変更にあたっては、緊急の場合を除き、市教委と十分な事前協議を行うこととする。また、現状変更行為が許可された場合は、文化財保護法第93条・94条の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における必要な措置を講じるものとする。

なお、A・B地区における左右の土あげ敷の範囲について、削平されている部分については、C地区の基本方針に基づくものとしつつ、個別の状況に応じて判断する。

表 11：史跡指定範囲内（A・B・C地区）項目別地区別取扱方針

■ 県許可 ・ ■ 市許可 ・ ■ 申請不要

	A地区	B地区	C地区
基本方針	原則として、用水の現状変更を認めない。	公共性が特に強いと考えられる現状変更のみ認める。	公共事業や住民の生活の利便性を維持するものについて現状変更を認める。
土地の改変	史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は、原則として認めない。		
建築物	建築物の新築は、原則として認めない。		
	既存建築物の所在する敷地内で、史跡の範囲内において増・改築または除却は、史跡としての価値及び景観の保存に影響を及ぼさない場合に限り、協議を要する。		
	ただし、史跡・遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合や防災上やむを得ない場合はこの限りではない。	ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもので、史跡・遺構への影響がなく、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合はこの限りではない。	
	撤去は、史跡への影響を最小限にとどめる形で認める。		
	日常的な管理、簡易的な補修（塗装などの小規模な修繕等で史跡としての価値及び景観の保存に影響を及ぼさない場合）は許可を要しない。		
工作物	工作物の新規設置は、原則として認めない。		
	更新及び撤去で設置の日から50年を経過したものは、史跡・遺構への影響を最小限にとどめる形で認める。		
	ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要なもので、小規模かつ史跡に影響のないものに限り認める。		
	史跡整備に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設及び標柱・説明板などの設置は、遺構に影響のないよう図った上で認める。		
	更新は、維持管理上必要な場合で、史跡に影響の少ない軽微なものに限り認める。		
撤去は、史跡・遺構への影響を最小限にとどめる形で認める。			

	A 地区	B 地区	C 地区
	<p>日常的な管理、簡易的な補修（塗装などの小規模な修繕等で史跡としての価値及び景観の保存に影響を及ぼさない場合）は許可を要しない。</p>		
道路	<p>道路の新設、拡幅は、原則として認めない。</p>		
	<p>ただし、史跡・遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合や防災上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>	<p>ただし、史跡・遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合や防災上やむを得ない場合はこの限りではない。また、都市計画道路は、史跡・遺構への影響が最小限となるよう協議を行う。</p>	
	<p>改修は、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要な維持のため、史跡・遺構に影響のないよう配慮し、史跡としての価値の保全に大きく影響を及ぼさない場合はこの限りではない。</p>		
	<p>日常的な管理、簡易的な補修（路面の表層打ち替え・補修・街灯などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取換えは、許可を要しない。</p>		
埋設設備	<p>埋設設備の新設は、原則として認めない。</p>		
	<p>ただし、史跡・遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合や防災上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>	<p>ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わる地下埋設物（電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物）の設置は、史跡・遺構への影響が最小限となるよう配慮する場合はその限りではない。</p>	
	<p>改修は、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わる地下埋設物（電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物）を、史跡・遺構への影響が最小限となるよう配慮することで認める。</p>		
	<p>撤去は、史跡・遺構への影響を最小限にとどめる形で認める。</p>		
樹木	<p>新たな植樹や草花の植栽は、法面保護等の史跡整備に必要なものを除いて、原則として認めない。ただし、史跡の価値が維持向上する計画において、史跡・遺構への影響がないよう図ったものに限り認める。</p>		
	<p>史跡整備に伴う抜根については、遺構に影響がないよう図った上で、史跡の価値が維持向上する計画において認める。</p>		
	<p>史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、史跡・遺構への影響が最小限になるよう配慮したものに限り認める。</p>		
	<p>日常的な手入れ（草刈り、支障枝剪定、枯損木や倒木の処理等）で土地の改変を伴わないものについては、許可を要しない。</p>		
その他	<p>上記以外の行為については、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもので、史跡・遺構への影響がなく、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合に限り、その都度、協議を行う。</p>		

表12：史跡指定範囲における現状変更の取扱基準及び許可区分

許可申請区分 と関係条例	行為の種類		想定される 行為の例	
	地区	内容		
埼玉県教育委員会 埼玉県文化財保護条例第35条	A, B, C	設置の日から50年を経過している建築物等の増・改築及び除却	水路橋、歩道橋等の改築、除却	
	A, B, C	既存の建築物の同範囲内で、新たに史跡に影響を及ぼさない建築物の増・改築	トイレ、東屋等の増・改築	
	A, B, C	設置の日から50年を経過している工作物の改修もしくは除却	橋の改修、除却	
	A, B, C	必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為	切土・盛土等を伴う土地改変	
	A, B, C	現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 土地の改変を伴う木竹の伐採・抜根	史跡整備のための植樹 枯損木の除却と法面の復旧	
	A, B, C	史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為	遺跡の保存目的の発掘調査・試掘調査	
	A, B, C	史跡の価値に影響を及ぼさない道路の改修	既存道路の路盤工事等	
	B, C	都市計画道路の新設	都市計画道路3.4.11放射7号線、3.4.14保谷秋津線、3.4.13練馬東村山線	
A, B, C	その他、埼玉県文化財保護条例第35条ただし書き、同施行規則第24条に規定するものを除く現状変更又は保存に影響を及ぼす行為	史跡整備に伴う工作物の設置		
新座市教育委員会 第2条 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例	軽微な現状変更	A, B, C	3か月以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増・改築	仮設プレハブ等の設置
		A, B, C	工作物（建築物を除く）の設置・改修・除却（設置の日から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの）	既存フェンスの同規模・同位置における改修
		A, B, C	道路の舗装若しくは修繕（土地の形状変更を伴わないもの）	既存道路の舗装や修繕
		A, B, C	史跡管理に必要な施設（埼玉県文化財保護条例第33条に規定する史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設）の設置・改修	史跡の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置・改修

許可申請区分 と関係条例	行為の種類		想定される 行為の例		
	地区	内容			
	A, B, C	埋設されている電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の改修（土地の改修変更が最小限度のやむを得ない程度を超えないもの）	既設電線、ガス管、水道管、下水道管等の改修		
	A, B, C	土地の改変を伴わない木竹の伐採（景観に大きく影響を与えない範囲での樹木等の伐採） 史跡整備に必要な植樹・植栽	木竹の伐採		
申請不要*	埼玉県文化財保護条例の施行等に関する 規則第24条	維持の措置 A, B, C	史跡がき損している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除去等 史跡がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその原状（許可を受けて現状変更をした場合においては、当該現状変更終了時における原状）に復するとき。 史跡がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための応急の措置をするとき。 史跡がき損し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	史跡の損壊箇所へ盛土による保護や土嚢の設置など	
			非常災害のために 必要な応急措置 A, B, C	非常災害時、もしくはその発生が予想される場合に緊急的に取られる応急措置	倒壊した工作物の除去 倒木等の伐採・除去 破裂、破断等により著しく破損した地下埋設管の除却
				現状変更に当たらない管 理行為 A, B, C	日常的な維持管理の行為
A, B, C	既存建築物・工作物の日常的な維持管理・補修	外壁の塗替え、屋根の塗装等 資材等の仮置き			
	A, B, C	樹木の維持管理（土地の改変を伴わないもの）	日常的な枝の剪定・除去		

許可申請区分 と関係条例	行為の種類		想定される 行為の例
	地区	内容	
	A, B, C	所有物の維持管理（土地の改変を伴わないもの）	除草、防草、簡易な草花の植栽など

* 申請不要であるかの判断は、市教委との協議を経て行うこと。
また、現状変更許可申請が不要な行為であっても、き損届・終了届等の手続が必要となる場合がある。

(3) 史跡指定範囲外（D・E・F・G地区）の取扱方針

D地区は、今後保護を要する範囲に当たる地区である。土地所有者等の理解と協力のもと、将来的な史跡の追加指定と公有化を推進する必要がある。開発等の行為に対しては、史跡に準じた扱いとし、積極的な保存を図るものである。

表 13：史跡指定範囲外における現状変更の取扱い

	D地区	E地区	F地区	G地区
基本方針	将来的な史跡の追加指定と公有化を推進する必要がある。	野火止用水の水路跡を周知の埋蔵文化財包蔵地として、試掘調査によって水路跡の所在を確認する。	史跡周辺に存在する良好な景観を維持する。	史跡の活用を促進するために、現状を維持する。
土木工事等	<p>事前協議を行う。</p> <p>追加指定予定地の公有地化や計画変更等の相談を行う。</p> <p>文化財保護法第93条・94条に基づき、土木工事等に先立ち届出・通知を行う。</p> <p>試掘調査により、史跡範囲を明らかにし、再度、計画変更等の保存協議を行う。</p>	<p>文化財保護法第93条・94条に基づき、土木工事等に先立ち届出・通知を行う。</p> <p>試掘調査の結果、埋蔵文化財の所在が確認された場合には、保存協議を行う。</p>	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、野火止用水以外の包蔵地については、文化財保護法第93条・94条に基づき、土木工事等に先立ち届出・通知を行う。</p>	
	新座市景観条例及び屋外広告物条例に基づき、必要な手続を行う。			

E地区は、かつて水路が存在した区間である。現在は道路や歩道の一部、民有地となった場所もあるが、廃絶に当たり、水路形態が失われたかが定かではない。そのため、周知の埋蔵文化財包蔵地として増補し、試掘調査によって水路跡の所在を確認するものとする。水路跡が発見された場合は、現状保存を優先するが、やむを得ない場合は発掘調査による記録保存を行う。

F地区は、史跡周辺に存在する周辺環境である。野火止用水の開削に伴って生まれた、短冊形地割・屋敷林・畑・雑木林の歴史的な景観であり、地域の生業を伝えるものである。新座市景観条例や新座市屋外広告物条例において、他の地域より厳しい制限をかけることで、良好な景観を維持していく。

G地区は、新座駅南口及び新座駅南口第2土地区画整理事業によって、本流から新座駅南口に向かって新設された水路と歩道である。駅前から史跡に至るまでの導線として活用し、新座市景観条例において、他の地域より厳しい制限をかけることで、良好な歩行空間を維持していく。

なお、AからGまでの地区区分が交差・重複する箇所がある場合については、より保護が強い地区区分を適用するものとする。

(4) 追加指定と公有化の推進

史跡の将来にわたる適切な保存のために、史跡の追加指定と公有化を推進していく必要がある。前項で示した地区区分のうち、D地区については土地所有者等の理解を得て追加指定を目指す。

(5) 水利権の維持

野火止用水に不可欠な水を確保するため、使用組合が有する水利権を維持する。また、高度処理水を流すという暫定的措置を維持しながらも、多摩川からの自然通水の再開を目指すため、上流部の東京都側6市と検討を行う。

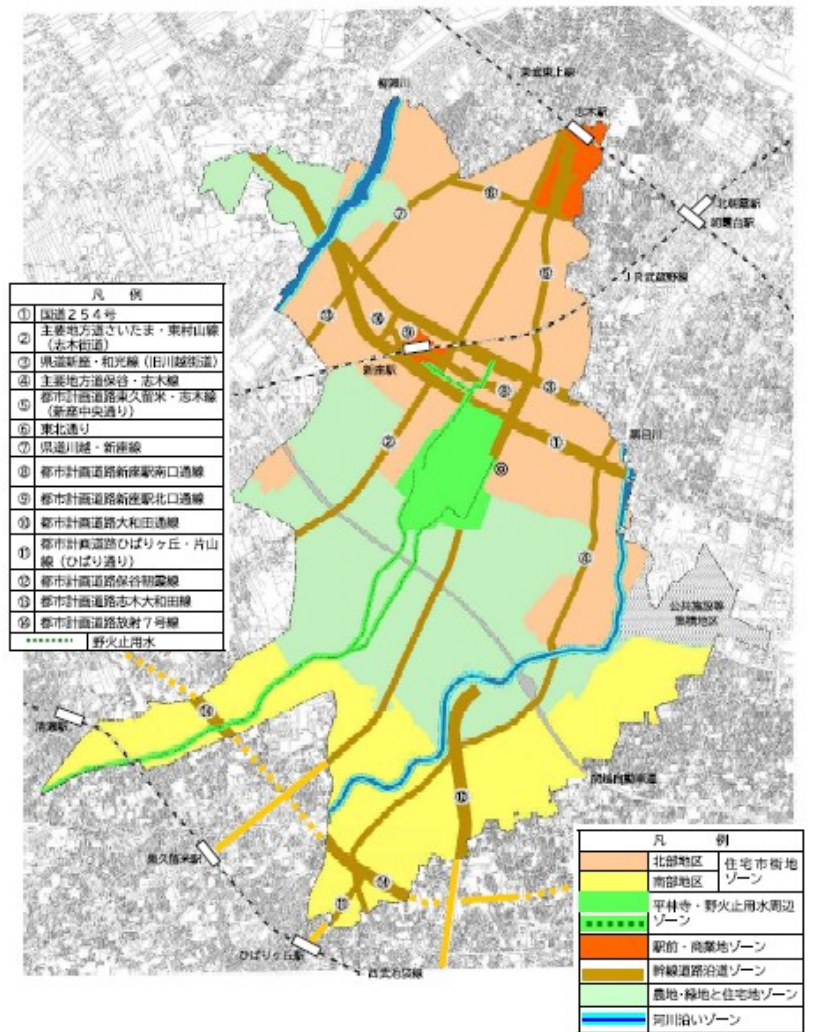


図51：景観ゾーン区分（『新座市景観計画』）
（平林寺・野火止用水周辺ゾーンがF・G地区に当たる）



図52：屋外広告物禁止区域
（新座市屋外広告物条例第4条
第11号の市長が指定する区域。別紙1・2・3を結合した）

(6) 史跡の維持管理

史跡野火止用水では、用水とそれを取り巻く環境を構成する諸要素を包括した一体的な保存が不可欠である。水路の維持のために行う腐食した護岸杭の交換や土のうの補填等、史跡とその周辺では日常的な維持管理を適切に行う。史跡内及び周辺の草刈りや剪定、ゴミ回収については、市民の協力を得ながら、美観の維持に努める。これら以外の維持管理行為として、やむを得ず史跡の現状を変更する行為、又は史跡の保存に影響を及ぼす行為を行う場合については、現に水路として利用されていることから、史跡の土地所有者のうち、一部の法人・個人、隣接地の所有者等の関係者、庁内関係各部署等と連携し、県教委の指導・助言を仰ぎ、適切な手続を遺漏なく遂行できるよう行う。

(7) 地域住民との共存

史跡指定範囲のうち、特にB・C地区においては、住宅が隣接しているため、史跡についての理解を得ながら共存していくことを目指す。そのためには、史跡に関する情報を積極的に発信するとともに、適切に対話の場を設け、十分に意見を交換しながら保存管理を行う。

(8) 調査・研究の継続と資料の保管・公開

史跡を適切に保存するための基礎的情報の取得を目的として、歴史・民俗・自然等の視点で本質的価値の顕在化に資する調査・研究を長期的に実施する。調査・研究の成果は広く発信するとともに、アーカイブとして体系的に保管し、公開していく。また、調査・研究の成果を史跡の保存管理に還元し、共有し、総合的に史跡の価値や魅力を活用できるよう努めることとする。

(9) 緊急対応

大雨による法面や護岸の崩落拡大防止や交通事故への対応等、緊急的に取られる応急措置については申請不要である。ただし、史跡への影響を最小限に留めるよう配慮し、可能な限り行為の記録を残すものとする。

(10) 崩落危険箇所

様々な要因で法面や護岸のき損が発生した場所のうち、建物や道路が隣接していて、早急な対応をしなければ市民生活に損害をもたらす恐れの高い箇所を「崩落危険箇所」とする。このような箇所については、応急的な崩落防止措置を行いながら、再発防止に向けて周辺の道路・植栽等を含めた整備・再整備を検討する。

(11) 都市計画道路

史跡と交差する 3 路線の都市計画道路が計画決定されており、そのうち新座都市計画道路 3・4・11 放射 7 号線は事業認可されている。また、その他の道路についても、隣接する東京都内で順次整備が進められており、将来的には事業認可される可能性が高い。これらの路線については、史跡との交差部において事前に調査を実施し、記録を作成するとともに、史跡への影響を最小限度に抑える。また、当該箇所が史跡であることを市民に伝える表示を行うものとする。

第7章 史跡の活用

1 活用の方向性

史跡の活用に関する取組は、これまでも市職員による出前講座や公民館等での講座、視察対応、パンフレットの配布や書籍等による周知・広報活動の実施、ボランティア団体との連携等を行っている。一方で、学校教育の場での活用や情報発信ツールの充実等には課題が残る。

野火止用水を将来にわたって保護していくためには、野火止用水がこの地域に果たした役割を分かりやすく伝え、史跡や地域への愛着、興味を育む必要がある。

そこで、史跡が持つ本質的価値を顕在化し、生涯学習の場、学校教育の場を始め、市内だけでなく市外・県外の人へ史跡の価値や魅力を伝えることを目指し、次節で具体的な活用方法を示す。

2 活用の方法

(1) 学校教育との連携

学校教育では、野火止用水は地域のシンボルとして、すでに小学校の副読本への掲載と郷土学習、文化財担当職員による出前講座、歴史民俗資料館での展示・解説等、様々な活用を行ってきた。これらの活用を今後も継続し、教職員に対する研修会を実施する等、拡充を図る。

(2) 大学等の教育機関との連携

市内3大学のうち、十文字学園女子大学との地域連携によるボランティアネットワークである「ふるさとの緑と野火止用水を育む会（HUG ネット）」が活動を行ってきた。今後は、HUG ネットのみならず、立教大学・跡見学園女子大学とも連携を図る。また、県立・私立高校等についても、課外活動等における史跡保護への協力や連携体制への構築について検討する。

(3) 生涯学習における活用

社会教育・生涯学習については、歴史民俗資料館等での展示、講座等の実施、文化財関連書籍の販売やリーフレット等の配布、説明板の設置・更新、市ウェブサイトでの掲載等、多様な媒体での活

用を図ってきた。今後も、各媒体での内容を更新し、A R・V R等の最新のI C T技術を含む新たな情報発信ツールの検討を行い、多様な市民に届く活用を行う。

(4) 地域住民との連携

野火止用水は、町内会やボランティア団体による清掃活動等、地域住民をつなぐ場となり、協力して守るべき歴史的資産として活用されてきた。今後も、これらの活動を支援し、地元の小中学校や事業者ボランティアへの参加を働きかける等、拡充を図る。

日常的に用水沿いを散策する市民が多いことから、散策時に発見した法面や護岸の破損、故損木や落枝、不法投棄等について、市民が行政の所管課に情報提供しやすくするために、市は円滑な連絡体制を構築し、市民に周知する。

用水周辺の自然環境についても、水とみどりの交流軸として地域住民の憩いの場となるよう、市民ボランティア団体等との協力のもと、定期的に水質検査や生息する動植物調査・観察を行い、在来種の保護と外来種の排除を目指す。

また、地域住民による活動報告等を体系的にまとめ、団体間の情報共有を促進するための仕組みを構築する。

(5) 観光・シティプロモーション

これまで、来訪者が用水沿いを散策しやすいように、散策ルートの提示や案内板を設置し、見学環境を整備してきた。また、観光ボランティアガイドの育成・活用などのソフト事業を展開している。今後は従来の整備や事業展開を継続しながら、史跡と周辺の新田開発で作られられた歴史的な景観を一体的に活用して、史跡野火止用水の本質的価値を顕在化させ、新座市の誇るべき魅力として市内外に積極的に発信していく。

第8章 史跡の整備

1 整備の方向性

野火止用水は主に過去 2 度の事業において、史跡としての本質的価値を後世に伝えつつ、清流を復活させるための整備が行われている。史跡の本質的価値である水路を、視覚的に捉えられるようにするため、今後も現状の形態を維持するための整備を基本とする。保存を前提としながらも、地域の核・市民の憩いの場として利用されるような空間を目指す。そのためには、計画的に整備・再整備を推進していく必要がある。

特に、国指定天然記念物平林寺境内林と隣接する A 地区において、法面の再整備を行う際などには、自然環境との調和を図るものとする。B・C 地区については、住宅地が隣接しているため、生活環境との調和を図りつつ、地域住民と水とみどりの交流軸となる再整備を検討するものとする。

また、野火止用水の理解を深めるガイダンス施設においては、野火止用水を始めとした文化財の情報発信、教育活動、観光の拠点となるような整備を行う。

これらについて、以下のとおり整理する。

2 整備の方法

(1) 保存に向けた整備

野火止用水は、過去 2 度の事業において断続的に整備されており、主として清流対策事業によって整備が行われた。整備実施から 35 年近く経過し、経年劣化が各所において顕著となっている。法面の洗堀が進み、流出が発生している崩落危険箇所への対応等、喫緊の課題もある。

これからの整備に当たっては、従来の史跡内における区分に基づく整備を基本的には踏襲し、素掘りの法面の復旧や劣化した木杭の交換等を行う。法面護岸の工法や、説明板・案内板の設置位置と内容等、過去の整備を更新する際は、適切な方法について検討し、試験的な実施と評価を行ってから、全体への適用を検討する。こうした評価を踏まえた上で、再整備を行うものとする。

史跡内及び周辺にある樹木については現況把握を行い、高木・老木化して史跡の保存と通行者の安全に支障のあるものは伐採を

行う。また、史跡の保存に悪影響を及ぼす根の除去を行う際は、法面を復旧する必要があるため、事前に歩道や他の植栽等の周辺環境との一体的な再整備を検討した上で実施し、後継樹木の植栽を行う。

史跡内の雑排水管などの、史跡の本質的価値の顕在化を阻害する景観的な要因を、史跡周辺の住環境等に配慮した上で、減少させていくものとする。

(2) 活用に向けた整備

史跡の本質的価値を伝えるため、過去に設置した説明板の修繕・再整備、リーフレットやウェブサイトの更新を行い、一体性を高めて史跡の価値がより伝わるように改善する。さらに、必要に応じて、多言語化も検討する。また、親水空間の整備を行ったB地区には説明板がないため、用水の価値と保存・整備の方法を伝える説明板の新設を行う。

史跡を現地で見学しやすくするために、既存の歩道や柵、車止め、案内板、四阿、ベンチ、トイレ等の施設については維持・修繕、設置場所の再検討を行い、樹木剪定や草刈り等も定期的に行う。特に、剪定や草刈りについては、近隣住民や市民ボランティアの協力を得つつ、良好な景観を維持していく。さらに、見学や通行に支障のある場所については、歩道の新設や拡幅、支障木の除去等の改善を行う。その際には、史跡の保存を行いながら、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するものとする。

史跡の本質的価値を伝えるためのガイダンス施設として、歴史民俗資料館や西堀・新堀コミュニティセンター等において、展示やパンフレットの配布等を行う。

さらに、野火止用水が地域に与えた功績を伝えるため、古文書・古地図等の調査や発掘・試掘調査等を行い、その調査成果に基づいた案内板の新設や散策ルートの拡充を行う。

第9章 運営・体制の整備

1 運営・体制の整備の方向性

新座市は史跡野火止用水を適切に管理し、未来へ確実に継承していくため、職員の専門性の向上はもとより、職員数の拡充を図るとともに、組織体制の充実に努めなければならない。また、恒久的な保存だけでなく、活用・整備の充実させるためにも、庁内外の関係各機関等と十分な連携を図る。

史跡の適切な保護に当たっては、県の指導・助言を得つつ、新座市文化財保護審議委員会を始め、専門的知見を有する外部有識者等に対しても適宜助言を求めることが必要である。

また、史跡の広域的な活動のためには近隣市区町と協力しながら連携して取り組むことが効果的である。

野火止用水の学術的な調査の取組は少なく、今後は確実な保存を図るため、長期的な展望を踏まえた学術的な見地に基づく保存管理を進める必要がある。

史跡指定範囲のほとんどは市有地であるが、一部に私有地を含むとともに、市内上流部では住宅が隣接する区間が長い。厳密な保存管理の推進には、地域住民や地権者の協力のほか、文化財行政主管課を核として、建設や土木等の関連各課、活用面では学校教育やシティプロモーション等の関連各課との連携を図り、緊密な連絡調整を行うための庁内連絡会議を設置する必要がある。また、史跡を取り巻く多様な主体との連携・協働を促進するため、行政と地域住民等が協議を行う「（仮称）野火止用水市民会議」の設置を検討する。

2 運営・体制の整備の方法

(1) 管理体制

新座市は史跡の管理団体として史跡全体を適切に保存管理していく必要があり、その実務は道路行政主管課と市教委の文化財行政主管課が担う。野火止用水を将来にわたり適切に管理することができるよう、専門職員の増員や、組織体制の充実を検討する。

また、史跡の保存・活用・整備は、道路行政主管課や文化財行政主管課が単独で行うのではなく、道路や緑地、環境、地域活動、シティプロモーションを担当する部局を始めとした庁内の連携が不

可欠である。そのため、市内において史跡の本質的価値を共有し、情報共有や支援を受けられる連携体制を構築する。

(2) 他の機関等との連携

史跡の保存・活用・整備は、県の指導・助言を得ながら適切に行う。また、野火止用水の保存活用の推進に当たっては、小・中学校や高等学校、市内3大学を始め、周辺自治体と連携し、保存・活用・整備ができる体制づくりを目指す。

事業の推進に当たっては、新座市文化財保護審議委員会を始め、必要に応じて設置する有識者会議等の様々な専門的分野の指導・助言を得ながら行う。

(3) 地域住民との共存・連携・協働

史跡の保存・活用には地域住民の理解と協力が必要であるとともに、関係団体の参画やボランティア活動との連携・協働が必要である。組織づくりや連絡体制の構築など、地域の方々と共存・連携・協働する体制を作る。

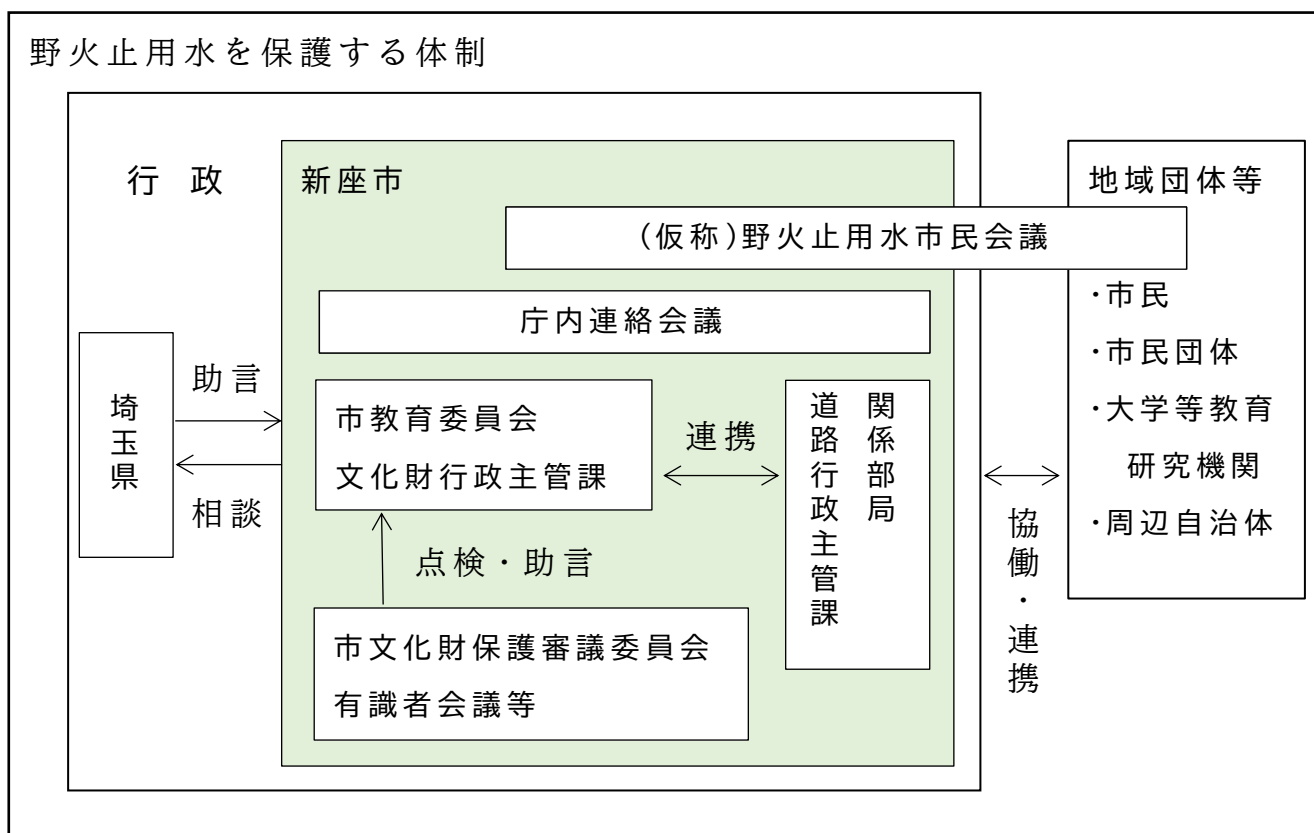


図 53：運営・体制の整備イメージ

第10章 施策の実施計画の策定

1 施策の実施計画

第6章から第9章において示した野火止用水の保存管理、活用、整備、運営・体制の方法を計画的に取り組むため、本計画の実施期間を令和5年度から14年度までの10年間と定め、前半の5年度を短期的計画、後半の5年度を中期的計画と位置付けた。中期的計画においては、整備基本計画を策定し、第1期整備の実施と進捗管理を行う。また、次期以降の保存活用計画の方針についても、将来的なビジョンを長期的計画として記述するが、本計画の評価・検証を行った上で、策定を行うものとする。

また、地域活動などの恒常的な活動については計画期間以降も継続する方針とし、次回に策定する保存活用計画において再度位置付けるものとする。

(1) 短期的計画（令和5～9年度(2023～2027年度)）

史跡の堀や護岸における保存管理の喫緊の課題に対処するための事業を重点的に実施する。また、清流対策事業で整備した各施設について、再整備に向けた調査・研究を行い、将来にわたる史跡整備・運営のための基盤作りを行い、整備基本計画策定の準備を進める。

ア 保存管理

- ・本計画で示した現状変更等の取扱いについて周知、指導を行い、本質的価値を確実に保存する。
- ・剪定や除草、清掃作業等の日常的な史跡の維持管理を行い、外来種・園芸種よりも在来種を優先する。
- ・古文書や過去資料等の調査研究を継続して行い、水路法面の保護方法についても手法研究を行う。また、様々な主体による過去と将来の調査成果をアーカイブとして体系的に保管し、公開していくための仕組みを検討する。
- ・今後保護を要する範囲のD地区について、指定化に向けた協議を行う。
- ・かつて水路が存在した範囲のE地区について、周知の埋蔵文化財包蔵地への増補を行う。水路跡の周知をすることで現状

保存を目指しながら、発掘調査や道路・狭小地における工事立会等によって記録保存を行う。

- ・本計画の進捗管理を実施し、短期的計画の最終年度に中間評価を行う。
- ・水流を維持するため、使用組合への働きかけを行う。
- ・新座都市計画道路 3・4・11 放射 7 号線の事業に際し、野火止用水との交差部における調査を行い、必要な記録の作成と普及啓発を行う。

イ 活用

- ・学校等の教育機関や地域住民との連携・協力体制の構築を継続して推進する。
- ・副読本やリーフレット等の更新を行い、歴史民俗資料館等の展示や各種講座、ウェブサイト等の充実を継続して図る。
- ・情報発信に際しては、最新の I C T 技術の導入を検討する。

ウ 整備

- ・崩落危険箇所については、応急的な崩落防止措置を行いながら、周辺の歩道・植栽等を含めた整備・再整備を検討する。
- ・高木・老木化した樹木を把握し、特に用水の保存と通行者の安全に支障のある樹木については、伐採を行う。さらに、抜根に伴う樹木周辺の復旧手法を検討する。
- ・使われなくなった配管や架設物等については、移設・撤去等に向け、残置場所や設置の経緯等の確認を進める。
- ・見学者や通行者のための歩道の新設・拡幅は、現況の把握を行いながら、改善手法の検討を行う。
- ・説明板や案内板等の設置場所や内容を検証し、一体性が高まる改善に向けた検討を行う。特に劣化の進んだ説明板については、将来を見据えた上で、建替えを先行実施する。また、再現整備が行われた B 地区において、説明板を新設する。
- ・過去に整備した各施設の経年劣化等については修繕を行いながら、周辺環境に応じた再整備の手法を検討し、計画的な実施を行う。
- ・整備基本計画策定のための現況把握、情報整理、事例研究等を行い、策定の準備を進める。

エ 運営体制

- ・ 庁内における連絡会議を設置する。
- ・ 「(仮称)野火止用水市民会議」の設置を検討する。
- ・ 関係機関等との連携を強化する。
- ・ 町内会、ボランティア団体等の活動を支援する。

(2) 中期的計画（令和 10～14 年度（2028～2032 年度））

史跡の保存管理・整備・活用について短期的計画で検討した事業を、整備基本計画としてまとめ、計画的に実施する。また、再整備に向けた調査・研究は継続し、史跡周辺も含めた一体的な景観改善を検討する。本計画の期間終了までに、次期計画の策定を行う。

ア 保存管理

- ・ 本計画で示した現状変更等の取扱いについて周知、指導を行い、本質的価値を確実に保存する。
- ・ 剪定や除草、清掃作業等の日常的な史跡の維持管理を行い、外来種・園芸種よりも在来種を優先する。
- ・ 古文書や過去資料、動植物等の調査研究を継続して行い、その成果を市民に向けて発信するため、体系的な保管と公開を行うアーカイブを構築する。
- ・ 今後保護を要する範囲のD地区について、史跡指定を行い、保存活用を検討する。
- ・ かつて水路が存在した範囲のE地区について、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、現状保存や記録保存に努め、野火止用水の全体像を把握し、D地区への変更範囲を検討する。
- ・ 本計画の進捗管理を行い、中期的計画の最終年度に次期計画の策定を行う。
- ・ 水流を維持するため、使用組合と東京都側6市への働きかけを行う。
- ・ 新座都市計画道路3・4・13練馬東村山線が事業認可された場合、野火止用水との交差点における調査を行い、必要な記録の作成と普及啓発を行う。

イ 活用

- ・ 学校等の教育機関や地域住民との連携・協力体制の構築を継続して推進する。
- ・ 副読本やリーフレット等の更新を行い、歴史民俗資料館等の展示や各種講座、ウェブサイト等の充実を継続して図る。
- ・ 情報発信に際しては、多言語化への対応や最新のICT技術の活用を行う。

ウ 整備

- ・ 応急的な崩落防止措置を行った崩落危険箇所については、周辺の歩道・植栽等を含めた再発防止のための整備・再整備を検討する。
- ・ 整備基本計画を策定し、下記の事業を計画的に実施する。
- ・ 高木・老木化した樹木のうち、用水の保存と通行者の安全に支障のある樹木については伐採・抜根を行い、周辺環境に応じて法面と歩道、植栽等の復旧を行い、景観を維持する。
- ・ 史跡の景観向上のため、使われなくなった配管や架設物等については移設・撤去等を進め、景観の改善を図る。
- ・ 見学者や通行者のための歩道の新設・拡幅は、優先的に対処すべき場所を検討した上で、改善の実施を行う。
- ・ 説明板や案内板等について、より史跡の価値を伝えるため、計画的な更新を行う。
- ・ 過去に整備した各施設の経年劣化等について対応しながら、再整備の試験的实施と評価を継続し、周辺環境と調和した史跡の整備を継続する。
- ・ 短期的・中期的計画において実施した整備を、本計画の見直し及び次期整備基本計画に反映させるための評価を行う。

エ 運営体制

- ・ 市内における連携体制を維持する。
- ・ 「(仮称)野火止用水市民会議」を開催する。
- ・ 関係機関等との連携体制を強化する。
- ・ 町内会・ボランティア団体等の活動を支援する。

(3) 長期的計画（令和 15～34 年度（2033～2052 年度））

策定した次期以降の計画に基づき、史跡の保存管理・整備・活用を継続する。また、経年劣化や社会情勢の変化に対応するため、再整備に向けた調査・研究を継続し、史跡周辺も含めた一体的な景観を保全する。

ア 保存管理

- ・現状変更等の取扱いについて周知、指導を行い、本質的価値を確実に保存する。
- ・剪定や除草、清掃作業等の日常的な史跡の維持管理を行い、外来種・園芸種よりも在来種を優先する。
- ・古文書や過去資料、動植物等の調査研究を継続して行い、その成果を体系的に保管・公開し、市民に向けて発信する。
- ・新たに史跡指定を行った範囲について、保存活用の方法を計画の見直し時に追記し、公有地化を進める。また、D地区に追加された範囲については、史跡指定を検討する。
- ・かつて水路が存在した範囲のE地区について、周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱い、現状保存や記録保存に努め、野火止用水の全体像を把握し、D地区への変更範囲を検討する。
- ・本計画の進捗管理を行い、定期的な評価と見直しを行う。
- ・多摩川からの自然通水を復活し、豊かな生態系を維持する。
- ・新座都市計画道路 3・4・14 保谷秋津線が事業認可された場合、野火止用水との交差点における調査を行い、必要な記録の作成と普及啓発を行う。

イ 活用

- ・学校等の教育機関や地域住民との連携・協力体制の構築を継続して推進する。
- ・副読本やリーフレット等の更新を行い、歴史民俗資料館の展示や各種講座、ウェブサイト等の充実を継続して図る。
- ・情報発信に際しては、多言語化への対応や最新の I C T 技術への更新を行う。

ウ 整備

- ・応急的な崩落防止措置を行った崩落危険箇所については、整備・再整備を行う。

- ・ 高木・老木化した樹木のうち、用水の保存と通行者の安全に支障のある樹木については伐採・抜根を行い、周辺環境に応じて法面と歩道、植栽等の復旧を行い、景観を維持する。
- ・ 史跡の景観向上のため、工作物等の移設・撤去等を進め、景観の改善を図る。
- ・ 見学者や通行者のための歩道の改善は、現況把握を継続して行い、必要に応じて改善を行う。
- ・ 説明板や案内板等について、より史跡の価値を伝えるため、計画的な更新を行う。
- ・ 過去に整備した各施設の経年劣化等について対応しながら、再整備の試験的实施と評価を継続し、周辺環境と調和した史跡の整備を継続する。
- ・ 経年劣化や社会情勢の変化に対応するため、再整備に向けた調査・研究を継続し、整備基本計画の策定・実施・評価を継続する。

エ 運営体制

- ・ 庁内における連携体制を維持する。
- ・ 「(仮称)野火止用水市民会議」を開催する。
- ・ 関係機関等との連携体制を強化する。
- ・ 町内会・ボランティア団体等の活動を支援する。

2 実施計画の総括表

これまでに検討した各施策の内容を、短期的計画・中期的計画・長期的計画として整理し、総括表として示した。なお、調査や整備による経過観察を経て再検討を行い、必要条件を検討した上で、計画の先行実施を妨げるものではない。

表 14：施策総括表

事業内容	年度	短期的計画					中期的計画					長期的計画				
		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～	24・25	～	34
保存管理	現状変更の取扱い周知・指導	→														
	日常的な維持管理	定期的な樹木剪定と草刈りによる景観維持														
	調査研究とアーカイブ	資料調査、法面保護の手法研究、動植物の定期的な調査、成果発信														
		資料の保管・公開体制の検討					資料の保管・公開体制の構築					調査研究・成果発信の継続 体系的な資料の保管・公開				
	今後保護を要する範囲（D地区）	指定化協議					保存活用・範囲追加の検討					公有地化の推進				
	かつて水路が存在した範囲（E地区）	増補					D地区への変更範囲の検討					周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱い、水路跡の周知、D地区への変更検討				
	保存活用計画	中間評価					策定準備					第2期計画 → 第3期計画				
	水利権維持と自然通水の復活	使用組合への働きかけ					使用組合・東京都側6市への働きかけ					使用組合・東京都への働きかけ				
都市計画道路への対応	3・4・10 放射7号線					3・4・13 練馬東村山線					3・4・14 保谷秋津線					
活用	学校等の教育機関、地域住民との連携・協力体制の構築	→														
	副読本やリーフレット等の更新 歴史民俗資料館等の展示の充実 各種講座・ウェブサイト等の充実	ICT技術の活用手法の検討					情報発信の多言語化 ICT技術の導入					情報の更新・拡充 ICT技術の更新				
	崩落危険箇所	箇所の把握、崩落防止の応急措置、整備手法と再発防止の検討														
整備	樹木剪定・伐採、草刈り	現況調査と伐採・抜根の検討					周辺環境に応じた樹木伐採・抜根と復旧、後継樹木の植栽					史跡保存と安全確保のための伐採、生態系・景観保全、周辺環境と調和した植栽の維持				
	整備基本計画	策定準備					策定					第1期整備実施 → 評価				
	配管や架設物	設置場所や経緯等の再確認					撤去等による景観の改善					撤去等による景観の改善				
	歩道の新設・拡幅	現況調査と改善手法の検討					改善の実施					現況把握と改善の継続				
	説明板・案内板	設置場所・内容等の再検討					再配置・更新の実施					再配置・更新の実施				
		劣化説明板の修繕、未設置区間での新設														
	歩道の新設・拡幅	現況調査と改善手法の検討					改善の実施					現況把握と改善の継続				
	経年劣化等への対応（杭、柵、歩道、ベンチ等）	再整備手法の検討・試験的实施と評価					再整備の実施					再整備の検討・実施				
運営体制	庁内・庁外における連携体制	体制構築					体制維持					体制維持				
	関係機関等との連携の強化	→														
	町内会・ボランティア団体等への活動支援	→														

※ 総括表に示した計画は、今後の状況の変化によって見直し・変更する場合がある。

第11章 経過観察

1 方向性

史跡野火止用水の保存管理・活用・整備は、将来にわたり継続的に取り組む必要がある。しかし、日常的な維持管理や史跡の活用・整備を行う過程において様々な問題が生じたり、今後も様々な要因によって史跡を取り巻く環境が大きく変化することも予見される。そのため、各事業と本計画の整合を定期的に点検・評価し、社会情勢の変化や住民ニーズ、新たな課題を把握した上で、事業計画の見直しや改善等を図り、計画を修正する必要がある。

こうした経過観察は、PDCAサイクルにより市教委が主体となって実施し、点検・検証の結果に基づいて事業改善・計画修正を行う。

2 経過観察の方法

(1) 進捗管理の方法（PDCA サイクル）

①計画（Plan）

- ・計画の策定と目標設定

②実行（Do）

- ・本計画に基づく事業の実施

③評価（Check）

- ・本計画に基づく進捗状況の確認
- ・本計画に掲げる基本方針と事業の実施効果の整合性の検証
- ・事業実施により得られた情報の分析と、社会情勢との適合性の検証

④改善（Action）

- ・各事業の成果検証と分析
- ・計画の更新・見直し

(2) 点検項目

進捗管理の具体的な方法として、点検項目及びその内容の例を以下に示す。なお、評価・分析は専門家を含む委員会等において行い、その結果は市民に公開するものとする。また、点検の実施時期は、次年度予算や組織体制に反映させることができる時期に行うことが望ましい。

表 15：点検項目例

	点検項目	点検内容
保存管理	史跡の維持管理	史跡内は地区区分と取扱方針に基づき維持管理されているか
	史跡の定期点検	法面・築堤等の経年劣化の状況は把握されているか
	追加指定と公有地化	史跡の追加指定・公有地化の取組を行っているか
	史跡範囲の周知	史跡周辺の環境保全のため、所有者や市民、関連機関との合意、連携は図られているか
活用	調査・研究の継続	野火止用水に関する調査・研究が継続して行われているか
	学校教育との連携	学校教育の場で副読本や出前講座などは活用されているか
	大学等との連携	大学での講座や研究機関との連携事業は行われているか
	生涯学習の場での活用	講座や現地見学会の開催など、生涯学習の場として活用されているか
	地域活動	地域コミュニティの活動促進に寄与しているか
	情報発信	史跡の本質的価値を伝える情報発信を行い、史跡に関わる人々と価値を共有できているか
	整備	地域の魅力
整備の方法		保護を前提とした整備が行われ、史跡の本質的価値がわかりやすく明示されているか
住環境・景観への配慮		史跡周辺の住環境や景観に配慮した整備が行われ、目指すべき姿を実現することができているか
見学環境の整備		歩道や柵の経年劣化への対応や、樹木剪定・草刈り等は適切に行われているか
検証を踏まえた再整備		法面や護岸の整備、説明板や案内板の設置位置と内容等、過去に実施した整備の検証を踏まえて、適正な再整備が行われているか
史跡の情報拠点の整備		歴史民俗資料館での展示や資料収集等、史跡の本質的価値を伝え、学び、理解する場となっているか
運営体制	情報発信の拡充	幅広い対象に向け、リーフレットやウェブサイト等の更新・多様化は行われているか
	管理体制の構築	市民、地権者、事業者、大学等による地域連携組織が維持されているか
	庁内関連部局の連携	庁内の他部署と事業目的や情報の共有、連携が取られているか
	様々な機関等との連携	市内の小中学校や大学、県、関係自治体など、様々な機関との連携が図られているか
	市民との連携・協働	町内会・ボランティア団体などの活動を支援し、活動状況を把握しているか

資料編

・歴史年表（史跡指定まで）

和暦	西暦	月	事象
文録元年	1592		松平右衛門大夫正綱、徳川家康の側近として仕える。
慶長元年	1595		松平信綱、関東郡代伊奈備前守忠治の陣屋にて誕生。父は羽生代官大河内金兵衛久綱。
慶長6年	1601		松平信綱、松平右衛門大夫正綱の養子となる。
慶長9年	1604		松平信綱、竹千代の側小姓となる。
元和9年	1623		松平信綱、伊豆守を賜る。
寛永8年	1631		小島助左衛門、松平信綱の家臣となる。
寛永9年	1632		松平信綱、老中並となる。
寛永10年	1633		松平信綱、忍城主となる。
寛永11年	1634		松平信綱、若年寄となる。
寛永14年	1637		松平信綱、島原の乱（島原・天草一揆）鎮定のため派遣される。
寛永14年	1637		幕府代官能勢熊四郎右衛門頼安、松平信綱の糧方として島原に赴く。
寛永16年	1639		松平信綱、川越城主となる。
正保元年	1644		安松金右衛門吉実、能勢熊四郎右衛門頼安の紹介により松平信綱に仕える。
正保元年	1644		安松金右衛門吉実、新河岸川の舟運に着手。
正保4年	1647		松平信綱1万5千石の加増。
慶安元年	1648		川越藩総検地を実施。
承応元年	1652		玉川上水開削の計画、松平信綱総奉行となる。工事奉行は、関東郡代伊奈忠治。
承応2年	1653	正月	玉川上水、起工。
承応2年	1653		野火止に農家54、55軒が移住。（榎本弥左衛門「萬之覚」）
承応3年	1654	4月	玉川上水、完成。
承応4年	1655	2月	10日、野火止用水を掘り始める。（榎本弥左衛門「萬之覚」）
承応4年	1655	3月	20日、野火止用水を掘り終わる。（榎本弥左衛門「萬之覚」）
明暦2年	1656		菅沢に武蔵国橘樹郡六郷領菅沢村の農夫11人移住。（菅沢新田）
明暦2年	1656		野火止新田の検地を行う。
寛文元年	1661		野火止新田を検地し、村高を決定する。「野火止村東下屋敷検地帳」に平林寺塔頭・聯芳軒がある。
寛文2年	1662		松平信綱没す（67歳）。岩槻平林寺に葬られる。この頃、野火止村・菅沢村・北野村・西堀村が成立する。
寛文2年	1662		代官岡部忠直、家臣向井武左衛門、いろは樋を作る。（宗岡新田）
寛文3年	1663		松平輝綱、父の遺命により菩提寺である平林寺を野火止に移転。
貞享3年	1686	10月	27日、安松金右衛門没す。新宿大宗寺に葬る。
元禄7年	1694	正月	7日、川越城主松平信輝、古川城へ転封し、柳沢吉

和暦	西暦	月	事象
			保7万2千石の城主となる。
元禄7年	1694		柳沢吉保、入間郡三富の開発に着手。
元禄8年	1695		松平輝貞、壬生城より移封し、高崎5万2千石の城主となる。
元禄15年	1704		大和田地区、大和田町・菅沢村・野火止村・北野村。片山地区、栗原村・野寺村・中沢村・石神村・十二天村・堀之内村・辻村・原ヶ戸村・下片山村・下中沢村。（元禄の改定絵図）
宝永元年	1704		柳沢吉保、甲府へ転封し、高崎城主松平輝貞、武蔵野国新座郡大和田町・野火止村・菅沢村・西堀村・北野村の5ヶ村を拝領する。
正徳4年	1712		「上水記」の依拠となった三代目玉川の「書状」書かれる。
正徳6年	1714		菅沢村の起こりを記す、「草庵再造記」。
宝歴元年	1751		入間郡南永井の名主、甘諸栽培を始める。
宝歴11年	1761		この頃から、用水沿いに水車が設置されるようになる。
天明8年	1788		用水沿いに回し堀を設けた7ヶ所の水車が稼働していた。
寛政3年	1791		上水方奉行石野遠江守広通「上水記」を完成。
享和3年	1801	9月	老中松平信明が水道奉行佐藤長門守に諮問した調査書「玉川上水記発並野火止村引取口訳書」が完成。
文化元年	1804		野火止用水川浚の布達。（平林寺文書「野火止用水堀浚覚」）
文政11年	1828		「新編武蔵風土記稿」完成。
天保7年	1836		「江戸名所図絵」完成。
慶応3年	1867	12月	平林寺本堂・庫裡消失。
慶応4年	1868		府藩県の三治制。
明治4年	1871		廃藩置県。野火止村4か村は、高崎藩から高崎県、群馬県、入間県、熊谷県と変遷し、明治9年（1876）に埼玉県となる。
明治4年	1871		野火止用水古絵図（市指定文化財）が描かれる。
明治22年	1889		野火止、西堀、菅沢、北野の4か村と、大和田町が合併し、大和田町となる。
明治36年	1903	5月	野火止用水使用組合の前身、「北足立郡大和田町外1町2ヶ村組合」が発足。（大和田町・志木町・宗岡村・内間木村）
明治39年	1906	5月	「北足立郡大和田町外1町2ヶ村用水組合」に名称変更。（大和田町・志木町・宗岡村・内間木村）
大正2年	1913	12月	北足立郡大和田町外3ヶ町村用水組合に名称変更。（大和田町・志木町・朝霞町・宗岡村）

・事業年表（史跡指定からの調査・復元など）

和暦年度	西暦年度	年月	事業
昭和18	1944	昭和19年 3月	「野火止用水」が県史跡に指定 「平林寺林泉境内」が県名勝に指定
昭和24	1949		菅沢・西分簡易水道創設。
昭和29	1955	昭和30年 3月	大和田町と片山村が合併し、新座町政施行
昭和29	1955	昭和30年 3月	「野火止用水使用組合」に名称変更。（新座町 ・志木町・朝霞町）
昭和30	1955		大和田地区、簡易水道設立。
昭和30	1956	昭和31年 3月	松平信綱夫妻の墓、埼玉県史跡に指定され る。
昭和32	1957		大和田地区、簡易水道給水開始。
昭和34	1959	昭和34年 8月	東京都久留米町中里地内の用水で水路敷境界の 立会。野火止用水使用組合で田中町長も参加。 1/200縮尺の図面あり。用水両岸に土揚げ敷が あり、幅が「5 K」（5間＝9mか）とされてい る。
昭和35	1960		野火止東・北野地区簡易水道設立。
昭和36	1961		野火止東・北野地区簡易水道給水開始。
昭和37	1962		水道道路完成。
昭和38	1963		新座町第一期拡張給水開始。
昭和39	1964	昭和39年 6月	新座市文化財保護条例の制定
昭和39	1964	昭和39年 12月	新座市文化財保護審議委員会の設置
昭和41	1966		新座町第一期拡張工事完成。新座町第二期拡張 工事認可。
昭和43	1968	昭和43年 5月	「平林寺境内林」が国天然記念物に指定
昭和45	1970	昭和45年 11月	新座市政施行
昭和46	1971	昭和46年 7月	『にいくらごおり』創刊
昭和46	1971	昭和46年 8月	町内会から用水改修の請願
昭和46	1971	昭和47年 3月	『郷土史新座』刊行
昭和48	1973		東京都の水不足で、玉川上水からの分水停止。
昭和48		昭和48年 9月	東京都・埼玉県連絡会議で野火止用水整備を議 論
昭和48	1974	昭和49年 3月	『野火止用水文化財調査団報告書』 S48.12-S49.2に環境等の諸調査
昭和49	1975	昭和49年 6月	埼玉県・野火止用水使用組合の合同調査 『野火止用水周辺の植物』（田島輝臣(中学教 師))
昭和49		昭和49年 9月	『野火止用水復原対策基本計画』を策定 野火止用水復原対策事業に着手

和暦年度	西暦年度	年月	事業
昭和49		昭和49年 12月	東京都が野火止用水と周辺の緑地を歴史環境保全地域に指定
昭和50		昭和51年 2月	試験通水：日量最大1万トン
昭和50	1975	昭和50年 8月	県教委通知「埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認について」。史跡の範囲が本流（都県境～川越街道）・平林寺堀（分岐点～市役所前）の7.2m幅となる。
昭和51	1976	昭和51年 5月	「睡足軒の森」が国天然記念物に追加指定
昭和51	1976		野火止用水平林寺堀第1地点を確認調査
昭和53	1978	昭和54年 2月	陣屋遺跡（野火止用水陣屋堀第1地点）を発掘調査（築堤を断ち割り、道路整備）。
昭和53		昭和54年 3月	野火止用水復原対策事業の工事が終了
昭和54		昭和54年 11月	東京都・埼玉県連絡会議で下水二次処理水問題を協議
昭和54		昭和54年 12月	新座市長、県知事に自然水通水の要望書を提出
昭和55	1980	昭和55年 2月	野火止用水使用組合、県知事に自然水通水の要望書を提出
昭和55	1980	昭和55年 4月	「旧大和田町役場保管文書近世文書群」を市有形文化財（古文書）に指定
昭和55	1980	昭和56年 2月	橋梁等の調査
昭和55	1980	昭和56年 3月	県知事、市長・野火止用水使用組合に「基本的な考え方」を示す
昭和56	1981	昭和56年 10月	野火止用水保存対策について、市社会教育委員会に諮問
昭和56	1981	昭和57年 2月	野火止用水使用組合、県と都による下水処理水の通水に覚書締結について協議し、承認する。東京都・埼玉県が「下水二次処理水による清流復活について」覚書を締結
昭和56	1981	昭和57年 3月	新座市長・野火止用水使用組合、県知事へ「基本的な考え方」の条件付き受け入れを回答
昭和57	1982	昭和57年 5月	試験通水：日量2万トン
昭和57	1982	昭和57年 7月	「野火止用水保存対策について」市社会教育委員会に答申。市文化財保護審議委員会に「野火止用水保存対策について」諮問
昭和57	1982	昭和57年 12月	市文化財保護審議委員会、「野火止用水保存対策について」答申
昭和57	1982	昭和58年 2月	県教委通知「埼玉県指定史跡野火止用水保存対策について」回答。A・B・Cの3地区の区分とそれぞれの保存方針
昭和57	1982	昭和58年 3月	埼玉県より野火止用水整備の方向が示される
昭和57	1982	昭和58年 3月	「野火止新田開発関係資料」が県有形文化財（古文書）に指定

和暦年度	西暦年度	年月	事業
昭和58	1983	昭和58年 8月	県知事と市長、「基本的な考え方」「施策の実現」についての覚書を締結
昭和58	1983	昭和59年 3月	『新座市史 第1巻 自然・考古古代中世資料編』刊行
昭和58	1983	昭和59年 3月	新座市建設部、『野火止用水清流対策調査報告書』を作成
昭和59	1984	昭和59年 4月	市長から県教育長へ「用水路の整備方法について」協議
昭和59	1984	昭和59年 5月	県教育長から市長へ「用水路の整備方法」が示される
昭和59	1984	昭和59年 8月	整備方法について、埼玉県と合意。市、清流対策事業に着手
昭和59	1984		野火止用水本流第1地点を確認調査。（歩行者・自転車専用道路）
昭和59	1984	昭和59年 9月	自然保護団体から、整備方法（蓋掛）反対の要望書が県・市あてに提出される
昭和59	1984	昭和59年 10月	『野火止用水「橋」調査表』の作成
昭和59	1984	昭和60年 3月	自然保護団体「野火止用水清流化」に関する陳情書を市議会に提出
昭和60	1985	昭和61年 1月	県副知事と市助役、実施計画の確認書を取り交わす。新座市実施計画に基づき、清流対策事業に着手
昭和61	1986	昭和61年 5月	『野火止用水橋梁等架設物所在確認調査』の作成
昭和61	1986	昭和61年 7月	『橋梁等架設物所在分布地図・台帳』の作成
昭和62	1987	昭和63年 3月	清流対策事業完了する
昭和62	1987	昭和62年 9月	『新座市史 第5巻 通史編』刊行
昭和63	1988	昭和63年 8月	「野火止用水平林寺堀の管理・保全に関する覚書」。
昭和63	1988		野火止用水平林寺堀第2地点を発掘調査する。（現状変更）
昭和63	1988	平成元年 3月	「旧菅沢村名主資料」を市有形文化財（歴史資料）に指定
昭和63	1988	平成元年 3月	「正徳六年『草庵再造記』」を市有形文化財（古文書）に指定
平成元	1989	平成元年 12月	『橋梁等架設物所在分布地図・台帳』の変更増補
平成2	1990	平成3年 3月	『野火止用水沿いの植生調査報告』（後藤繁）
平成4	1992	平成4年	野火止用水管理・活用計画の作成に着手。
平成5・6	1993- 1994		埼玉県による「ふるさと歩道整備事業」で野火止用水・平林寺にウォーキングコースを設定し、案内板や標柱を設置する
平成5	1993	平成5年 10月	『野火止用水流域環境現況調査』

和暦年度	西暦年度	年月	事業
平成5	1993	平成5年 11月	野火止用水管理・活用計画審議委員会の設置 同年度内に9回の会議
平成6	1994	平成6年 10月	「野火止用水管理・活用計画審議委員会中間答 申」。同年度内に4回の会議
平成6	1994	平成7年 3月	『野火止用水管理・活用計画 ～野火止用水の あるまちづくり～』策定。「史跡野火止用水指 定地域における現状変更に対するガイドライ ン」設定
平成7	1995	平成7年 8月	野火止用水シンポジウム
平成8	1996		野火止用水動植物調査 野火止用水沿いの地域伝承調査
平成8	1996	平成8年 8月	平成8年3月に調査した『野火止用水沿いの動植 物概況調査報告』（巢瀬 司）
平成8	1996	平成9年 3月	ふるさと座談会「私と野火止用水」（野火止用 水管理・活用計画実施事業記録集）
平成9	1997	平成9年 8月	30日、野火止用水クリーンキャンペーンを実施 する。
平成9	1997		野火止用水本流第2地点を発掘調査する。（新 座駅南口第2区画整理事業）
平成8- 9	1996- 1997		『野火止用水形態確認調査』。本多緑道等の断 面確認調査
平成9	1997	平成10年 3月	文化財フォーラム ～用水端の集い～ 地域に 広げよう文化財ボランティア
平成9- 10	1998- 1999		ふるさとづくり事業で、野火止緑道の整備 （H10.2現状変更許可）
平成11	1999	平成11年	新座中学校で野火止クリーンキャンペーンの開 始
平成 12-15	2000- 2003		文化庁の文化的景観候補に野火止用水が選出
平成12	2000	平成13年 3月	『新座市都市計画マスタープラン』策定
平成13	2001	平成14年 3月	県「ふるさと歩道事業」で設置された案内板3 基を生涯学習課に譲与。それ以外はH13.9に撤 去。
平成15	2003		管理活用計画見直し庁内会議設置
平成15	2003	平成15年 3月	野火止新田・野火止用水開削350年記念事業 「野火止用水大クリーンキャンペーン」実施。
平成15	2003		文化的景観の重要地区に選択される。農林水産 業に関連する文化的景観の保存・整備・活用 に関する検討委員会
平成16	2004		『管理・活用計画』見直し会議3回
平成16	2004		景観法制定、文化財保護法改正
平成16	2004	平成17年 2月	東京都下水道局流域下水道本部・計画課から 来朝し、下水3次処理水に係る維持管理費・施 設更新建設費用の一部を受益者負担するよう に相談がある
平成17	2005	平成17年 5月	野火止用水使用組合において、下水処理水の 受益者負担ではなく、自然水に戻すべきとの 意

和暦年度	西暦年度	年月	事業
			見。当該案件に対し、新聞報道等があり、都は事実確認をしつつ協議を凍結。
平成17	2005		『管理・活用計画』見直し会議3回（発展的解消）、「野火止用水管理マニュアル」策定
平成17	2005		文化的景観保存・活用調査事業に着手。 『文化的景観保存活用調査（その1）』の作成
平成18	2006		『文化的景観保存活用調査（その2）』の作成
平成18	2006		文化的景観保存計画策定委員会設置・4回
平成18	2006		新座市、景観行政団体に移行
平成18	2006		文化的景観ワークショップ3回
平成19	2007		文化的景観委員会3回
平成19	2007		文化的景観ウォーキングナイト
平成20	2008		文化的景観ワークショップ1回
平成21	2009		文化的景観ワークショップ1回
平成22	2010		『野火止用水自然環境調査及び平林寺境内林境内調査』
平成22	2010		新座市景観計画制定、新座市景観条例制定
平成22	2010		文化的景観ワークショップ2回
平成22	2010	平成23年 3月	『新座市都市計画マスタープラン』見直し
平成23	2011		文化的景観保存計画庁内検討委員会発足・3回、文化的景観委員会4回
平成23	2011	平成24年 3月	『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』策定
平成23	2011		文化的景観講演会「風景が語る歴史 ～野火止用水が育んだ文化的景観」
平成24	2012	平成25年 3月	文化的景観フォーラム「心を潤す野火止用水」
平成25	2013		未来に残したい野火止用水の風景展の開始
平成26	2014		文化財説明板の現状調査
平成26	2015	平成26年 6月	川の再生地域交流会in野火止用水
平成26	2014		野火止用水本流第3地点を発掘調査する。（南口第2、浮遊ゴミの回収施設）
平成26	2014	平成27年 3月	ふるさとの緑と野火止用水を育む会（HUGネット）発足（十文字COC事業）
平成27	2015	平成28年 3月	文化的景観講演会「武蔵野の雑木林の景観を未来へ」
平成27	2015		日本遺産申請「武蔵野を拓く！ 江戸に最も近い川越藩の挑戦」
平成27	2015	平成28年 3月	文化的景観講演会「武蔵野・野火止と文学」
平成28	2016		日本遺産申請「『知恵伊豆』のレガシー 武蔵野の景観を一変させた川越藩主・松平伊豆守信綱」
令和元	2019		野火止用水を考える会（HUGネットの部会）
令和3	2021		用水断面の再測量（A地区）
令和4	2022		用水断面の再測量（B・C地区、陣屋堀築

和暦年度	西暦年度	年月	事業
			堤)、野火止用水管理活用計画の見直し
令和4	2022	令和5年 3月	『野火止用水保存活用計画』策定

・野火止用水保存活用計画策定委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県指定史跡野火止用水の保存、活用、整備、運営及び体制等についての計画を策定するに当たり、広く意見又は助言を求めるため、野火止用水保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して委員会への参加を求めるものとする。

(運営)

第3条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行するための委員長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第4条 委員会の開催は、計画を策定するまでの間とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育総務部生涯学習スポーツ課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

(令和4年4月14日教育長決裁)

・策定委員会の経過

開催日	開催場所	主な議事内容	委員等出欠
令和4年 6月 30日	本庁舎5階 全員協議会室	・野火止用水の現状について ・保存活用計画（素案）について（第1～3章）	委員7名 関係課等 4名
令和4年 8月 16日	第二庁舎5階 会議室3	・保存活用計画（素案）について（第1～11章）	委員8名 関係課等 4名
令和4年 10月 3日	市内	・現地視察及び懇談	委員6名 関係課等 2名
令和4年 11月 7日	本庁舎5階 第2委員会室	・保存活用計画（素案）について（第1～11章）	委員7名 関係課等 2名
令和5年 2月 日		・パブリックコメントの結果と対応について ・保存活用計画（素案）について（第1～11章）	委員8名 関係課等 3名

・文化財保護法（抜粋）

（重要文化財保存活用計画の認定）

第五十三条の二 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
 - 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項
 - 二 当該重要文化財の修理に関する事項
 - 三 当該重要文化財（建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。）の公開を目的とする寄託契約に関する事項
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

- 第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
 - 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
 - 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
 - 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(地方公共団体の事務)

- 第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。
- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
 - 3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
 - 4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

・埼玉県文化財保護条例（抜粋）

（目的）

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例で、「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）、峡谷、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第三条 県民は、県が、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 県は、この条例の執行に当つては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（調査）

第四条 埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、文化財を調査することができる。

（指定）

第五条 県教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを埼玉県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、県教育委員会は、あらかじめ指定し

ようとする有形文化財の所有者及び権原に基く占有者の同意を得なければならぬ。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 第一項の規定による指定をするには、県教育委員会は、あらかじめ、埼玉県文化財保護審議会（以下「県文化財保護審議会」という。）に諮問しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基く占有者に通知してする。
- 5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達したときからその効力を生ずる。
- 6 第一項の規定による指定をしたときは、県教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第六条 県教育委員会は、県指定有形文化財が、県指定有形文化財として価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
- 3 県指定有形文化財について、法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、県教育委員会は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基く占有者に通知しなければならない。
- 5 第二項において準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を県教育委員会に返付しなければならない。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第七条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）及び県教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべきもの（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

（所有者等の変更）

第八条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者はすみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

- 2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

（滅失、き損等）

第九条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければ

ならない。

(管理又は修理の補助)

第十一条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、県指定有形文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該県指定有形文化財の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、県教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、その管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第十二条 県指定有形文化財の管理が適当でないため、県指定有形文化財が滅失し、き損し又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、県教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、県教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十一条第二項の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十三条 県が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第十一条第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(以下この条において「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき、県教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第十四条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県教育委員会規則で定める。

3 県教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示を

することができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、県教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第十五条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を県教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十一条第一項の規定による補助金の交付、第十二条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、県教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(報告)

第十八条 県教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基いてする県教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(指定)

第三十一条 県教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第百九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。第三十七条において同じ。）のうち県にとって重要なものを埼玉県指定史跡、埼玉県指定名勝又は埼玉県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第五条第二項から第六項までの規定を準用する。

(解除)

第三十二条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、県教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第百九条第一項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物又は第三十七条第一項の規定による埼玉県指定旧跡の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には第六条第二項及び第五項の規定を、前項の場合には第六条第四項及び第五項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第三十三条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者は、県教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十四条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その

土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第三十六条で準用する第七条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更の制限等）

第三十五条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県教育委員会規則で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項において準用する第十四条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

5 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項において準用する第十四条第三項の規定による許可の条件に従わないで、県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、県教育委員会は、原状回復を指示することができる。

（準用規定）

第三十六条 第七条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第十九条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

（市町村における保存及び活用の促進）

第四十条の二 県は、法第百五条第一項の規定により県に帰属した文化財（当該文化財の保存のため若しくはその効用からみて県が保有する必要があるもの又は法第百七条第一項の規定により当該文化財の発見者若しくはその発見された土地の所有者に譲与するものを除く。）について、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村における保存及び活用の促進を図るため、当該市町村に対する譲与その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

・埼玉県文化財保護条例施行規則（抜粋）

（指定書）

第二条 条例第五条第六項の規定する指定書（以下「指定書」という。）の様式は、第一号様式のとおりとする。

（指定書の再交付申請）

第三条 指定書を亡失し又はき損したときは、県指定文化財指定書再交付申請書（第二号様式）に、事実を証するに足りる文書又はき損した指定書を添えて、すみやかに指定書の再交付の申請をしなければならない。

（管理責任者選任等の届出）

第四条 条例第七条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、第三号様式によるものとする。

（所有者変更等の届出）

第五条 条例第八条第一項の規定による所有者の変更の届出は、第四号様式によるものとする。

2 条例第八条第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、第五号様式によるものとする。

（滅失、き損等の届出）

第六条 条例第九条の規定による全部又は一部の滅失若しくはき損又は亡失若しくは盗難にあつた場合の届出は、第六号様式によるものとする。

2 き損の場合にあつては、前項の届出書に写真（キヤビネ版とする。以下同じ。）又は見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。

第十二条 条例第十五条第一項の規定による修理の届出は、県指定文化財修理届（第九号様式）に、設計書及び修理をしようとする箇所の写真又は見取図を添えて修理しようとする日の三十日前までに提出するものとする。

（標識）

第十七条 条例第三十三条の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を記入するものとする。

一 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称

二 埼玉県教育委員会の文字（所有者又は管理責任者の氏名を併せて表示することを妨げない。）

三 指定の年月日

四 建設年月日

（説明板）

第十八条 条例第三十三条の規定により設置すべき説明板には、指定に係る地域を示す図面（特に地域を示す必要がない場合を除く。）及び次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称

二 指定の年月日

三 指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となる事項

（境界標）

第十九条 条例第三十三条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とし、その規格は十三センチメートル角以上の角柱で、地表からの高さは三十センチメートル以上とする。

2 前項の境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- 一 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線
- 二 側面 史跡境界、名勝境界、天然記念物境界のうち該当の文字及び埼玉県教育委員会の文字

(標識等の形状等)

第二十条 前三条に定めるもののほか、標識、説明板及び境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関しては、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう留意するものとする。

2 囲さくその他の施設については、前項の規定を準用する。

(標識等の設置に関する報告)

第二十一条 この章に定める基準により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設定仕様書(説明板の設置に係る場合は、記載事項を含む。)及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめその旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を埼玉県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に報告するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十二条 条例第三十四条の規定による土地の所在等の異動の届出は、第十九号様式によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第二十三条 条例第三十五条第一項の規定による許可を受けようとする者は、県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書(第二十号様式)を、変更しようとする日の三十日前までに提出するものとする。

2 第九条第二項の規定は、前項の規定により許可を受けようとする場合にこれを準用する。

3 第十条の規定は、第一項の規定により許可を受けた者に準用する。

(維持の措置の範囲)

第二十四条 条例第三十五条ただし書の規定により現状変更等について許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後、許可を受けて現状変更をした場合においては、当該現状変更終了時における原状)に復するとき。

二 県指定史跡名勝天然記念物がき損し又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(準用規定)

第二十五条 第二条から第六条まで及び第十二条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

・埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（抜粋）

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 埼玉県教育委員会の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表（第二条関係）

3 項二 条例及び委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 条例第三十五条第一項の規定による許可（次に掲げる現状変更等に係るものに限る。）

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。）で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 工作物（建築物を除く。以下このロにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ハ 条例第三十三条に規定する埼玉県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ニ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ホ 木竹の伐採（埼玉県指定名勝又は埼玉県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

2 条例第三十五条第三項において準用する条例第十四条第三項の規定による指示（1の許可に係るものに限る。）

3 条例第三十五条第三項において準用する条例第十四条第四項の規定による命令及び許可の取消し（1の許可に係るものに限る。）

4 条例第三十九条の規定による届出の受理（1のイ、ロ、ニ及びホに掲げる現状変更等並びに埼玉県指定旧跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却に係るものに限る。）

・史蹟名勝天然紀念物保存法（旧法・抜粋）

- 第一条 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス
前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ仮ニ之ヲ指定スルコトヲ得
- 第二条 史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ関シ必要アルトキハ指定ノ前後ヲ問ハス当該吏員ハ其ノ土地又ハ隣接地ニ立入り土地ノ発掘障碍物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行為ヲ為スコトヲ得
- 第三条 史蹟名勝天然紀念物ニ関シ其ノ現状ヲ変更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行為ヲ為サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
- 第四条 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ関シ地域ヲ定メテ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得
前項ノ命令若ハ処分又ハ第二条ノ規定ニ依ル行為ノ為損害ヲ被リタル私人ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス
- 第五条 内務大臣ハ地方公共団体ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ為サシムルコトヲ得
前項ノ管理ニ要スル費用ハ当該公共団体ノ負担トス
国庫ハ前項ノ費用ニ対シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得
- 第六条
第三条ノ規定ニ違反シ又ハ第四条第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百円以下ノ罰金若ハ科料ニ処ス
- 附則
本法施行ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

・「野火止用水謝恩碑」書き起こし

表面

野火止用水謝恩碑 大和田青年団支部建立」

裏面

当野火止用水は松平信綱公安松金右衛門氏に命じ凡そ三百年前之を作らしめ、爾来野火止住民大いに益す。依りてここに謝恩の為、これを建つ。昭和七年四月

・ 史蹟調査復命書

昭和十八年度史蹟名勝天然紀念物調査會提出スベキ本職ノ調査セル史蹟名勝左ノ如ク復命候也

史蹟名勝天然紀念物調査會

昭和十九年二月十日 委員 稻村 坦元 ㊦

一、史跡 平林寺趾

一、史跡 野火止用水（伊豆殿堀）

一、史跡名勝 平林寺林泉境内

（中略）

史蹟 野火止用水

一、東京都北多摩郡小平村上宿ヨリ玉川上水ヲ引入レ東村山村、久留米村ヲ通り北足立郡大和田町ニ入り字八軒ニ於テ一支流ヲ出セルモ三軒屋ニ至リ本流ニ合シ、更ニ三軒屋ニ於テ北方ニ一支流ヲ分チテ菅澤ニ達セシメ、西堀ニ於テハ三筋ニ分流シテ西流ハ臺山下ヘ流レ、中流ハ西屋敷ヲ經テ平林寺境内ニ至リ、東流ハ中原ヲ經テ陣屋ニ到リ、各皆川越街道ヲ横断シテ志木ニ至リ新河岸川ニ合流ス

東西二流ハ幅六尺、中流ハ幅二尺位ナリ

一、起原（幼学綱要、国定教科書ニ出ヅ）

承應三年二月起工、同年四月竣工通水（榎本彌左衛門覚書）

川越城主松平伊豆守信綱家臣 小畑助左衛門、同安松金右衛門ヲシテ玉川上水ノ三分分水ヲ為サシム通水三年説ハ日下部景衡ノ「故老物語」ニヨル之ハ誤ナリ。安松金右衛門墓ハ元四谷区新宿大宗寺ニ在リシヲ平林寺ニ移ス。玉川上水ハ承應二年正月清右衛門、庄右衛門着手ス、途中ヨリ安松金右衛門設計替ヘシテ三年六月竣工ス。其ノ功トシテ野火止用水ニ三分ノ分水ヲ許サル。

一、保存標識箇所

1. 西堀大堰三分水点 西堀一三四五、一三四六番地ニ跨リ、始メ南北ノ二流ニ分レ各幅六尺アリ。南方ハ二間後ニ於テ更ニ二流ニ分レテ全部三流トナル。分水点ノ三角地ハコンクリトニテ何事ヲ造ル。

2. 平林寺境内 大和田町大字野火止字下山千七十八番西堀分水ヨリ平林寺境内ニ至ル水路ハ大概平地上ニ高サ六尺位ノ地盛り為シ其上ヲ水路トセリ。境内ニテハ辨天池ト庭ノ泉水ニ分水シ、境内ヲ迂曲シ山門ニ至リ大門通りヲ東北ニ流ル

3. 陣屋 中原ニ分水セルモノハ陣屋ニテ一分流ヲ為シ陣屋内ヲ迂曲シテ戻リテ本流ニ合ス。

一、川越街道平林寺大門入口

野火止用水謝恩碑 大和田町青年團野火止支部建之當野火止用水ハ松平信綱公安松金右衛門ニ命ジ凡ソ三百年前コレヲ造ラシメ爾来野火止住民大イニ益ス依テコレニ謝恩ノ為コレヲ建リ。昭和七年四月

一、用水堀側ノ石祠、土民ハ天王様ト称ス

台石ニ「寛政十年戊午年六月吉祥日、野火止惣邑中」トアリ

又 天保十丑年ト下台ニ見ユ

※ 上記文中の「故老物語」は「遺老物語」の誤記であると考えられる。

・第二十二回埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査会会議録

昭和十九年二月 日

埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査会長

埼玉県内政部長 桃井直美 ㊟

埼玉県知事 数藤鉄臣殿

調査会会議状況上申

本月十四日第二十二回埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査会ヲ浦和市鹿島台埼玉県自疆会会議室ニ於テ開会致候処 本年度調査箇所審議ノ結果 別紙ノ通ニ有之候間此段及上申候也

(中略)

当日午前十一時柴田委員外 各委員大尾書記参集 会長欠席ニ付 柴田委員会長ヲ代理シテ開会 前例ニ依リ協議事項記載ノ順序ニ依リ附議箇所ニ付 担当委員ヨリノ報告ヲ聴取シ協議ノ結果 保存法ノ適用ヲ必要ト認ムルモノ無ク 地方的保存価値ヲ認メ可決シタル史蹟五件 天然紀念物二件 計(七)件ヲシテ各別ノ保存価値決定 要領ハ別記ノ如シ

(中略)

一、史蹟 野火止用水 北足立郡大和田町大字野火止

東京都北多摩郡小平村上宿ヨリ玉川上水ヲ引入レ東村山村久留米村ヲ通シテ北足立郡大和田町ニ入り字八軒ニ於テ一支流ヲ出セルモ三軒屋ニ至ッテ本流ニ合シ更ニ三軒屋ニ於テ北方ニ一支流ヲ分チテ菅澤ニ達セシメ西堀ニ於テハ三筋ニ分流シテ西流ハ臺山下ニ流レ中流ハ西屋敷ヲ経テ平林寺境内ニ至リ東流ハ中原ヲ経テ陣屋ニ至リ各皆川越街道ヲ横断シテ志木ニ至リ新河岸川ニ合流ス 東西二流ハ幅六尺中流ハ幅二尺位ナリ

本用水ハ承應三年起工同年四月竣工通水(榎本彌左衛門覚書)川越城主松平伊豆守信綱家臣小畑助左衛門同安松金右衛門ヲシテ玉川上水ノ三分分水ヲ為サシム通水三年説ハ日下部景衡ノ「故老物語」ニ依ルモノナルガ之ハ誤傳ナルガ如シ安松金右衛門墓ハ元四谷区新宿大宗寺ニ在リシヲ平林寺ニ移セリ

玉川上水ハ承應二年正月清右衛門庄右衛門着手ス途中ヨリ安松金右衛門設計替ヘシテ三年六月竣工ス 其ノ功トシテ野火止用水ニ三分ノ分水ヲ許サルステ今ヨリ三百年前松平信綱家臣安松金右衛門ニ命シテ之ヲ造ラシメ爾来野火止住民大ニ益ス 昭和七年四月大和田町青年団野火止支部ハ川越街道平林寺大門入口ニ野火止用水謝恩碑ヲ建設セリ

野火止用水ノ堀鑿ハ勸農増産上里民ヲ益スルコト甚大ナルモノアリ

審議ノ結果史蹟トシテ地方的保存価値アルモノト決定ス

※ 上記文中の「故老物語」は「遺老物語」の誤記であると考えられるため、本計画書第2章においては「遺老物語」と訂正して記載した。

・ 埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認について（回答）

教 文 第 5 3 2 号
昭 和 5 0 年 8 月 1 8 日

新座市教育委員会
教育長 並木 正 殿

埼玉 県
教育長 豊

埼玉県教 育委員会 教育長印

埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認について（回答）
昭和50年7月10日付け新教委発第518号で照会のあつたこのこと
については、下記のとおりです。

記

野火止用水の県指定地域としては、用水の原形をよくとどめている次の二区
域とする。

- 1 野火止用水本流、県境（小金井街道）から川越街道まで6.712kmの水路敷
（3.6m）と土あげ敷（左右各1.8m）
- 2 野火止用水支流、西堀分岐点から平林寺を經由し、新座市役所前まで約
2.7kmの水路敷と、左右の土あげ敷。

教 文 第 1 0 3 2 号
昭 和 5 8 年 2 月 2 4 日

新座市教育委員会教育長
中 村 徹 一 郎 様

埼 玉 県 教 育 委
長

埼 玉 県 教
育 委 員 会
教 育 長 印

県指定史跡野火止用水保存対策について（回答）

昭和58年1月28日付け新教発第360号で、貴職から提出され照会のあった「埼玉県指定史跡野火止用水保存対策について」は、字句を一部訂正し、別添のとおり回答します。

今後、野火止用水の保存管理につきましては、これに基づき、対処したいと存じますので御了知のうえ、その保護について一層に御配慮をお願いします。

（中略）

5 野火止用水保存の経過

今日の社会経済状況を勘案しても、首都圏に位置し、地理的条件に恵まれている新座市においては、今後も相当な都市化の進展が、想像できる。

文化財史跡としての野火止用水は、埼玉県指定史跡範囲を現状のまま保存することが理想であるが、前述の諸情勢を考えると、保存についての現実は、相当厳しいものがある。

したがって、用水の周囲と調和を保つなかで、保存対策を講ずることが、貴重な文化的遺産を次代に継承して行けるものとする。

そのため用水の保存について、次のように行う。

（1） A地区

用水の原形をよくとどめている次の区間

本 流 西堀分岐点から国道254号線バイパスまで

平林寺堀 西堀分岐点から平林寺を經由して新座市役所前まで

この区間は原則として用水の現状を変更するような行為は認めない。

（2） B地区

用水の原形を比較的とどめている次の地区

本 流 新堀二丁目1413番地から新堀二丁目354番地まで

西堀二丁目407番地から西堀二丁目541番地まで

西堀一丁目727番地から西堀一丁目814番地まで

この区間は公共性が特に強いと考えられる現状変更行為についての
み認める

（3） C地区

住民生活に用水の及ぼす影響が強く、用水の保存状態も良好でない
次の区間

本 流 都県境から新堀二丁目1413番地まで

新堀一丁目354番地から西堀二丁目407番地まで

西堀二丁目541番地から西堀一丁目727番地まで

野火止四丁目700番地から野火止六丁目724番地まで

この区間は、急速な都市化によって文化財としての保護策を講ずることが困難なので、その現状を鑑みて、現状変更することもやむを得ない地区とする。

6 おわりに

今日の住宅環境の向上もつまるところは人々の生活の改善向上を求めて出発したものであるから、豊かな生活を願う今日の社会では、開発等の住居環境の整備か文化財の保護かと言った二者択一を考えるのではなく、両者の調和と融合を図る方途を見出すことこそが、貴重な文化的遺産を構成の伝承できるものと考えられる。

※ 上記通知のうち、B地区の範囲を示した「新堀二丁目 1413 番地から新堀二丁目 354 番地まで」と、C地区の範囲を示した「新堀一丁目 354 番地から西堀二丁目 407 番地まで」と記されており、新堀二丁目 354 番地から新堀一丁目 354 番地までの地区区分が定められていない。また、C地区の範囲を示した「西堀一丁目 727 番地」から、A地区の範囲を示した「西堀分岐点」までの区間については記されていない。

前者の区間については、「新堀二丁目 354 番地」は存在しておらず、「新堀一丁目 354 番地まで」の誤りであると解釈される。後者の区間については、この時点で暗渠化されていた。この通知後の昭和 59 年（1984）から着手した清流対策事業の報告書においては、前者の丁目を訂正し、後者はC地区として扱っていることから、本書でもこの解釈を踏襲し、本文中では前者の修正後の丁目を掲載している。

1 計画の趣旨

本計画は、昭和 49 年 9 月 18 日開催の東京都、埼玉県連絡会議における両都県の合意に基づき、野火止用水の歴史的価値を深く認識し、貴重な文化財を積極的に復原するため、野火止用水路の復原、緑道の設置及び清流の復活等の対策により、県民のいこいの場として整備しようとするものである。

2 野火止用水の現況

野火止用水の区域は、都内部分において玉川上水との分岐点から立川、東大和、小平、東村山、東久留及び清瀬の 6 市にまたがる約 10km、埼玉県分においては新座、志木の 2 市を経て柳瀬川に至る約 12km（本流）の広い範囲に及んでいる。

近時、都市化の進展にともない用水沿線は急速に宅地化し、埼玉県、東京都ともに家庭用雑排水の放流により、川越街道付近で黒濁し、「ドブ川」となっている。

川越街道から下流は暗渠が目立ち、特に新座市、志木市境界付近から下流は、すべて暗渠となっている。

平林寺境内に注ぐ陣屋堀は、水は流れていないが原形をとどめている。

支流の西堀、南堀は、道路の側溝として使用され、形をとどめないもの、暗渠と通学路となっているものが多く野火止用水の原形をとどめていない。

なお、昭和 39 年の深刻な水不足に東京都が悩まされた時、野火止用水への水門が閉ざされたままになっており、野火止用水への通水は皆無となっている。

3 復原区域

復原区域は、用水の原形をよくとどめている本流の都県境から川越街道まで 6.4km、支流の陣屋堀、西堀分岐点から新座市役所付近まで 2.2km の区域とする。

（野火止用水復元計画対象地域図参照）

4 保全事業

(1) 用水路の保全

都県境から川越街道（国道 254 号線）までの本流部分及び陣屋堀について、河床のしゅんせつ、法面の整備を行うものとする。

(2) 緑道整備及び植栽

都県境から都立上野高校運動場付近まで、既整備区間を除く本流部分について、幅 1～2m の緑道を設置し、植栽を行うものとする。

緑道は、舗装、砂利道とせず、自然道とする。また、植栽はこなら、くぬぎ等とし、武蔵野にふさわしい雑木により復元するものとする。

(3) 流末処理対策

降雨時の流量増大により、下流部分における氾濫防止のため、洪水流量を野火止用水と国道 254 号線バイパスとの交点でカットして柳瀬川へ放流することとする。

(4) 雑排水処理対策

用水に清流を復活させる準備として、現在、用水に流れこんでいる家庭用雑排水及び事業所排水を下水路へ切りまわしていくものとする。

本計画では、

① 都県境から西堀分岐点を経て黒目川へつなぐ排水管

② 関越自動車道付近から西堀下水路へつなぐ排水管

③ 西堀分岐点から関越自動車道までにある豚舎、民家からの排水を①へ合流させる管

を埋設することとする。

(5) 緑地保全地区指定

野火止用水は、昭和 19 年、県の史跡に指定され、また、平林寺周辺は、昭和 44 年近郊緑地保全区域に、うち境内林は昭和 45 年近郊緑地特別保全地区に、また昭和 43 年天然記念物にそれぞれ指定されている。

本系では、保全をより充実させるために、あらたに平林寺周辺を都市緑地保全法に基づく都市緑地保全地区にすべく地権者と調整するものとする。

- ・野火止用水復原対策総括計画表
- ・野火止用水復原対策事業年度別計画表
- ・雑排水処理対策事業（国庫補助事業分）計画表

(6) 流水対策

復原整備事業の進展に即応し、玉川上水からの分水を都に通知し、清流をよみがえらせるものとする。

5 事業計画

昭和 49 年度から昭和 53 年度までの 5 か年事業とする。

6 事業主体

4 の 1 ～(4)までの事業は、県の補助事業として、県の指導による文化財としての野火止用水の管理者である新座市が行うものとする。

4 の(5)の事業は、新座市の協力を得つつ県が行う。

7 その他の関連事業

(1) 占用物件対策

新規の占用は、公共性の強いもの、生活上特に必要不可欠のもののほかは、原則としてこれをみとめないものとする。

既設の占用物件については、公共性の強いものほかは、逐次これを廃止していくものとする。

(2) 事業所排水の規制

現に野火止用水に放流している事業所排水については、規制・基準以下の水質になるよう規制指導を強化するものとする。

(3) 流水について

清流を復活するため、0.5 m³/s の流水は、玉川上水の自然の表流水とする。

※ 上記計画に記載される「陣屋堀」は現在の「平林寺堀」、「西堀」は現在の「菅沢北野堀」、「南堀」は現在の「陣屋堀」を指している。

・復原対策事業実施概要（【野火止用水清流対策事業報告書】表5より）

年度	事業名	概要	距離等	事業費	県負担	市負担	担当課
昭和 49	本流しゅんせつ工事	都県境から旧川越街道 (県道新座・和光線まで)	6712m	28,000	43,060	21,540	建設部 土木課
	平林寺堀 測量工事他	西堀分岐点から国道 254 号線まで	3440m	3,000			
	流末処理 工事	JR 武蔵野線沿 (野火止四丁目)	206m	33,600			
昭和 50	流末処理 工事	JR 武蔵野線沿から本流終点部分まで	1032m	182,570	120,800	61,770	建設部 下水道課
昭和 51	雑排水処理 工事	国道 254 号線と市道 41-10 号線交差点から 市道 41-18, 41-20, 41-03 号線まで	1587m	73,903	49,073	24,830	
昭和 52	雑排水処理 工事	本多緑道沿、市道 41-22 号線、 市道 41-18 号線外	1713m	43,610	49,366	24,684	建設部 下水道課
	平林寺堀 排水工事	市道 42-01 号線沿	150m	3,660			
	平林寺堀 復原工事	平林寺堀（野火止二丁目～新座市役所前） 擬木・玉石積・素掘・法面仕上・杭打	1701m	26,000			
	平林寺堀 試掘工事	9 か所		780			
昭和 53	平林寺堀 復原工事①	西堀分岐点から市道 41-03 号線まで 杭打・芝張・盛土		32,000	38,333	19,167	建設部 土木課
	平林寺堀 復原工事②	市道 41-01 号線平林寺前 擬木	166m	6,800			
	緑道整備 工事	都県境から市道 42-01 号線まで 杭打・植栽（モミジ）		18,700			
合計				452,623	300,632	151,991	

・清流対策事業実施概要（【野火止用水清流対策事業報告書】表6より）

年度	事業名	概要	丁目等	距離等	事業費	県負担	市負担	担当課
昭和 59	歩道用地購入	用地	西堀一丁目	771 m ²	109,558	0	109,558	建設部 監理用地課
	流路整備	しゅんせつ工	本流	5044m	43,990	28,860	15,130	建設部 土木課
		石積護岸工	平林寺堀	100m				
		安全柵工事	本流、西堀一・二丁目	1370m				
		法面整備工	野火止二・三・四丁目	43m				
	組立柵渠等整備	杭打護岸工	西堀一・二丁目	606m	16,360	10,906	5,454	
		横断改良工	新堀一丁目	38m	56,640	0	56,640	
	組立柵工	西堀一・二丁目	465m					
植樹工事等	各工事に関連する付帯工事				3,200	0	3,200	
実施設計委託					3,463	0	3,463	
昭和 60	歩道用地購入	用地	西堀一丁目	133 m ²	19,167	0	19,167	建設部 監理用地課
	流路整備	A地区	本多一丁目	889m	70,000	46,666	23,334	建設部 土木課
		B2地区	西堀二丁目	183m	17,400	11,599	5,801	
	緑道整備	A地区地区	本多緑道	269m	27,700	17,949	9,751	
	歩道整備	B3地区	西堀一丁目	364m	21,200	10,600	10,600	
		C3地区	西堀二丁目	467m	39,620	19,810	19,810	
	実施設計委託	平林寺堀外			4,799	2,710	2,089	
	組立柵渠等整備	C2地区	新堀一丁目	59	16,800	0	16,800	
	植樹工事等	各工事に関連する付帯工事				4,145	0	
実施設計委託	C2地区地区組立柵渠工外（市単分）				1,713	0	1,713	
史跡資料展示室設置	西堀・新堀コミュニティセンター内に野火止用水史跡資料展示室を設置（RC造）			63 m ²	12,718	4,000	8,718	教育委員会 社会教育課

年度	事業名	概要	丁目等	距離等	事業費	県負担	市負担	担当課	
昭和 61	緑道整備	A地区用地購入	野火止緑道	2066 m ²	273,859	49,207	224,652	都市整備部 都市計画課	
		野火止緑道実施設計			495	0	495		
		A地区	本多緑道	274m	7,650	0	7,650		
	歩道用地購入	C地区	新堀一・二丁目	418 m ²	75,642	10,793	64,849	建設部 監理用地課	
	歩道整備、 見学施設整備	B1地区	西堀二丁目	287m	9,760	4,880	4,880	建設部 土木課	
		C2地区見学施設		新堀一丁目	396m	28,180	14,090		14,090
		B1,C1地区		新堀一・二・三丁目	718m	51,100	25,550		25,550
		B3地区	西堀一丁目	131m	7,000	3,500	3,500		
		各工事に関連する付帯工事				30,418	0		30,418
	流路整備	A,B3地区		西堀一丁目、 本多一丁目	648m	44,000	29,333		14,667
		C2地区		新堀一丁目	259m	28,000	18,666		9,334
		B1,C1地区		新堀一・二丁目	224m	51,500	34,333		17,167
		C1地区		新堀二・三丁目	247m	36,000	23,999		12,001
	伏越し整備	A地区（8か所）		本多一丁目		4,500	3,000		1,500
	実施設計委託	C1地区流路整備外				2,380	1,450	930	
	組立柵渠等整備	C2地区		新堀一丁目	68m	17,500	0	17,500	
		C1地区		新堀二丁目	238m	28,000	0	28,000	
	実施設計委託	C2地区組立柵渠工他（市単 独分）				11,654	0	11,654	
	橋梁整備	C地区（1基）		西堀二丁目		8,300	0	8,300	
		C地区（1基）		新堀二丁目		4,700	0	4,700	
昭和 62	史跡公園整備	測量・設計委託			6600 m ²	1,150	0	1,150	
		木橋設計（3か所）							
		公園設置工		本多一丁目、 西堀分岐点					都市整備部 都市計画課
		遠路			468 m ²	14,000	7,000	7,000	
		木橋（3か所）							
公園広場		382 m ²							

年度	事業名	概要	丁目等	距離等	事業費	県負担	市負担	担当課	
昭和 62	史跡公園整備	電気設備・給水施設	本多一丁目、 西堀分岐点		1,503	0	1,503	都市整備部 都市計画課	
		公園設置付帯工事							
	緑道整備	A地区実施測量委託	野火止四丁目、 野火止緑道		807m	13,400	6,700	6,700	建設部 土木課
		舗装工			338m				
		外柵工			807m				
		縁石工							
		緑道付帯工							
	流路整備	B2地区地区	西堀二丁目			15,500	10,330	5,170	教育委員会 社会教育課
		C0地区	新堀三丁目			91,200	60,790	30,410	
		分岐点（本多一丁目）				2,900	1,753	1,147	
		A地区平林寺堀	野火止二丁目			47,185	28,390	18,795	
		A地区平林寺境内内実施 設計委託		370m		3,000	1,860	1,140	
	歩道整備	C0地区地区	新堀三丁目			42,500	21,250	21,250	建設部 土木課
橋梁整備	B2地区（1基）	西堀二丁目			3,790	0	3,790		
防護柵整備	各工事に関連する付帯工事				18,062	0	18,062		
伏越し整備	A地区平林寺堀伏越し補修 工（8か所）				5,290	3,520	1,770	建設部 土木課	
実施設計委託					2,280	1,390	890		
昭和 63	歩道整備	A地区用地購入	野火止緑道	3984㎡	393,418	0	393,418	都市整備部 都市計画課	
		緑道整備実施設計委託			1,500	0	1,500	建設部	
		野火止緑道整備工事		3984㎡	53,600	0	53,600	土木課	

年度	事業費	県負担	市負担
昭和59	233,211	39,766	193,445
昭和60	235,262	113,334	121,928
昭和61	720,638	218,801	501,837
昭和62	267,042	142,983	124,059
昭和63	448,518	0	448,518
合計	1,904,671	514,884	1,389,787

付表：清流対策事業費まとめ

・野火止用水における地区区分の変遷まとめ

水流	流路	昭和50年7月 埼玉県通知	昭和58年2月 埼玉県通知		清流対策事業(昭和59-63年度)		旧計画(平成7年3月)		本計画(令和4年度)	
			区分	区域	区分	区域	区分	ゾーン区分	地区	備考
上流 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	本流	野火止用水本流、県境(小金井街道)から川越街道まで6.712kmの水路敷(3.6m)と土あげ敷(左右各1.8m)	C	都県境から 新堀二丁目1413番地まで	C0	都県境から 新堀二丁目1413番地まで	C0	新堀三丁目	C	暗渠(松山三丁目交差点)
					B				開渠	
			B	新堀二丁目1413番地から 新堀一丁目354番地まで	B1	新堀二丁目1413番地から 新堀一丁目354番地まで	B1	新堀二丁目	B	開渠
					C				暗渠(新堀交差点)	
			C	新堀一丁目354番地から 西堀二丁目407番地まで	C2	新堀一丁目354番地から 西堀二丁目407番地まで	C2	新堀一丁目	B	開渠
									C	暗渠
			B	西堀二丁目407番地から 西堀二丁目541番地まで	B2	西堀二丁目407番地から 西堀二丁目541番地まで	B2	西堀二丁目	B	開渠
									C	暗渠
			C	西堀二丁目541番地から 西堀一丁目727番地まで	C3	西堀二丁目541番地から 西堀一丁目727番地まで	C3	西堀一丁目	B	開渠
									C	暗渠
B	西堀一丁目727番地から 西堀一丁目814番地まで	B3	西堀一丁目727番地から 西堀一丁目814番地まで	B3	西堀一丁目	B	開渠			
						C	暗渠			
分岐点 ↓ 下流	本流	野火止用水支流、西堀分岐点から平林寺を経由し、新座亥市役所まで約2.7kmの水路敷と左右の土あげ敷	A	西堀分岐点から 国道254号線バイパスまで	A	西堀分岐点から 国道254号線まで	A	本多一丁目	A	
								野火止二丁目		
分岐点 ↓ 下流	平林寺堀	野火止用水支流、西堀分岐点から平林寺を経由し、新座亥市役所まで約2.7kmの水路敷と左右の土あげ敷	A	西堀分岐点から 平林寺を経由して 新座市役所前まで	A	西堀分岐点から 新座市役所前まで	A	野火止三丁目	A	
								野火止四丁目		
								野火止六・七丁目	C	暗渠
								野火止六・七丁目	B	親水空間の整備

・野火止用水使用組合規約

- 第1条 本組合は野火止用水使用組合と称す。
- 第2条 組合は次の市を以って組織す。
新座市、朝霞市、志木市
- 第3条 組合の共同事務は次のとおりである。
玉川上水野火止口用水に関する事務
- 第4条 用水の使用目的及びその区域は次のとおりである。
新座市の内 大字野火止、大字西堀、大字菅沢
大字北野一円は飲用水
志木市は、かんがい及び飲用水
朝霞市の内大字宮戸 かんがい用水
- 第5条 組合会の位置は新座市役所とする。
- 第6条 組合会議員の定数は12名とし、各市議会においてその議員中より互選す。但し、用水関係区域内の議員数が組合会議員の数に達しないときは当該市長の推せんしたものとする。
選出すべき議員の数は次のとおり
新座市4人 朝霞市4人 志木市4人
- 2 必要あるときは代表議員を定めることができる。
代表議員は各市1名計3名とし、各市の組合会議員の互選による。
- 第7条 組合会議員の当選者定りたるときは、当該市長は直ちに組合管理者に通知するものとする。
- 第8条 組合会議員の任期は各市議会議員の任期に従う。
- 第9条 組合会議員にして市議会議員の職を退きたるとき又は失職したるときはその職を失う。
- 第10条 組合会議員中欠員を生じたときは、当該市長の推薦した者とする。
- 第11条 組合管理者は新座市長とす。組合管理者故障ありたるときは新座市副市長その職務を代理す。
- 第12条 組合の出納その他の会計事務は新座市海慶管理者これを掌るものとする。
- 第13条 組合に次の有給吏員を置き組合管理者これを任免する。
書記
- 第14条 本組合費は組合の財源その他の収入を以って充てるものの外次の割合を以って各市に分賦す。
新座市3分の1 朝霞市3分の1 志木市3分の1
- 第15条 用水配分については承応3年開設以来次の分水方法を遵奉する。
水積寸坪 19坪8合4勺 西堀村
15坪5合 菅沢村
31坪5合 野火止村
6坪8合4勺 北野村
27坪3合2勺 旧引又村
13坪6合8勺 旧館村
22坪8合 宗岡村上
22坪8合 宗岡村中
22坪8合 宗岡村下
17坪1合1勺 宮戸村

・野火止用水使用組合組織

管 理 者	新座市長
副管理者	志木市長 朝霞市長
議 員	志木市議会議員 4 名 朝霞市議会議員 2 名 宮戸用水組合組合長 宮戸用水組合副組合長 新座市議会議員 4 名
会 計	新座市会計管理者
事 務 局	新座市都市整備部道路課 朝霞市都市建設部道路交通課 志木市都市整備部道路公園課

・野火止用水サミット共同宣言

野火止用水は、承応 4 年（1655 年）の開削以来、流域に住む人々の生活用水やかんがい用水として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、戦後の高度経済成長期に入ると、宅地開発に伴う生活排水の流入による水質の汚濁が進み、加えて、昭和 48 年（1973 年）には、水不足により、玉川上水からの取水が停止され、水の流れが途絶えることとなりました。

その後、清流の復活を願う地元の機運が高まり、東京都と埼玉県による協議が進められ、昭和 59 年（1984 年）に再び野火止用水に清流が復活したところでもあります。現在では、各地域において様々な保全活動も進められています。

この歴史的文化資産である野火止用水を、今わたくしたちが保全し、後世につなげていくことは、わたくしたちの重要な責務です。

今後は、さらに流域自治体の連携を深め、野火止用水と周辺の豊かな自然環境を守り続けながら、将来に向けて、野火止用水をはじめとした自然環境をいかしたまちづくりを進めてまいります。

ここに、わたくしたちは、三つの目標を掲げ、都県を越えて、その達成に向け努力することを宣言します。

- 一 野火止用水を開削した先人への感謝とともに、野火止用水の持つ歴史的価値を認識し、後世に引き継ぎます。
- 一 野火止用水と周辺の自然環境を、都市近郊の貴重な水と緑の空間として保全し、守り育てます。
- 一 流域自治体、市民相互の連携を深め、野火止用水と周辺の自然環境等をいかしたまちづくりを進めます。

平成 23 年（201）11 月 15 日

・ 景観法（抜粋）

（定義）

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

（景観計画）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
 - 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
 - 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
 - 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
 - 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
 - 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - 三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
 - 四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

- ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
- (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
 - (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の許可の基準
 - (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
 - (4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準
 - (5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
 - (6) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
 - (7) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準
- ニ 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可(政令で定める行為に係るものに限る。)の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの(当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。)
- 3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。
- 4 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
- 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
 - 二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
- イ 建築物又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)の制限
- ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 5 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 景観計画は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画(当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。)との調和が保たれるものでなければならない。
- 7 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 8 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 9 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設

の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。

- 10 第二項第四号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号及び第四号ニに掲げる事項並びに第三項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画(同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。)に適合するものでなければならない。
- 11 景観計画に定める第二項第四号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)
 - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)
 - 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
 - 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた日から三十日以内にしなければならない。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
 - 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
 - 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
 - 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用区域をいう。)内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

八 第六十一条第一項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(平一七法五三・平二〇法四〇・平二三法一〇五・平二三法一二四・一部改正)
(変更命令等)

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。

3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合にお

いては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

- 5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百三条第四号において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

(平二三法一〇五・一部改正)

・景観法施行令（抜粋）

（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）

第四条 法第八条第四項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）
- 七 火入れ

（平二三政二八二・一部改正）

（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）

第五条 法第八条第四項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物の建築等（法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。以下同じ。）の制限は、次に掲げるものによること。
 - イ 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。
 - ロ 建築物若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面の位置の制限若しくは建築物の敷地面積の最低限度は、建築物又は工作物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為（以下単に「開発行為」という。）の制限は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法（のり）の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。
- 三 法第十六条第一項第四号に掲げる行為の制限は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること。

（平一七政一八二・平二三政二八二・一部改正）

（届出を要しない景観計画区域内における通常管理行為、軽易な行為その他の行為）

第八条 法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 二 仮設の工作物の建設等
- 三 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築
 - (2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)
 - (5) 特定照明
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3) 用排水施設(幅員が二メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓

(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)

第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第四項第二号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

(平二〇政三三八・平二三政二八二・一部改正)

(届出を要しないその他の行為)

第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ(第二十四条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一

項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第四十三条第一項若しくは第二百五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第六十七条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為

四 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(平一六政四二二・平一七政一八二・平一七政二六二・一部改正)

(条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準)

第二十五条 法第七十六条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように行うこと。

二 地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定(1) 道路法第四十五条第二項及び第三項

(2) 道路交通法第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに第一百四十四条の七

ロ 法第六十九条の規定の例による建築物又は工作物についての適用の除外に関する規定

(平一七政一八二・追加、平一七政二六二・旧第二十六条繰上、平二三政四二四・一部改正)

・ 景観法施行規則（抜粋）

（景観計画区域内における行為の届出）

第一条 景観法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

（届出が必要な事項）

第二条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（物干場その他の工作物）

第四条 景観法施行令（以下「令」という。）第八条第四号ロ（2）の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路（私道を除く。以下同じ。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物
- 二 消火設備

（平一七国交令五八・一部改正）

（物件の堆（たい）積の高さ）

第五条 令第八条第四号ロ（4）の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。

（平一七国交令五八・一部改正）

・新座市景観条例（抜粋）

（景観計画の変更）

第7条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ新座市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（事前協議）

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出（一戸建ての住宅に係るものを除く。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該届出に係る行為の計画について市長と協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第16条第2項の規定による届出をしようとする場合において、当該届出に係る行為の計画が規則で定める基準に適合することが明らかであるときは、前項に規定する協議を省略することができる。

（届出の対象とならない行為）

第9条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次のとおりとする。

(1) 高さが15メートル以下であり、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下である建築物（増築又は改築後において、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるものを除く。）で、次のいずれかに該当するもの

ア 新築（新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例（平成14年新座市条例第30号）第2条第2項第1号に規定する開発行為を行う区域における住宅又は敷地面積（複数の建築物を建築する事業を行う場合にあつては、当該事業を行う区域の全体の面積をいう。イにおいて同じ。）が500平方メートル以上の住宅に係るものを除く。）

イ 増築、改築又は移転（敷地面積が500平方メートル以上の住宅に係るものを除く。）

ウ 外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更

(2) 高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観のうち各立面の面積の5分の1以下を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項又は第2項に規定する工作物（以下「特定工作物」という。）以外の工作物の新設、増築、改築又は移転

(4) 特定工作物の増築又は移転

(5) 特定工作物の外観の総面積の5分の1以下を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更

(6) 法第16条第1項第3号に規定する行為

(7) 新座市屋外広告物条例（平成22年新座市条例第17号）第6条の規定による許可を受けた掲出物件の設置又は同条例第7条の規定による変更等の許可を受けた掲出物件の変更若しくは改造

2 前項第2号及び第5号に規定する行為が、景観計画で定める平林寺・野火止用水周辺ゾーンにおけるものである場合においては、同項第2号及び第5号中「5分の1」とあるのは、「10分の1」と読み替えるものとする。

（届出の対象とならない行為の景観計画への適合等）

第10条 法第16条第7項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に係る法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準に適合するよう努めなければならない。

- 2 市長は、景観形成を図るため必要があると認めるときは、当該行為をする者に対し、前項に規定する基準に適合するよう指導又は助言をすることができる。

（特定届出対象行為）

第11条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、次のとおりとする。

- (1) 高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物（増築又は改築後において、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるものを含む。）の新築、増築、改築又は移転
 - (2) 高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観のうち各立面の面積の5分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更
 - (3) 特定工作物（新座市屋外広告物条例第6条の規定による許可を受けた掲出物件を除く。）の新設又は改築
- 2 前項第2号に規定する行為が、景観計画で定める平林寺・野火止用水周辺ゾーンにおけるものである場合においては、同号中「5分の1」とあるのは、「10分の1」と読み替えるものとする。

（勧告及び命令）

第12条 市長は、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、これらの規定による勧告又は命令をすることができる。

- 2 市長は、前項に規定する勧告又は命令をしようとする場合において必要があると認めるときは、新座市景観審議会の意見を聴くものとする。

（公表）

第13条 市長は、前条の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べる等の機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ新座市景観審議会の意見を聴くものとする。

・新座市景観条例施行規則（抜粋）

（景観計画区域内における行為の届出等）

第2条 法第16条第1項の規定による届出は、新座市景観計画区域内における行為の届出書によるものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、新座市景観計画区域内における行為の変更届出書によるものとする。

（事前協議）

第3条 条例第8条第1項の規定による協議の申請は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出をしようとする日又は当該届出の対象となる行為その他これに関連する行為に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請をしようとする日のいずれか早い日の15日前までに、新座市景観計画区域内における行為の事前協議申請書により行うものとする

2 条例第8条第2項に規定する規則で定める基準は、景観計画に係る景観形成基準及び色彩基準とする。

3 市長は、条例第8条第1項の規定による協議が終了したときは、新座市景観計画区域内における行為の事前協議終了通知書により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

・屋外広告物法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

（広告物の表示等の禁止）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りょう（、、）

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明ら

かに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第七条第一項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に同条第二項第五号に掲げる事項を記載した市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

・新座市屋外広告物条例（抜粋）

（禁止地域等）

第4条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域のうち市長が指定する区域並びに同法第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区及び生産緑地
- (2) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域（市長が指定する区域を除く。）
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (4) 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに同条例第31条の規定により指定された地域
- (5) 新座市文化財保護条例（昭和39年新座市条例第14号）第6条第1項の規定により、市指定有形文化財又は市指定民俗文化財に指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域（市街化区域を除く。）並びに市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物に指定された地域
- (6) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条の規定により指定された近郊緑地保全区域及び同法第5条の規定により定められた近郊緑地特別保全地区
- (7) 高速自動車国道の全区間並びに道路（高速自動車国道を除く。）及び鉄道の市長が指定する区間
- (8) 道路又は鉄道から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園その他規則で定める公園等
- (10) 河川及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- (11) 野火止用水の付近の地域で、市長が指定する区域
- (12) 駅前広場及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- (13) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の建造物及びその敷地
- (14) 博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地で、規則で定めるもの
- (15) 古墳及び墓地並びにこれらの周囲の地域で市長が指定する区域
- (16) 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域

（禁止物件）

第5条 次に掲げる物件に広告物（第7号に掲げるものについては、はり紙、はり札、広告旗（これを支える台を除く。以下同じ。）又は立看板に限る。）を表示し、又は掲出物件（第7号に掲げるものについては、はり紙、はり札、広告旗又は立看板に係る掲出物件に限る。）を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 記念碑及び形像

- (5) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス及び路上変電塔
- (6) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(次号及び第 15 条第 4 項第 3 号において「電柱等」という。)で市長が指定するもの
- (7) 前号に掲げるもの以外の電柱等であって、市長が指定する道路及びこれに面する場所に存するもの
- (8) 信号機、道路標識、歩道柵(さく)、駒止(こまどめ)及び里程標
- (9) 火の見やぐら
- (10) 送電塔、送受信塔、照明塔及び展望塔
- (11) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク

(許可)

第 6 条 禁止地域等以外の地域又は場所において、広告物の表示又は掲出物件の設置(前条各号に掲げる物件に対する広告物の表示又は掲出物件の設置を除く。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするときは、当該許可に係る広告物又は掲出物件について次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 表示しようとする広告物又は設置しようとする掲出物件が規則で定める基準に適合していること。

(2) 前項の許可に係る広告物又は掲出物件を管理する者(次のア又はイのいずれかに該当する者に限る。)があらかじめ定められていること。

- ア 埼玉県屋外広告物条例(昭和 50 年埼玉県条例第 42 号。以下「県条例」という。)第 23 条第 1 項に規定する屋外広告業の登録を受けた者
- イ 県条例第 25 条第 1 項各号に掲げる者

3 市長は、第 1 項の許可に係る申請の内容が前項第 1 号に掲げる要件を備えていない場合においても、特にやむを得ない理由があると認めるときは、新座市景観審議会(新座市景観条例(平成 22 年新座市条例第 16 号)第 15 条に基づき設置する新座市景観審議会をいう。以下「審議会」という。)の議を経て、許可をすることができる。

4 市長は、第 1 項の許可をするときは、当該許可の期間(以下「許可期間」という。)を定めるものとする。この場合において、許可期間は 3 年を超えることができない。

5 市長は、第 1 項の許可をするときは、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付けることができる。

(許可の証票の表示)

第 10 条 設置者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に、規則で定める証票をはり付けておかななければならない。ただし、規則で定める押印を受けたものについては、この限りでない。

(広告物の管理)

第 11 条 設置者及び第 6 条第 2 項第 2 号の規定により置かれた広告物又は掲出物件を管理する者(第 13 条において「管理者」という。)は、当該広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物又は掲出物件を良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第 12 条 設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する事由が生じた日から 5 日以内に、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

- (1) 許可期間が満了したとき。
- (2) 第 9 条の規定によりこの条例の規定による許可が取り消されたとき。
- (3) 広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなったとき。

- (4) 第 17 条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過したとき。

(広告物協定地区)

第 14 条 一定の区域内の土地、建築物、工作物若しくは広告物若しくは掲出物件の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の景観を協力して整備するため広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する協定(以下この条において「広告物協定」という。)を締結したときは、市長に対し、広告物協定の内容を証する書面を添えて、当該区域を広告物協定地区として指定するよう申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る広告物協定が良好な景観の整備に資すると認めるときは、当該申請に係る区域を広告物協定地区として指定するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告物協定地区を指定したときは、当該広告物協定地区の区域内の景観を整備するため、当該広告物協定を締結した者に対し、技術的助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第 15 条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第 4 条から第 6 条までの規定は、適用しない。

(1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件

(2) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件

(3) 国又は地方公共団体が公共的な目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件(次条の規則で定めるものを除く。)

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第 4 条及び第 6 条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件

(4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件

(5) 自動車(次号に掲げるものを除く。)に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(6) 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)の規定に基づく登録及び検査を受けた自動車のうち、使用の本拠の位置が本市の区域外にあるものに表示される広告物であって、当該使用の本拠の位置の属する地方公共団体において適用される広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの

(7) 人、動物若しくは車両(自動車を除く。)又は船舶に表示される広告物

(8) 地方公共団体が設置する掲示板に、当該地方公共団体の許可又は承諾を得て表示するもの

(9) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条の規定(同条第7号の規定を除く。)は、適用しない。
- (1) 第5条第2号、第10号又は第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの又はこれを掲出する物件
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第5条各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、第5条第11号に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- 4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条第7号の規定は、適用しない。
- (1) 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件
 - (2) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のために一時的に表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件
 - (3) 電柱等の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件
- 5 第11条の規定は、前各項の規定により禁止地域等又は許可地域において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について準用する。この場合において、同条中「設置者及び第6条第2項第2号の規定により置かれた広告物又は掲出物件を管理する者(第13条において「管理者」という。)」とあるのは、「第15条第1項から第4項までの規定により禁止地域等又は許可地域において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者」とする。
- 6 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のもの
 - (2) 道標、案内図板その他公共的な目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件
- 7 第6条第2項から第5項まで及び第7条から第13条までの規定は、前項の許可について準用する。
- 8 公益上必要な施設又は物件に、規則で定める基準に適合する寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。
- 9 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示され、かつ、表示の期間が15日を超えないはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板で、規則で定める基準に適合するもの又はこれらを掲出する物件については、第6条の規定は、適用しない。
- (経過措置)
- 第17条 第4条又は第5条の規定による指定(以下この条において「指定」という。)がされた際現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、当該指定の日(以下この項において「指定日」という。)の前日においてこの条例の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件(同日においてこの条例の規定による許可を受けていた広告物又は掲出物件(次項において「旧許

可物件」という。)を除く。)であって、指定日以後表示できないこととなる広告物又は設置できないこととなる掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、指定日から10年間(当該既存不適格物件に、第7条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、第4条及び第5条の規定のうち当該指定に係る部分は、適用しない。

- 2 指定がされた際現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示し、又は設置されている旧許可物件であって、指定日以後この条例の規定による許可の基準に適合しないこととなる広告物又は掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、指定日から10年間(当該既存不適格物件に、第7条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、当該指定がなかったものとしてこの条例の規定を適用する。この場合において、既存不適格物件に係る第8条第2項の規定により準用する第6条第4項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「3年(当該3年を経過する日が指定日から10年を経過する日を超える場合にあつては、当該指定日から10年を経過する日までの期間)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成22年埼玉県条例第19号)の施行の日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

・新座市屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（禁止地域）

第3条 条例第4条第9号の規則で定める公園等は、次に掲げるものとする。

- (1) 新座市立児童遊園条例(昭和59年新座市条例第8号)に基づく児童遊園
 - (2) 新座市みどりのまちづくり条例(平成3年新座市条例第3号)第14条第2項に規定する市民憩いの森
 - (3) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及び第1号の児童遊園以外の公園等
 - (4) 保全緑地として市長が指定する緑地
- 2 条例第4条第14号の規則で定める博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地は、当該博物館、美術館又は病院のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地とする。

（許可地域の許可基準）

第5条 条例第6条第2項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- (3) 裏面及び側面が本市の良好な景観を損なわないものであること。
- (4) 道路上に突き出している部分の光源が点滅していないこと。
- (5) 広告物のうち広告の内容を表示する部分以外の部分又は掲出物件に係る色彩が次に掲げるものであること。
 - ア マンセル値(日本産業規格 Z8721 に定める色の三属性(色相、明度及び彩度をいう。))を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。以下同じ。)による色相がGY、G、BG、B、PB、P又はRPである色彩については、彩度3以下のものであること。
 - イ アに掲げる色相以外の色彩については、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるものであること。
- (6) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準に適合していること。

（許可期間の基準）

第6条 条例第6条第4項(条例第8条第2項及び条例第15条第7項において準用する場合を含む。)の規定により市長が定める許可の期間は、別表第3の左

（適用除外の基準）

- 第14条 条例第15条第2項第1号の規則で定める基準は、第5条第1号から第5号までに掲げる基準(以下「共通基準」という。)並びに別表第4の自家広告物を表示する地域欄に掲げる地域ごとに、同表の自家広告物の種類欄に掲げる区分に応じ、同表の基準欄及び色彩の基準欄に定める基準のとおりとする。
- 2 条例第15条第2項第2号の規則で定める基準は、共通基準及び広告物又は掲出物件の広告物を掲出する部分の面積(以下「表示面積」という。)が2平方メートル以下であることとする。
 - 3 条例第15条第2項第5号の規則で定める基準は、共通基準及び別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準のとおりとする。
 - 4 条例第15条第2項第9号の規則で定める基準は、共通基準及び次に掲げる基準のとおりとする。

- (1) 工事の期間中に限り表示するものであること。
 - (2) 空、動物、植物、風景その他本市の良好な景観に調和したものを描写した絵画又はこれらを被写体とした写真であること。
 - (3) 広告物(工事に係る設計者、施工者、監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示するものに限る。)の面積が表示方向から見た面における板塀その他これに類する仮囲いの面積の20分の1以下であること。
- 5 条例第15条第3項第1号の規則で定める基準は、共通基準及び次の各号に掲げる物件の区分に応じ、当該各号に定める基準のとおりとする。
- (1) 石垣又は擁壁を利用する広告物又は掲出物件 表示面積が5平方メートル以下であること。
 - (2) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突又はガスタンク、水道タンクその他のタンクを利用する広告物又は掲出物件 表示面積が15平方メートル以下であること。
- 6 条例第15条第3項第3号の規則で定める基準は、共通基準及び第4項第2号に掲げる基準のとおりとする。
- 7 条例第15条第8項の規則で定める基準は、共通基準及び広告物又は掲出物件の広告物を掲出しようとする部分の面積が表示方向から見た面における公益上必要な施設又は物件の面積の20分の1(0.5平方メートルを限度とする。)であることとする。
- 8 条例第15条第9項の規則で定める基準は、共通基準及び別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準のとおりとする。

別表第1(第5条関係)

用途地域等	色彩の基準
市街化調整区域(市長が指定する区域を除く。)、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域	(1) 色相がR又はYRである場合 彩度5以下 (2) 色相がYである場合 彩度4以下
近隣商業地域及び商業地域	色相がR、YR又はYである場合 彩度6以下

備考 2以上の用途地域等にわたって設置される掲出物件(広告物のうち広告の内容を表示する部分以外の部分を含む。以下この表において同じ。)については、当該掲出物件の地盤面に対する水平投影面積の過半が属する用途地域等の基準によることとする。ただし、当該掲出物件の地盤面に対する水平投影面積の過半が属する用途地域等が存しない場合は、市長が別に定める基準によることとする。

参考文献

新座市史等

埼玉県新座市教育委員会

1972『郷土史新座』

新座市教育委員会市史編さん室

1984『新座市史』第1巻自然・原始古代中世資料編

1985『新座市史』第2巻近世資料編

1985『新座市史』第3巻近代・現代資料編

1986『新座市史』第4巻民俗編

1987『新座市史』第5巻通史編

新座市史編さん室

1982『新座の金石文』新座市史調査報告書四

1984『野火止台地の地下水系統』新座市史調査報告書8

1985『新座市の民家』新座市史調査報告書10

1985『地誌』新座市史調査報告書十一

復原整備事業・清流対策事業等

後藤 繁

1991『野火止用水沿いの植生調査報告』

巢瀬 司

1996『野火止用水沿いの動植物概況調査報告』

田島 輝臣

1974『野火止用水周辺の植物』『野火止用水文化財調査報告書』野火止用水文化財調査団

新座市

1988『野火止用水清流対策事業報告書～よみがえる野火止用水～』

新座市建設部

1984『野火止用水清流対策調査報告書』

新座市、新座市教育委員会

1995『野火止用水管理・活用計画 ～野火止用水のあるまちづくり～』

講座・記録・報告等

新座市遺跡調査会

1989『埼玉県新座市埼玉県指定史跡「野火止用水」本流発掘調査報告書』

1993『埼玉県新座市埼玉県指定史跡「野火止用水」平林寺堀第1地点発掘調査報告書』

2003『埼玉県新座市埼玉県指定史跡野火止用水本流第2地点発掘調査報告書』

新座市教育委員会

1987『野火止用水講座記録集』新座市立歴史民俗資料館事業経過報告(別冊)

2006『文化的景観保存活用調査等業務委託報告書』

2007『文化的景観保存活用調査その2報告書』

2012『野火止用水文化的景観保存管理計画』

2015『埼玉県新座市埼玉県指定史跡「野火止用水」本流第3地点発掘調査報告書』新座市埋蔵文化財調査報告第32集

新座市教育委員会、特定非営利活動法人地域自然情報ネットワーク

2011『野火止用水文化的景観保護推進事業 野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』

新座市教育委員会生涯学習課

1995『野火止用水シンポジウム（記録集）』

1997『ふるさと座談会「私と野火止用水」』野火止用水管理・活用計画実施
事業記録集

1998『文化財フォーラム ～用水端の集い～ =地域に広げよう文化財ポ
ランティア=』

新座市立歴史民俗資料館

1991『水利用の生活と技術 水車（II）』

1992『水利用の生活と技術 水車（資料集）』

1993『水利用の生活と技術 水車（I）』

その他の主な参考文献

小泉武栄、伊東敦子

2011「玉川上水における法面の日対象とその成因」『地形』第32第1号
pp.1-14

佐藤力、大塚生美、趙賢一、小泉武栄

2003「東京都玉川上水の水路法面崩落と樹木管理に関する研究」
『環境情報科学論文集』17 pp.13-16

高浜虚子

1969『武蔵野探勝』興英文化社

東京市

1919『東京市史稿 上水篇』第1巻

1923『東京市史稿 上水篇』第2巻

1923『東京市史稿 上水篇』第3巻

1954『東京市史稿 上水篇』第4巻

東京都水道局

2007『史跡玉川上水保存管理計画書』

2009『史跡玉川上水整備活用計画』

根岸茂夫

1987「近世前期川越藩の新田開発 一武蔵の新座郡野火止新田を中心に一」
『国史学』第133号 国史学会 pp.1-36

平林寺

1987『平林寺史』博文館

松永安左エ門

1938「薬師堂裏の俄湖水」『松泉会記録』第3篇（松藤秀雄・編）

埼玉県指定史跡 野火止用水保存活用計画

令和5年3月 日策定

編集・発行 新座市教育委員会
〒352-8623
埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
048-477-1111（代表）